

一般廃棄物処理基本計画

2023（令和5）年度～2037（令和19）年度

2023（令和5）年2月

安城市

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定（改定）の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画対象地域	3
第5節 計画の範囲	3
第6節 他の計画等との関係	4
第7節 広域化の動向	12
第2章 市の概況	13
第1節 土地・気象	13
第2節 人口の動向	15
第3節 産業の動向	16
第4節 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係	18
第3章 ごみ処理の現状と課題	22
第1節 ごみ処理の現状	22
第2節 ごみ処理の課題	52
第4章 ごみ処理基本計画	54
第1節 将来人口	54
第2節 将来ごみ量の予測	55
第3節 基本理念及び基本方針	58
第4節 計画数値目標	59
第5節 計画推進のための施策	62
第6節 分別収集の区分	68
第7節 ごみ処理基本計画	69
第8節 ごみの処理施設の整備に関する事項	77
第9節 その他ごみの処理に際し必要な事項	80
第5章 生活排水処理の現状と課題	81
第1節 生活排水処理の現状	81
第2節 生活排水処理の課題	89
第6章 生活排水処理基本計画	90
第1節 処理形態別人口及び生活排水処理量の予測	90
第2節 基本理念及び基本方針	93
第3節 計画数値目標	93
第4節 計画推進のための施策	94
第5節 し尿・汚泥の処理計画	95
第7章 計画の進捗管理	96

第1章 基本的事項

第1節 計画策定（改定）の目的

今日、人類の社会経済活動が及ぼす地球環境への負荷が増大し、大量生産・大量消費型社会経済活動による廃棄物の大量発生、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染等の環境問題をはじめ、様々な問題が露呈してきました。良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立する社会を将来世代へ引き継いでいくためにも、私たちは環境負荷を削減していかなければなりません。

2015（平成27）年に開かれた国連サミットでは、世界中に共通する問題を解決するために国際社会共通の目標であるSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））を掲げました。SDGsは2016（平成28）年から2030（令和12）年までに達成すべき目標として17のゴールと169のターゲットで構成されています。

我が国の廃棄物分野においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）等が改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定されました。近年、改正された「第五次環境基本計画（2018（平成30）年4月）」や「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）」は、SDGsの考え方を取り入れた計画としています。その他、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略（2019（令和元）年5月）」が策定され、また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が2021（令和3）年6月に公布、2022（令和4）年4月に施行されました。

愛知県においては、2022（令和4）年3月に策定した「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」において、SDGsの達成やサーキュラーエコノミー（循環型経済）への転換、プラスチックごみや食品ロスの削減等に対応していくため、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進し、循環型社会の形成を目指しています。

安城市（以下「本市」という。）では、2017（平成29）年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、ごみの減量や資源化の推進といった資源循環の取組みと計画的な生活排水処理を推進してきました。

本計画は、現行計画の策定から5年が経過することから、中間目標年度における計画目標の達成状況、社会経済情報の変化や施策の評価を踏まえ、現行計画の見直しを行い、本市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものです。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

市町村は、廃棄物処理法の第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされており、本計画は、「一般廃棄物処理計画」の一部となります。「一般廃棄物処理計画」は、中長期の処理計画である「一般廃棄物処理基本計画」と毎年の実行計画である「一般廃棄物処理実施計画」に区分されます。

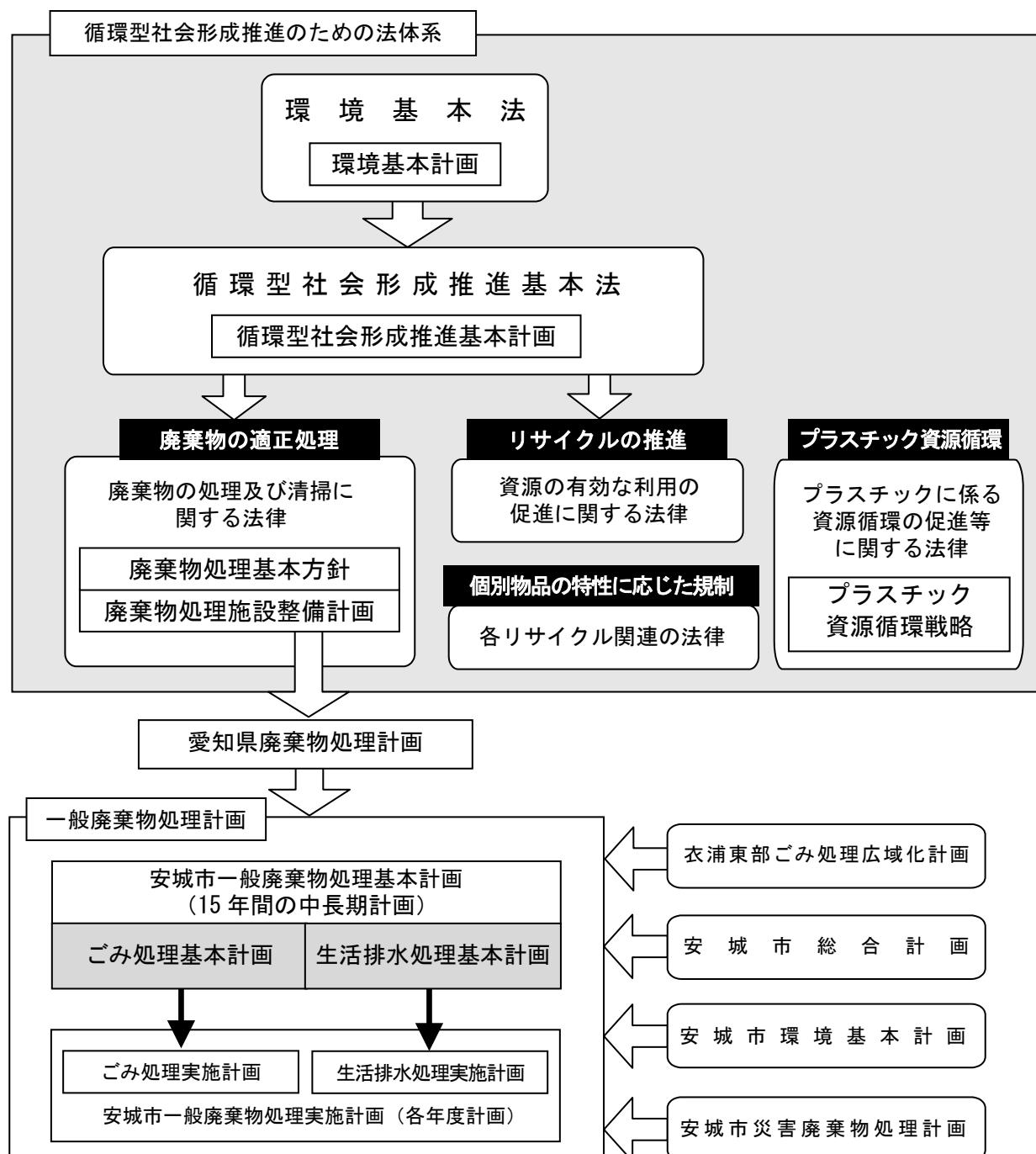


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、計画策定から15年後の2037（令和19）年度を計画目標年度とします。また、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施するために中間目標年次を2027（令和9）年度及び2032（令和14）年度に設定します。

なお、本計画は中間目標年次ごとに改定するとともに、計画策定の前提条件である諸条件に大きな変動があった場合は、本計画で掲げた数値目標や重点施策等の達成度や各取組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行います。また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

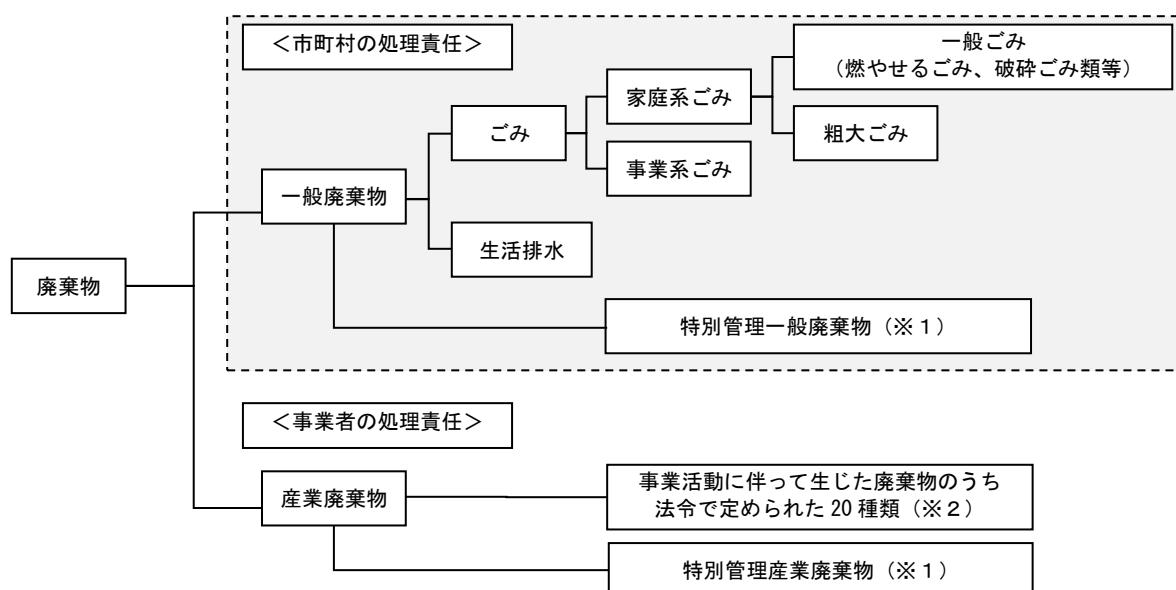
第4節 計画対象地域

計画の対象とする区域は、本市全域とします。

第5節 計画の範囲

図1-2に本計画の対象となる廃棄物を示します。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、一般廃棄物は市町村に処理責任があります。本計画では、一般廃棄物のごみと生活排水を対象とします。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したもの等）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒等）

[資料：環境省]

図1-2 計画の対象となる廃棄物

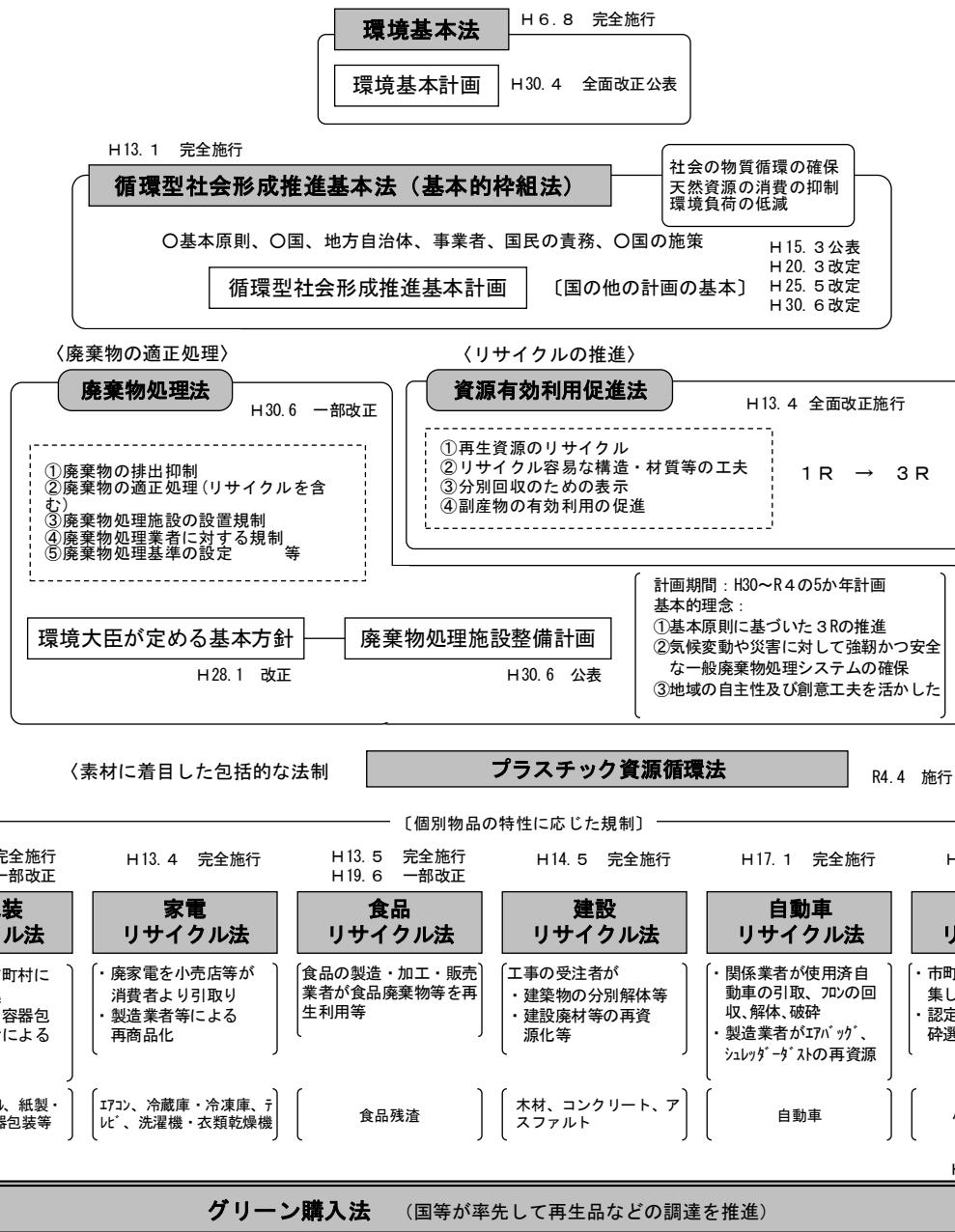
第6節 他の計画等との関係

1 ごみ処理の関連法令及び上位計画

(1) ごみ処理の関連法令

循環型社会形成推進のための法体系を図 1-3 に示します。

本市は、循環型社会の形成に向けて、各法制度等に基づく実効ある取組みの推進を図っています。



[資料：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）(2018(平成30)年6月19日)(一部改変)]

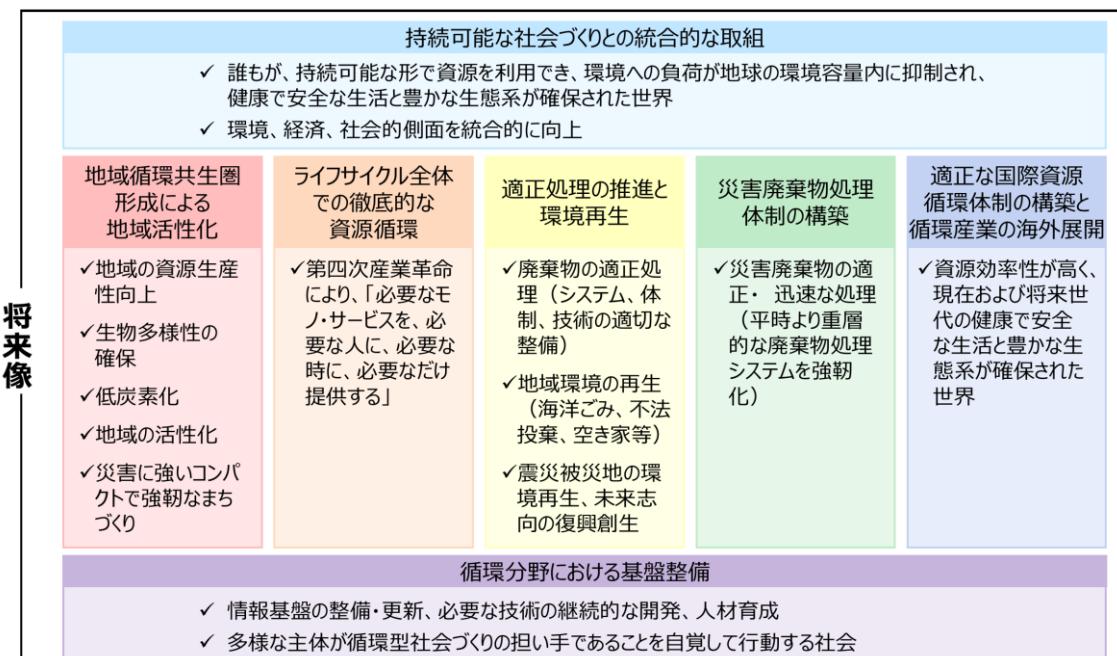
図 1-3 循環型社会形成推進のための法体系

(2) ごみ処理の上位計画

1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組み等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目し、図1-4に示す7つの将来像や指標、目標を掲げています。



[資料：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）（2018（平成30）年6月19日）]

図 1-4 第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げる将来像

2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（2001（平成13）年環境省告示第34号、改正：2016（平成28）年告示第7号）（以下「廃棄物処理基本方針」という。）」が定められています。

2016（平成28）年1月には、方針の変更に関して告示され、廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、2020（令和2）年度を目標年度として計画されています。なお、2020（令和2）年度以降については、基本方針の内容に大幅な変更に必要がないことから、改定を行わず、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

3) プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環促進法

国は、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2021（令和3）年6月に「プラスチック資源循環促進法」を公布、2022（令和4）年4月に施行しました。

プラスチック資源循環戦略では、基本原則に「3R+Renewable」を掲げ、ワンウェイの容器包装・製品のリデュースや持続可能なプラスチックのリサイクル等を進めていくものとしています。

プラスチック資源循環促進法では、プラスチック資源循環戦略を具体化するために、事業者に対し、製造や販売段階で環境への配慮、事業者の自主回収や再資源化を求めるとともに、市町村に対しプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化等を求めています。

4) 愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）

愛知県は、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、6次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定しました。その後、2000（平成12）年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を4次にわたり策定し、2022（令和4）年3月に新たな「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」を策定しています。

愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）では、SDGsの達成やサーキュラーエコノミー（循環型経済）への転換、プラスチックごみや食品ロスの削減等に対応していくため、愛知県における廃棄物処理を巡る課題等を踏まえつつ、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進し、廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用・熱回収、適正処分の順にできる限り循環的な利用を行うことで、循環型社会の形成を目指しています。

5) 第8次安城市総合計画

本市は、行政が携わる全分野の主要な施策の中長期的な方針を示し、目指すべき都市像を実現するための行政運営の指針として、2016（平成28）年3月に「第8次安城市総合計画」前期計画、2020（令和2）年3月に後期計画を策定しています。

第8次安城市総合計画では、「健康」「環境」「経済」「きずな」「こども」をキーワードとして、「豊かさ」や「幸せ」を実感できる構成要素とし、「市民一人ひとりの生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を基本理念としています。

6) 第2次安城市環境基本計画

本市は、1998（平成10）年10月に「地球にやさしい環境都市宣言」を表明し、2001（平成13）年に「安城市環境基本計画」を策定し、2021（令和3）年に「第2次安城市環境基本計画」を策定しています。

第2次安城市環境基本計画では、理想とするまちの姿を「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」とし、2030（令和12）年度までの10年間における「生活環境保全」「自然・都市共生」「資源循環」「地球温暖化」といった環境施策を進める上の指針を示しています。

国、愛知県及び本市の上位計画における一般廃棄物のごみに係る目標値を表 1-1 に示します。

表 1-1 ごみ処理の上位計画における各種目標値

計画名称	排出量	リサイクル率	最終処分量
国 第四次循環型社会形成推進基本計画	■2025（令和7）年度 目標値 <一般廃棄物> ・排出量：約 3,800 万 t ・1人1日当たりのごみ排出量： 約 850g/人・日 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排 出量（資源ごみ、集団資源回収量 を除く）：約 440g/人・日 <事業系ごみ> 事業系ごみ排出量：約 1,100 万 t	約 28%	約 320 万 t
	■2030（令和12）年度 目標値 <家庭系食品ロス量> 2000（平成12）年度の半減	—	—
	■2020（令和2）年度 目標値 <一般廃棄物> 2012（平成24）年度比で 年間排出量約 12%削減 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排 出量（資源ごみ、集団資源回収量 を除く）：500g	約 27%	2012（平成24） 年度比で約 14%削減
プラスチック資源循環戦略	■2030（令和12）年度 目標値 <リデュース> 2030（令和12）年までにワンウェ イプラスチックを累積 25%排出抑 制	<リユース・リサイクル> ・2030（令和12）年までに容器包 装の 6 割をリユース・リサイクル ・2035（令和17）年までに使用済 プラスチックを 100%リユース・リ サイクル等により有効活用	—
	■2026（令和8）年度 目標値 <一般廃棄物> 2019（令和元）年度比で 年間排出量約 6 %削減 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排 出量（資源ごみ、集団資源回収量 を除く）：480g	約 23%	2019（令和元） 年度比で約 4 %削減
愛知県 第8次安城市総合計画 (後期計画)	■2023（令和5）年度 目標値 <一般廃棄物> 1人1日当たりのごみ排出量： 890g	—	—
	■2030（令和12）年度 目標値 <一般廃棄物> 1人1日当たりのごみ排出量： 2019（令和元）年度の 924g より削 減	—	2019（令和元） 年度の 5,875t より削減

2 生活排水処理の関連計画

(1) 社会資本整備重点計画

国は、社会資本整備事業を重点的、効果的にかつ効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）」に基づき、「社会資本整備重点計画」を策定しています。これまで4次にわたる計画が策定されており、2021（令和3）年度に第5次社会資本整備重点計画が閣議決定されました。第5次社会資本整備重点計画では、グリーンインフラ社会の実現に向けて、健全な水循環の維持等のための汚水処理施設整備を推進するとしています。

(2) 全県域汚水適正処理構想

愛知県は、県内市町村の汚水適正処理構想を基に広域的な観点から必要な調整・検討を行い、県全域を対象とした汚水処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めるために、1996（平成8）年度に「全県域汚水適正処理構想」を策定し、2016（平成28）年度に第3回改定を行いました。なお、2022（令和4）年度に第4回改定を行っています。

(3) 高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）

油ヶ淵は、本市と碧南市の境に位置する愛知県唯一の天然湖沼ですが、流域の都市化等により水質の汚濁が著しく、1970（昭和45）年度に環境基準が指定され、1994（平成6）年度には流域4市（本市、碧南市、西尾市及び高浜市）と愛知県が一体となって取り組む水質改善目標値を定めた「油ヶ淵水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を策定しました。2004（平成16）年度には新たな目標値を設定した「高浜川水系油ヶ淵水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスII）」を策定し、2011（平成23）年度に改訂を行いました。

2021（令和3）年度には「高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）」を策定し、目標水質や環境基準の達成に向け、引き続き関係機関が連携し、水環境改善に取り組むための行動計画を定めています。

(4) 安城市汚水適正処理構想

本市は、汚水処理の位置付け及び整備・運営管理方針を定め、市民が一層快適な生活環境を享受できる社会、健全な水環境の形成を目指すために、1996（平成8）年度に「安城市汚水適正処理構想」を策定し、2015（平成27）年度に第3回改定を行いました。なお、2022（令和4）年度に第4回改定を行っています。

(5) 安城市生活排水対策推進計画

本市は、県下唯一の天然湖沼である油ヶ淵流域に位置しますが、生活排水の流入による水質悪化が顕著であり、1990（平成2）年度に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の改正を受け、碧南市、西尾市及び高浜市とともに「生活排水対策重点地域」として県知事より指定されました。この指定を受けて、1991（平成3）年度に「生活排水対策推進計画」を策定し、2016（平成28）年度に第4回改訂を行いました。この計画は、目標年度を2026（令和8）年度として、公共下水道の整備や浄化槽の普及を進めることで、油ヶ淵を中心とした水辺環境の改善を推進し、『市民が水や多様な生物と触れ合える清らかで自然豊かな川と油ヶ淵』の実現を目指す、としています。

国、愛知県及び本市の関連計画における生活排水処理に係る目標値を表 1-2 に示します。

表 1-2 生活排水処理の関連計画における各種目標値

計画名称		策定時期	汚水処理人口普及率※
国	第5次社会資本整備重点計画	第5次計画 2021(令和3)年度	2020(令和2)年度 91.7% → 2026(令和8)年度 95.0%
愛知県	全県域污水適正処理構想	第3回改定 2016(平成28)年度	2025(令和7)年度までに 95.0%にする。
安城市	安城市污水適正処理構想	第3回改定 2015(平成27)年度	2025(令和7)年度までに 95.0%にする。
	安城市生活排水対策推進計画	第4回改訂 2016(平成28)年度	2015(平成27)年度 84.9% → 2026(令和8)年度 95.0%

※下水道及び農業集落排水施設の処理区域内人口並びに同処理区域外における合併処理浄化槽の使用人口（汚水処理人口）を計画処理区域内人口で除した割合。

3 ごみ処理行政の動向

(1) 食品ロスの削減

我が国ではまだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しており、2015(平成27)年9月の国連サミットでも言及される等、食品ロスの削減が国際的にも重要な課題となっています。

国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」が2019(令和元)年10月に施行され、本法律第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020(令和2)年3月)が閣議決定されました。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(2019(令和元)年7月公表)」において、2000(平成12)年度比で、2030(令和12)年度までに家庭系及び事業系食品ロスの発生量を半減するという目標を掲げています。

また、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、地方公共団体は以下の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組みを推進することとされています。

[基本的施策]

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取組みに対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組み等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

(2) サーキュラー・エコノミー（循環型経済）

サーキュラー・エコノミーとは、EUが2015（平成27）年12月に政策パッケージを公表したことで世界的に広まった概念で、従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」やReduce（減らす）、Reuse（再利用する）、Recycle（リサイクル）の3Rで知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方とは異なり、原材料の調達や製品設計の段階から従来廃棄されていたものを新たな「資源」として使用し、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済のことを指します。

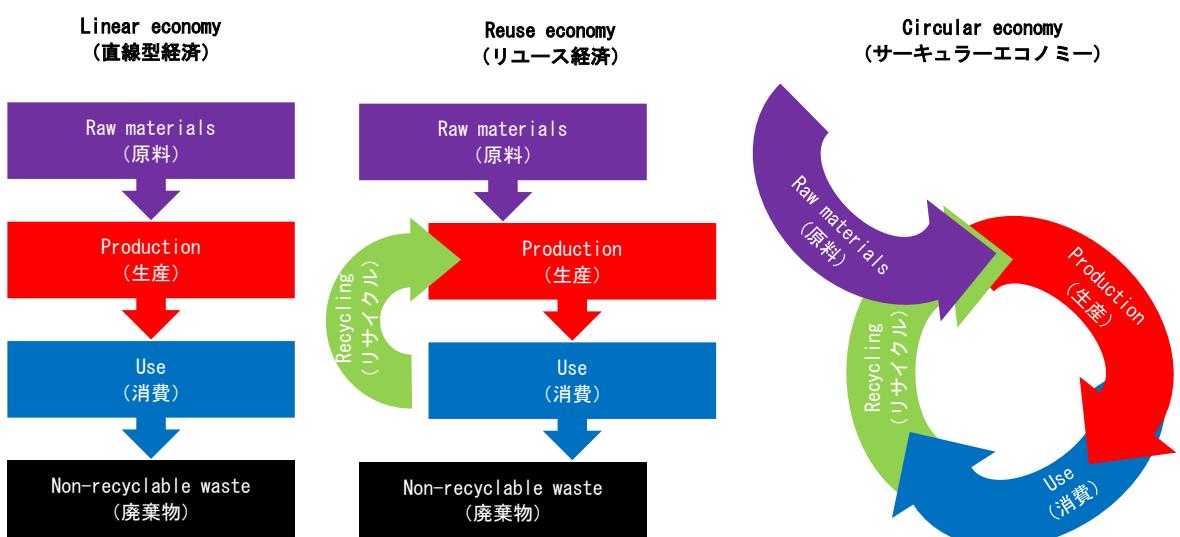
世界的な人口増加に伴う資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物量の増加、気候変動をはじめとする環境問題の深刻化等を受け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、サーキュラー・エコノミーへの移行を中長期的に進めていく必要性が高まっています。

[サーキュラー・エコノミーの基本原則]

基本原則1：自然のシステムを再生

基本原則2：製品と原料材を捨てずに使い続ける

基本原則3：ゴミ・汚染を出さない設計



【資料：オランダ政府ホームページ】を一部加筆

図 1-5 サーキュラー・エコノミーの概念図

(3) 災害廃棄物への対策

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災や全国各地で発生した災害廃棄物処理の教訓を基に、地方公共団体の災害廃棄物対策を促進するため、2014（平成26）年3月に「災害廃棄物対策指針」が策定され、2018（平成30）年3月に改定されました。

2015（平成27）年8月には、「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」が改正され、これを受け、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」において、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定すること等が明記されました。

本市は、2018（平成30）年3月に「安城市災害廃棄物処理計画」を策定し、平常時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための基本的な対応事項を整理しています。

(4) 「新しい生活様式」への対策

廃棄物処理は国民生活に不可欠な業務であり、感染症拡大時も感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(2020(令和2)年9月策定(2021(令和3)年6月一部改定))では、廃棄物処理業者、排出者、地方公共団体等の各主体を対象に、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめています。

本ガイドラインでは、市町村は災害時に以下のリスクを念頭におき、県や廃棄物処理業者等とともに事前に対策を講じ、備えておく必要があるとしています。

[新型コロナウイルス感染拡大時に想定されるリスク]

- 感染性廃棄物ではない廃棄物を感染性廃棄物として扱うことによる感染性廃棄物の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- 感染性廃棄物の発生量増大による感染性廃棄物の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- 外出自粛に伴う家庭ごみの発生量増大による廃棄物の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- リサイクル市況や分別方法の変化に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- 個人用防護具不足に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- 作業員の感染に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- 都道府県や市町村の職員の感染に伴う委託・許可事務手続きの停滞
- 廃棄物処理業者の経営悪化等に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫

第7節 広域化の動向

愛知県では、2009（平成21）年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、市町村等が整備するごみ焼却施設の集約化を進めてきましたが、計画策定から13年が経過し、今後人口減少等によるごみ排出量の減少や更なる事業費の縮減が求められることから、持続可能な適正処理の確保を主な目的として見直しを行い、2021（令和3）年11月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しています。

本市、碧南市、刈谷市、知立市及び高浜市が属する「衣浦東部ブロック」の衣浦東部広域行政圏協議会は、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を受け、広域処理体制構築に向けた方針を定めるために、2019（平成31）年3月に「衣浦東部ごみ処理広域化計画」を策定しています。

衣浦東部ブロックのごみ焼却施設の概要は、表1-3のとおりです。ごみ焼却施設以外の施設の概要は、表1-4のとおりです。

表1-3 衣浦東部ブロックにおけるごみ焼却施設

設置主体名	施設名	施設規模 (t/日)	処理方式	竣工年度	備考
衣浦衛生組合 (碧南市・高浜市)	衣浦衛生組合 クリーンセンター衣浦	190	ストーカ式	1995(平成7) 年度	2016(平成28)年度 に延命化
刈谷知立環境組合 (刈谷市、知立市)	刈谷知立環境組合 クリーンセンター	291	ストーカ式	2009(平成21) 年度	
安城市	安城市 環境クリーンセンター (ごみ焼却施設)	240	ストーカ式	1997(平成9) 年度	2014(平成26)年度 に延命化

[資料：衣浦東部ごみ処理広域化計画（2019（平成31）年3月）]

表1-4 衣浦東部ブロックにおけるごみ焼却施設以外の施設

△	設置主体名	処理能力 (残余容量)	処理対象物	竣工年度	備考
処理大 ご 設 み	衣浦衛生組合 (碧南市・高浜市)	40 t /5h	粗大ごみ、不燃ごみ	1995(平成7) 年度	2016(平成28)年度 に延命化
	刈谷知立環境組合 (刈谷市、知立市)	30 t /5h	粗大ごみ	1986(昭和61) 年度	
資源化 施設	衣浦衛生組合 (碧南市・高浜市)	蛍光管破碎機 3,000本/h	蛍光管	1997(平成9) 年度	
	安城市	400~450kg/h	ペットボトル	2000(平成12) 年度	
		58.2 t /5h	金属類、ガラス類、 プラスチック、不燃 ごみ、粗大ごみ	1998(平成10) 年度	
		4.8 t /日	せん定枝	2001(平成13) 年度	
最終 処 分 場	碧南市	20,007m ³	—	1987(昭和62) 年度	埋立完了予定 2041(令和23)年度
	刈谷市	36,678m ³	—	1997(平成9) 年度	埋立完了予定 2041(令和23)年度
	安城市	49,199m ³	—	1993(平成5) 年度	埋立完了予定 2029(令和11)年度
	知立市	15,969m ³	—	1987(昭和62) 年度	埋立完了予定 2022(令和4)年度

※各最終処分場の残余容量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査（2019（令和元）年度調査結果）に基づく

[資料：衣浦東部ごみ処理広域化計画（2019（平成31）年3月）]

第2章 市の概況

第1節 土地・気象

1 位置及び概況

本市の位置を図 2-1 に示します。本市は、愛知県の中部、名古屋市の南東約 30 km に位置し、北を豊田市、南を西尾市と碧南市、東を岡崎市、西を知立市、刈谷市及び高浜市に囲まれた内陸都市です。

市の北部から中部にかけて、JR安城駅、JR三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の4つの拠点を核とした市街地を形成しており、南部には優れた農業地帯が広がっています。

本市の面積は 86.05km²、東西の距離は 10.6km、南北の距離は 13.7km です。

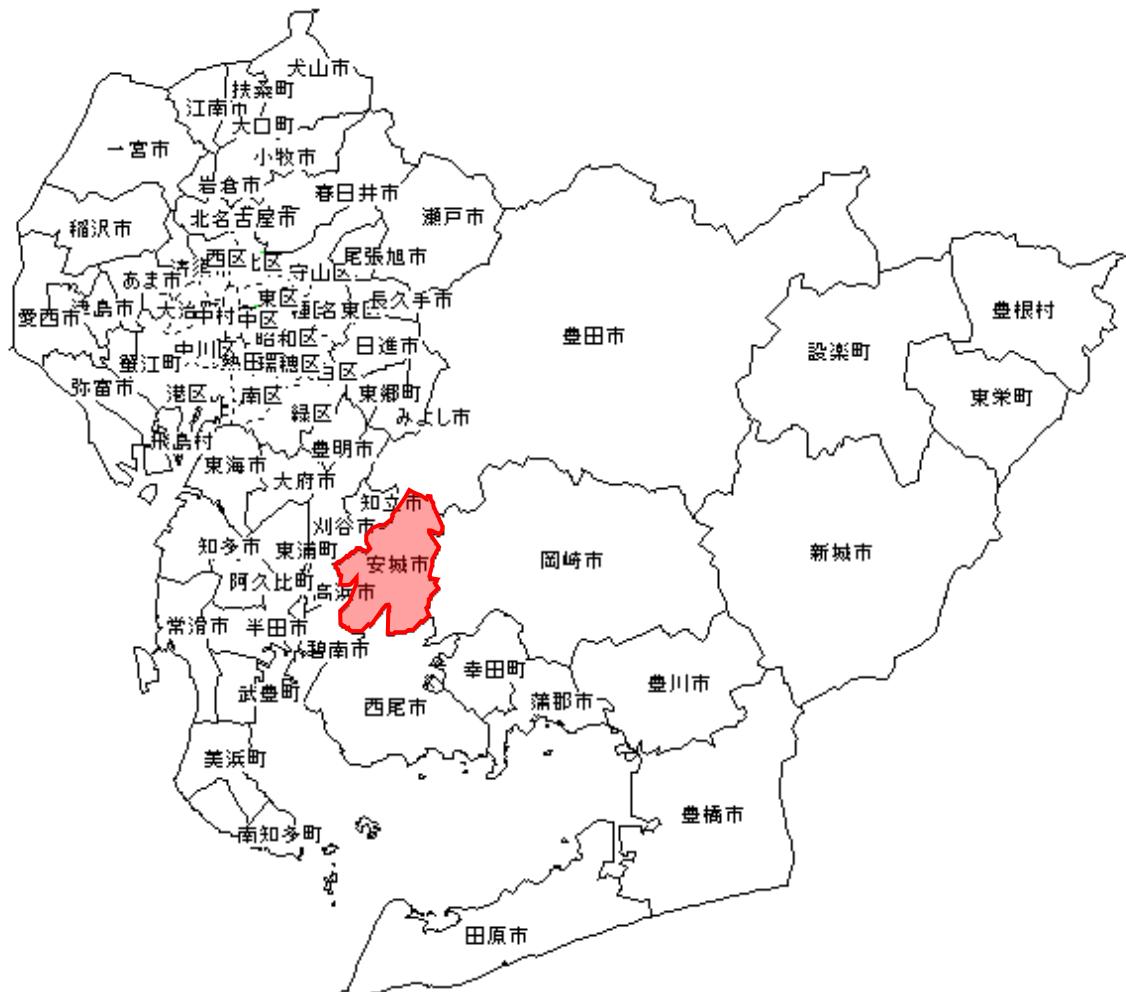


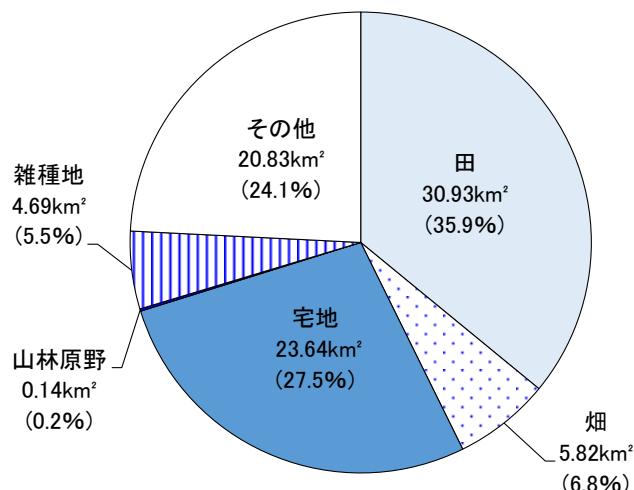
図 2-1 本市の位置

2 土地利用状況

本市は、明治用水の開削による豊かな水利に育まれ、「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業で発展を遂げてきた歴史があり、現在でも恵まれた自然的・社会的条件を背景に県下有数の農業地帯として、水稻、野菜、果樹、花き等の多角経営による都市近郊型の農業が行われています。

また、中部経済圏の中心である名古屋市から約 30 kmに位置し、豊田市等の内陸工業都市、碧南市等の衣浦臨海工業都市に隣接する地理的条件にも恵まれ、自動車工業や機械工業を中心とした世界的なものづくり産業の集積地となっています。

2021（令和3）年度の土地利用状況を図 2-2 に示します。2021（令和3）年度において、最も多くの面積を占めているのは田（35.9%）で、続いて宅地（27.5%）となっています。



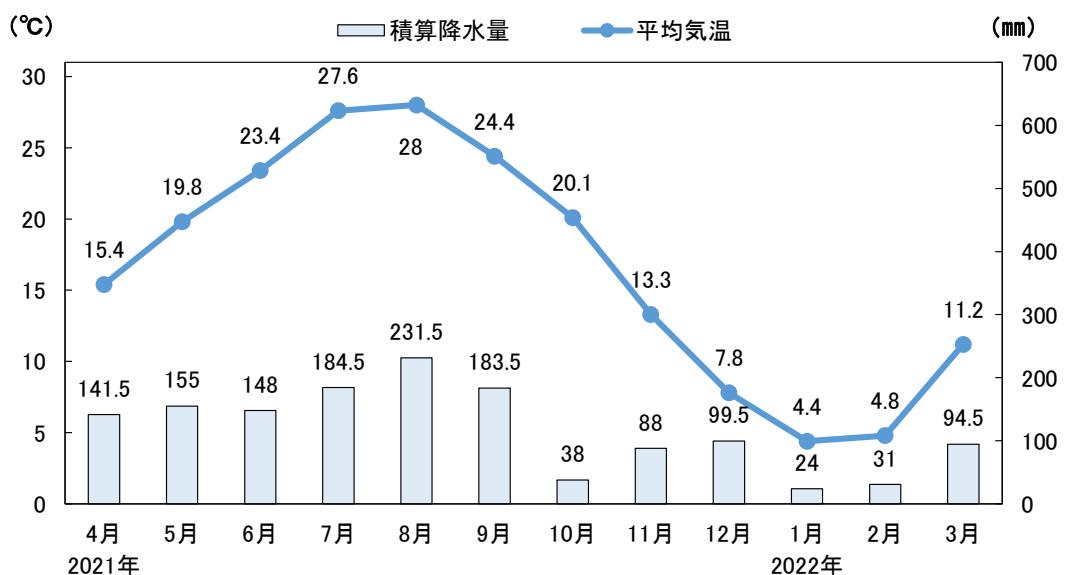
[資料：'21 安城の統計 58（2021（令和3）年度）]

図 2-2 土地利用状況（2021（令和3）年度）

3 気象

2021（令和3）年度の平均気温と降水量を図 2-3 に示します。

本市の気候は、愛知県内の他地域と比べ、比較的降水量が少なく、温暖で住みやすいとされています。



[資料：衣浦東部広域連合消防局 気象月報（安城消防署）]

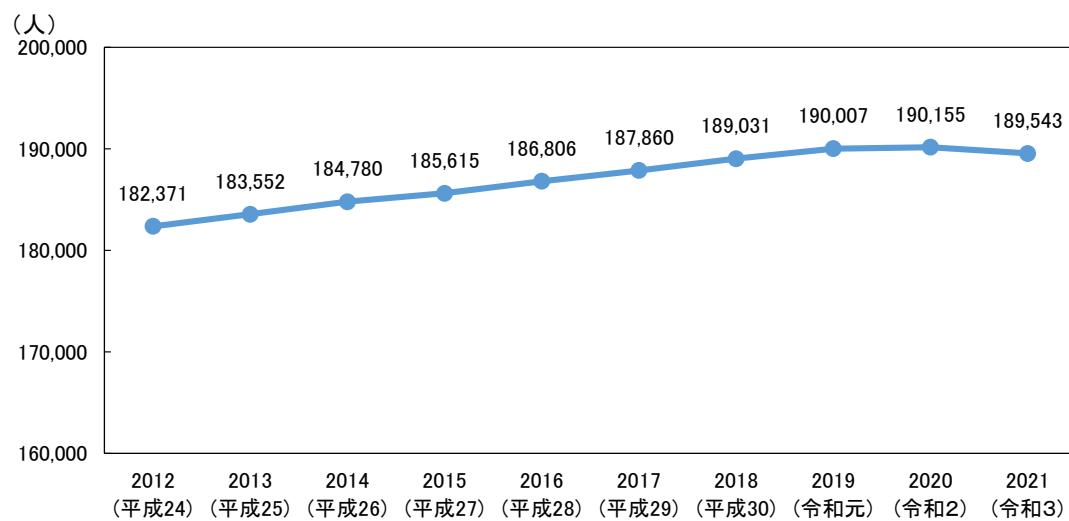
図 2-3 平均気温と降水量（2021（令和3）年度）

第2節 人口の動向

本市の過去10年間の人口の推移を図2-4、年齢別人口の割合を図2-5に示します。

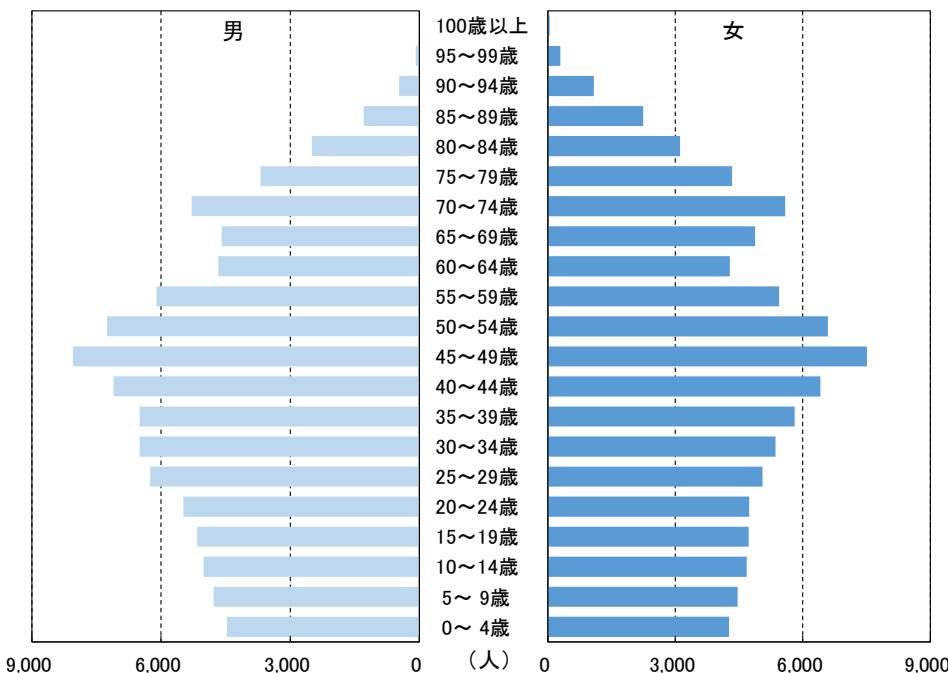
本市の人口は、中部経済圏の堅調な景気や、名古屋市を中心に三大都市圏を結ぶリニア中央新幹線の開業を控えた企業立地や定住人口の増加を受け、2020（令和2）年まで増加していましたが、2021（令和3）年は減少傾向に転じています。

年齢別人口の割合は、高齢人口（65歳以上）が総人口の21.0%、若年層（14歳以下）が14.7%になっています。愛知県平均では、高齢人口（65歳以上）が25.3%、若年層（14歳以下）が13.0%（あいちの人口令和2年国勢調査（2020（令和2）年10月1日現在）（愛知県））であり、本市は愛知県平均と比較して、若年層が多くなっています。



[資料：'21安城の統計58（2021（令和3）年度）]

図2-4 人口の推移



[資料：令和2年度国勢調査（総務省、2020（令和2）年10月1日）]

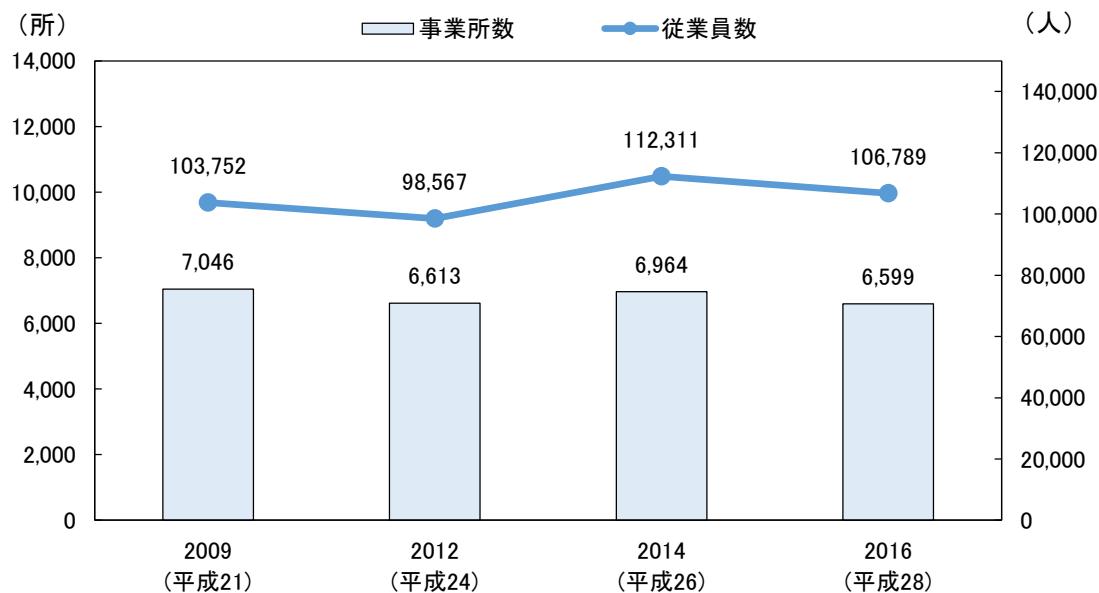
図2-5 年齢別人口の割合

第3節 産業の動向

1 事業所数と従業員数

本市の事業所数と従業員数の推移を図 2-6 に示します。

事業所数及び従業員数ともに、2009（平成21）年度以降、増減を繰り返しています。



[資料：経済センサス（総務省）]

図 2-6 事業所数と従業員数の推移

2 工業

本市の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移を表 2-1 に示します。

本市の事業所数は減少傾向にある一方で、2011（平成23）年から2020（令和2）年までの10年間で従業者数は39,201人から49,526人（126.3%）、製造品出荷額等は15,136億円から25,196億円（166.5%）に増加しています。

表 2-1 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年度	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
2011(平成23)	541	39,201	151,361,341
2012(平成24)	509	40,180	167,093,305
2013(平成25)	500	40,188	182,393,391
2014(平成26)	490	41,635	179,956,514
2016(平成28)	511	46,797	208,178,313
2017(平成29)	469	46,402	210,988,867
2018(平成30)	457	48,662	228,403,620
2019(令和元)	463	51,124	245,937,352
2020(令和2)	452	49,526	251,957,570

[資料：工業統計調査（経済産業省、各年6月現在）]

3 商業

本市の商店数・従業者数・年間商品販売額の推移を表 2-2 に示します。

本市の商店及び従業者数は減少傾向にある一方で、年間商品販売額はほぼ横ばいで推移しています。

表 2-2 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

年度	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
2009(平成21)	1,695	18,967	—
2012(平成24)	1,601	15,847	681,319
2014(平成26)	1,680	15,538	618,286
2016(平成28)	1,329	12,407	693,923

[資料：経済センサス（総務省）]

4 農業

本市の農業就業人口及び経営耕地面積を表 2-3 に示します。

本市の総農家数及び農業就業人口は年々減少しています。一方で、2020（令和2）年度における経営耕地面積は3,101ha であり、総土地面積(8,605ha)に占める割合は36.0%と全国平均の11.7%及び愛知県平均の14.2%を大きく上回り、市内南部を中心に農業地帯が広がっています。

表 2-3 農業就業人口及び経営耕地面積

年度	総農家数 (人)	農業就業人口 (農業従事者人口) (人)	経営耕地面積(ha)			
			合計	田	畠	樹園地
2010(平成22)	2,338	2,492	3,372	3,045	213	114
2015(平成27)	2,028	2,086	3,093	2,830	176	87
2020(令和2)	1,660	2,070	3,101	2,864	154	83

※2020 年農業センサスより調査未実施、(3)農業従事者数へ移行

[資料：農林業センサス（農林水産省）]

第4節 持続可能な開発目標（S D G s）との関係

1 S D G sとは

S D G sとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015（平成27）年の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際社会共通の目標です。S D G sは、図2-7に示す持続可能な世界を実現するための17のゴール（なりたい姿）と169のターゲット（具体的な達成基準）で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。

S D G sは、パリ協定と併せて地球規模の問題として、世界各国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで取組みが進んでいます。



[資料：国際連合広報センターホームページ]

図 2-7 S D G sの17のゴール

2 S D G sに対する国々の取組み

国は、S D G sの実施を総合的かつ効果的に推進するため、2016（平成28）年5月に、「持続可能な開発目標（S D G s）推進本部」を設置し、同年12月には「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」を策定しています。その中で、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的な施策を定めるとともに、S D G s推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘しています。

2018（平成30）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」においても、S D G sの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することを掲げています。

3 本市の関連計画とSDGsとの関係

(1) 第8次安城市総合計画後期計画（2020（令和2）年3月）

本市の総合計画においては、SDGsの17のゴール（図2-7）と総合計画の基本計画における主な政策の方針との関係性を整理しています。総合計画で取り組む方向性は、SDGsの目指す17のゴールが目指すべき方向性と同様であることから、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標達成にも資するものとしています。

(2) 第2次安城市環境基本計画（2021（令和3）年3月）

本市の環境基本計画においては、理想とするまち「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を実現するために必要な取組みとして、4つの柱「生活環境保全」「自然・都市共生」「資源循環」「地球温暖化対策」とそれらを支える土台「環境学習・環境行動」を掲げ、SDGsとの関係性を整理しています。本計画と特に密接に関係する柱「資源循環」とSDGsとの関係を図2-8に示します。



[資料：第2次安城市環境基本計画（2021（令和3）年3月）]

図2-8 本市環境基本計画の柱「資源循環」とSDGsとの関係

4 本計画でのSDGsの位置づけ

上位計画と同様に、本計画とSDGsとの関係性を明確にすることで、本計画の推進により、国際的な目標であるSDGsの達成に貢献していくこととします。

SDGsの17のゴールと本計画との関連性を表2-4に示します。

表 2-4 SDGs の 17 のゴールと本計画との関連性 (1/2)

番号	ゴール	関連性
1 貧困をなくす 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	○
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	○
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	○
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	○
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	—
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	◎
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	◎
8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	○
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	—

—：関連性が低い ○：関連性が高い ◎：関連性がとても高い

[資料：国際連合広報センターホームページを基に作成]

表 2-4 SDGsの17のゴールと本計画との関連性 (2/2)

番号	ゴール	関連性
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する。	—
11 住み続けられるまちづくり 	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	◎
12 つくる責任つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する。	◎
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	○
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	◎
15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	○
16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	—
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	◎

—：関連性が低い ○：関連性が高い ◎：関連性がとても高い

[資料：国際連合広報センターホームページを基に作成]

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの分別区分及び処理フロー

(1) ごみの分別区分

本市のごみの分別区分は、表 3-1 のとおりです。大きくは、燃やせるごみ（以下「可燃ごみ」という。）、燃やせないごみ（以下「不燃ごみ」という。）、粗大ごみ、資源ごみの4 分別です。

ごみの出し方は、表 3-2 のとおりです。

表 3-1 ごみの分別区分

区分	品目	収集容器
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、木くず、汚れたプラスチック製容器包装、軟らかいプラスチック製品等	指定袋
不燃ごみ	金属類（大きい缶を含む）、ガラス類（不透明なびんを含む）、硬いプラスチック製品、家庭用電化製品等	推奨袋、透明・半透明の袋
粗大ごみ	家具、畳、ふとん、自転車、遊具等	なし
資源ごみ	びん・缶類 飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん、飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶	コンテナ
	プラスチック製容器包装 プラマークのあるポリ袋、ラップ類、ボトル類、トレイ・パック類、カップ類、プラマークのついていないプラスチックのふた、発泡スチロール等	指定袋
	破碎困難ごみ 危険ごみ 硬い鉄製のもの、長い金属製のもの、スプレー缶、刃物類・割れたガラス類、水銀体温計等	コンテナ
	古紙・古着 リサイクルが可能な新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・牛乳パック、汚れや破れが無い衣類	紙袋（雑がみ） ・ひも束
	せん定枝 枯れていない枝	ひも束
	ペットボトル 飲料用・食品用のペットボトル	回収ネット
	乾電池 マンガン電池・アルカリ電池等	回収ボックス
	蛍光灯・電球 蛍光管、電球	回収ボックス
	小型家電 家庭用電化製品、小型電子機器（携帯電話、携帯ゲーム機等）	回収ボックス
	硬質プラスチック製品 硬いプラスチックだけでできた製品	— (拠点回収のみ)
	廃食用油 使用済みの食用油	— (拠点回収のみ)

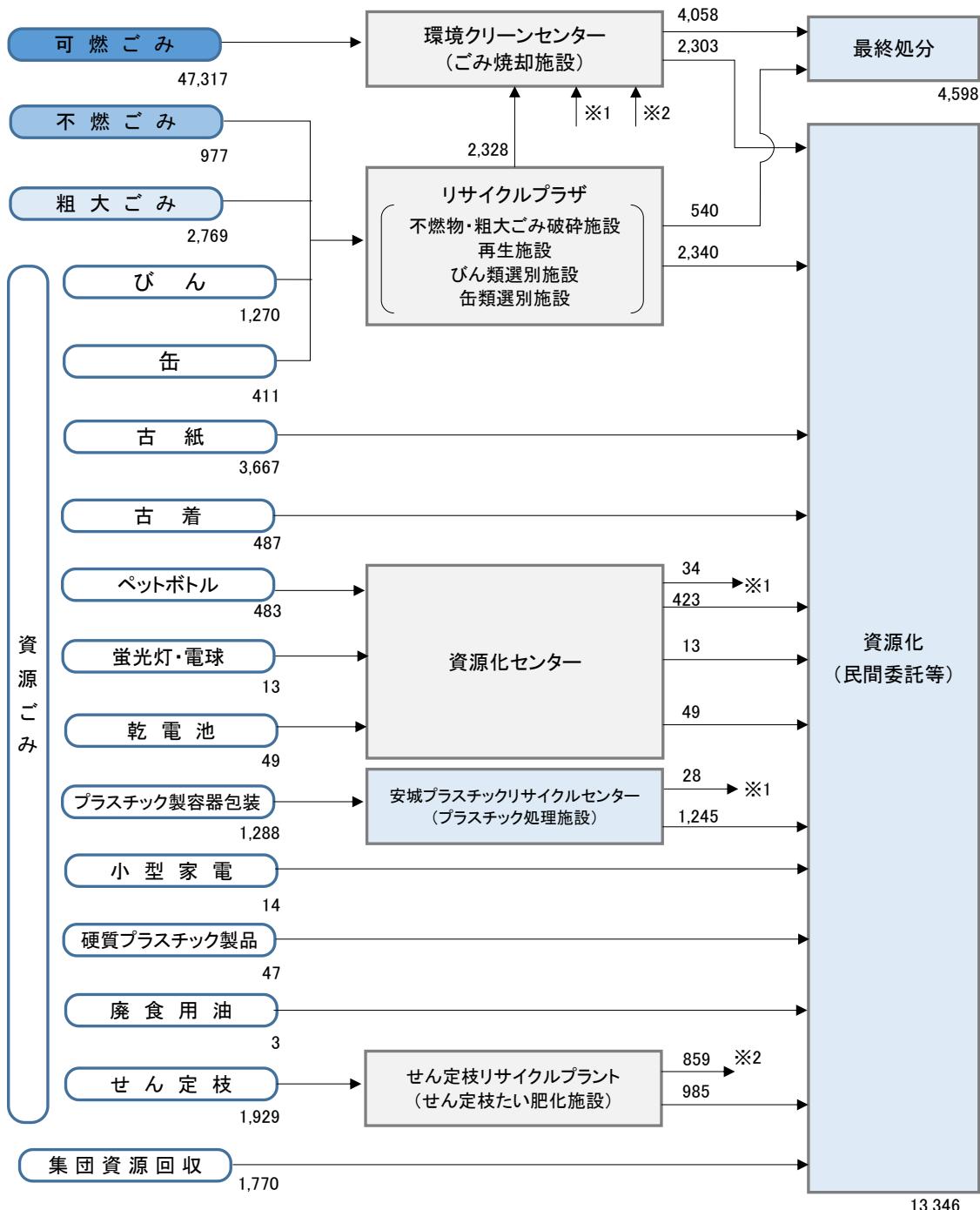
表 3-2 ごみの出し方

区分	ごみステーションでの収集	拠点回収			施設への直接搬入/持込	集団資源回収
		市の施設 小・中学校等	リサイクルステーション	エコらんど		
可燃ごみ	○	—	—	—	環境クリーンセンター	—
不燃ごみ	○	—	—	—	リサイクルプラザ	—
粗大ごみ	—	—	—	—	(可燃性)環境クリーンセンター (不燃性)リサイクルプラザ	—
資源ごみ	びん・缶類	○	—	—	○	—
	プラスチック製容器包装	○	—	—	○	—
	破碎困難ごみ・危険ごみ	○	—	—	○	リサイクルプラザ
	古紙・古着	○	—	○	○	—
	せん定枝	—	—	—	—	せん定枝リサイクルプラント
	ペットボトル	—	○	○	○	—
	乾電池	—	○	○	○	—
	蛍光灯・電球	—	—	○	○	—
	小型家電	—	—	○	○	—
	硬質プラスチック製品	—	—	—	○	—
	廃食用油	—	—	△ (中部リサイクルステーションのみ)	○	—

(2) 処理フロー

2021（令和3）年度のごみ処理フローは、図 3-1 のとおりです。

可燃ごみは、環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理しています。焼却残さは、2018（平成30）年度までは最終処分していましたが、2019（令和元）年度からは一部セメント原料化を開始しました。不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん及び空き缶は、リサイクルプラザで選別処理等を行い、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分し、資源物は民間委託等で資源化しています。



注) 数値は、2021（令和3）年度値を示す（単位:t/年）。

※1、※2は規格外または処理能力超え

図 3-1 ゴミ処理フロー (2021 (令和3) 年度)

2 ごみ処理施策の沿革

過去 10 年間のごみ処理施策の沿革を表 3-3 に示します。

表 3-3 ごみ処理施策の沿革

年	内 容
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥生ごみとごみ袋またはトイレットペーパーとの交換開始 [8月] ・15cm 以下の小型電子機器 10 品目をリサイクルステーションで回収開始 [12月]
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザで家庭系パソコン回収の開始 [7月]
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合リサイクルステーション(エコらんど)を開設 [1月] ・ごみ減量活動功労団体等表彰要綱の制定 [2月] ・刈草等粉碎機購入補助金交付要綱の制定 [3月] ・資源化センターのペットボトル減容機の更新(処理能力 400kg/h) [8月] ・エコらんど、エコセンターあんじょう（現：中部リサイクルステーション）にて試験的に廃食用油の受入れ開始 [8月]
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量化総合支援事業実施要綱を制定 [4月]
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設改修整備工事（処理方式：前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式（下水道放流）、処理能力 102kL/日）が完了 [2月] ・安城南部リサイクルステーションを閉鎖 [3月]
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・安城市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 2018～2027 を策定 [3月] ・安城市災害廃棄物処理計画を策定 [3月] ・新安城リサイクルステーションを閉鎖 [11月]
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を再資源化するため、セメント原料化開始 [7月] ・し尿くみ取り手数料を改定 [10月]
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> ・三河安城リサイクルステーションを閉鎖 [5月] ・再生補修家具等入札販売事業の仕組みを見直し、リユース品入札事業（年 4 回）を開始 [12月]
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と協定を締結し、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収を開始 [3月] ・廃棄物処理施設整備基本構想を策定 [3月] ・民間事業者とボトル to ボトルリサイクルに向けた協定を締結 [9月]
2022 (令和4)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を改訂 [3月]

3 ごみ処理体制

(1) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみの収集方式

家庭ごみの主な収集運搬体制は表 3-4、収集運搬に使用される車両の台数は表 3-5 のとおりです。

表 3-4 収集運搬体制

分別区分		収集方式	収集頻度	収集運搬主体
可燃ごみ		ステーション方式	1週2回	委託
不燃ごみ		ステーション方式	2週1回	委託
資源ごみ	プラスチック製容器包装	ステーション方式	1週1回	委託
	古紙・古着	ステーション方式	2週1回	委託
	びん・缶類	ステーション方式	2週1回	直営
粗大ごみ		戸別収集	1週2回	直営

表 3-5 収集車両の台数

区分	車種	台数
直営分	プレスパッカー	4t × 6台
	軽四ダンプ	0.35t × 1台
	軽四 トラック	0.35t × 1台
	低床 トラック	4t × 8台 2t × 5台
	フックロール	4t × 1台
委託分	プレスパッカー	5.5t × 15台 4t × 2台
	トラック	3t × 2台 2t × 2台

2) 事業系ごみの収集方式

事業系ごみの収集方式は、許可業者による搬入または事業者自らの搬入としています。

(2) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3-6 に示します。

表 3-6 中間処理施設の概要

項目	内 容	
環境クリーン焼却施設 (ごみ焼却センター)	処理対象	可燃ごみ、可燃残さ
	所在地	安城市和泉町大下 38 番地
	処理方式	全連続燃焼式
	処理能力	240 t / 日 (120t/24h × 2 炉)
	竣工年月	1997 (平成 9) 年 3 月 (2015 (平成 27) 年 3 月基幹改良工事)
	処理主体	本市
リサイクルプラザ	処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ、びん、缶類
	所在地	安城市赤松町乙菊 18 番地
	処理方式	低速式破碎機及び高速せん断型破碎機 びん・缶分別処理
	処理能力	58.2 t / 日 不燃物・粗大ごみ破碎施設 : 43.0 t / 日 再生施設 : 0.2 t / 日 びん類選別施設 : 9.0 t / 日 缶類選別施設 : 6.0 t / 日
	竣工年月	1998 (平成 10) 年 7 月
	処理主体	本市
資源化センター	処理対象	ペットボトル、蛍光灯・電球、乾電池
	所在地	安城市堀内町西新田 2 番地
	処理方式	選別・圧縮・梱包
	処理能力	ペットボトル減容機 : 400~450kg/h
	竣工年月	2000 (平成 12) 年 3 月 (2014 (平成 26) 年 8 月減容機更新)
	処理主体	本市
安城リサイクルプラスチックセンター	処理対象	プラスチック製容器包装
	所在地	安城市和泉町家下 98 番地
	処理方式	圧縮梱包処理
	処理能力	4.8 t / 日 (5h)
	竣工年月	—
	処理主体	民間
せん定枝リサイクルプラント	処理対象	せん定枝
	所在地	安城市赤松町東向 111 番地 2
	処理方式	破碎機、植穢機、自然発酵
	処理能力	4.8 t / 日
	竣工年月	2001 (平成 13) 年 3 月
	処理主体	本市

(3) 最終処分場の概要

環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）での焼却処理によって生じる焼却灰は、2017（平成29）年度までは「（公財）愛知臨海環境整備センター（アセック）」及び「（株）ウィズ ウエイスト ジャパン」で処分されていました。2018（平成30）年度からは「グリーンフィル小坂（株）」での処分が加わり、2019（令和元）年度には「（株）ウィズ ウエイスト ジャパン」での処分を廃止し、以降は「（公財）愛知臨海環境整備センター（アセック）」及び「グリーンフィル小坂（株）」で処分しています。また、2019（令和元）年度より一部の焼却灰のセメント原料化を実施しています。

リサイクルプラザで中間処理後に生じる不燃残さは、「榎前町一般廃棄物最終処分場」で処分しています。

榎前町一般廃棄物最終処分場の概要を表3-7に示します。2008（平成20）年度から埋立を開始しており、2022（令和4）年4月1日時点の残余容量は46,721m³となっています。

表 3-7 最終処分場の概要

項目	内 容	
榎前町一般廃棄物最終処分場	所在 地	安城市榎前町宮下地内
	埋立構造	準好気性埋立構造
	敷地面積	29,098m ²
	埋立面積	23,400m ²
	埋立容量	80,200m ³
	竣工年月	2008（平成20）年4月 (再生事業は2009（平成21）年3月に完了)
	処分主体	本市

4 ごみ処理の実績

(1) 排出量

1) ごみの排出量

本市のごみ排出量の実績を表 3-8 及び図 3-2 に示します。

ごみ総排出量は、2012（平成24）年度以降は2015（平成27）年度に最大となり、その後増減を繰り返しつつ減少し、2021（令和3）年度に最少となりました。1人1日当たりのごみ排出量も同様に、減少傾向を示しており、2021（令和3）年度に最少となっています。全国の1人1日当たりの平均ごみ排出量と比べると、2015（平成27）年度及び2016（平成28）年度の2年間は大きく上回りましたが、それ以降はほぼ同水準で推移しています。

家庭系ごみ排出量は、2012（平成24）年度以降減少傾向にあり、2018（平成30）年度以降増加に転じましたが、2021（令和3）年度に再び減少しています。また、10年間の平均でごみ総排出量の約73%を占めています。

事業系ごみ排出量は、2012（平成24）年度以降増加傾向にありましたが、2020（令和2）年度に大きく減少しています。2021（令和3）年度に再び増加に転じ、10年間の平均ではごみ総排出量の約27%を占めています。

表 3-8 ごみ排出量の実績

年度		2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
総人口	人	182,371	183,552	184,780	185,615	186,806	187,860	189,031	190,007	190,155	189,543
ごみ総排出量	t/年	64,274	64,277	64,242	64,822	63,963	62,777	63,165	64,264	62,940	62,494
家庭系ごみ (家庭系ごみの割合)	t/年	47,597	47,564	47,119	47,145	46,138	45,291	45,658	45,698	45,931	45,335
事業系ごみ (事業系ごみの割合)	t/年	16,677	16,713	17,123	17,677	17,825	17,486	17,507	18,566	17,009	17,159
1人1日排出量	g/人・日	966	959	953	954	938	916	915	924	907	903
全国1人1日平均排出量	g/人・日	964	958	947	939	925	920	919	919	901	903

[資料：全国1人1日平均排出量 環境省一般廃棄物処理実態調査]

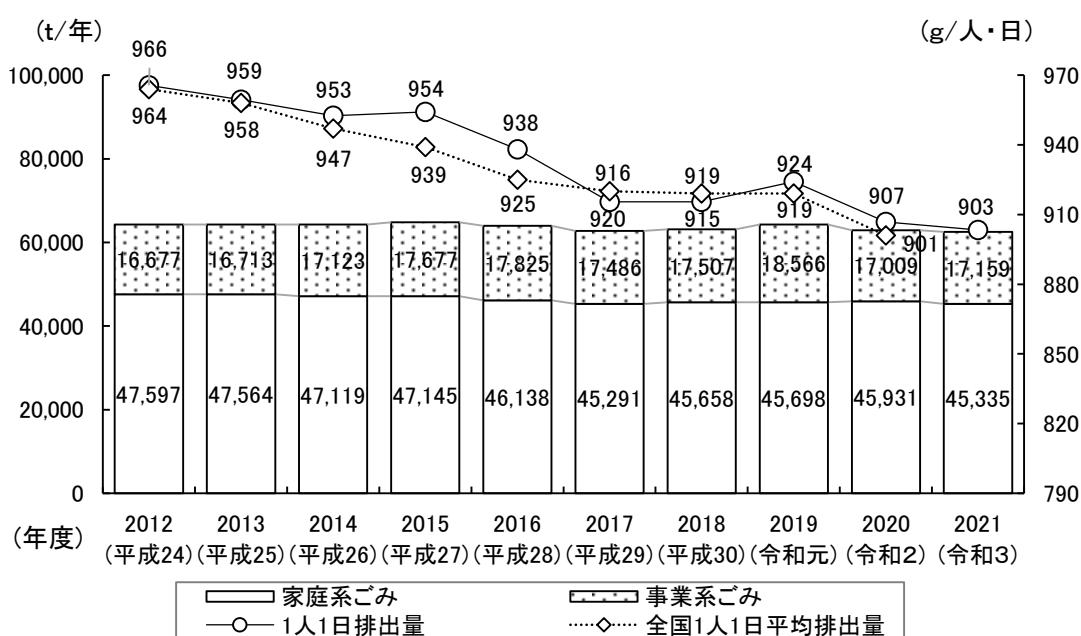


図 3-2 ごみ排出量の実績

2) 家庭系ごみ排出量

本市の家庭系ごみ排出量の実績は、表 3-9 及び図 3-3 のとおりです。

家庭系ごみの排出量は、可燃ごみの割合が最も大きく、2012（平成 24）年度以降増加傾向にあり、次に割合が大きい資源ごみの排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみ排出量全体では、2012（平成 24）年度以降減少傾向にあります。

表 3-9 家庭系ごみ排出量の実績

（単位:t/年）

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
家庭系ごみ排出量	47,597	47,564	47,119	47,145	46,138	45,291	45,658	45,698	45,931	45,335
可燃ごみ	30,277	30,317	30,421	30,834	30,750	30,469	31,024	31,602	31,829	31,563
不燃ごみ	1,054	1,033	1,001	1,019	907	927	1,009	980	1,089	977
粗大ごみ	2,263	2,491	2,301	2,357	2,322	2,325	2,543	2,686	2,947	2,769
資源ごみ	9,786	9,690	9,550	9,305	8,772	8,486	8,219	7,885	8,418	8,256
集団資源回収	4,217	4,033	3,846	3,630	3,387	3,084	2,863	2,545	1,648	1,770

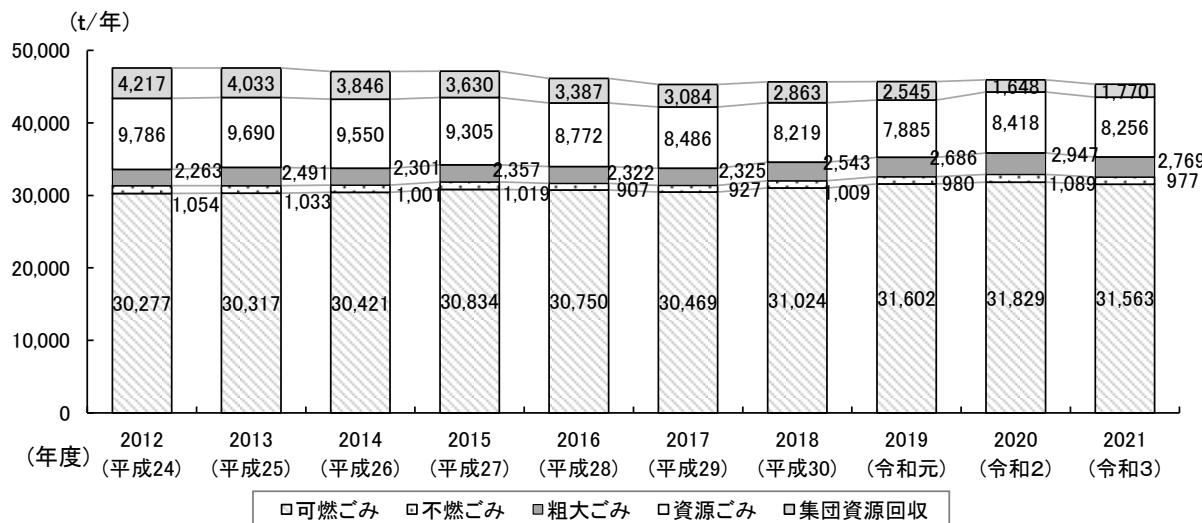


図 3-3 家庭系ごみ排出量の実績

3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績は、表 3-10 のとおりです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、2012（平成 24）年度以降減少傾向にあり、2021（令和 3）年度に最少となっています。

表 3-10 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績

（単位:g/人・日）

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
1人1日家庭系ごみ排出量	715	710	699	694	677	661	662	657	662	655
可燃ごみ	455	453	451	454	451	444	450	454	459	456
不燃ごみ	16	15	15	15	13	14	15	14	16	14
粗大ごみ	34	37	34	35	34	34	37	39	42	40
資源ごみ	147	145	142	137	129	124	119	113	121	119
集団資源回収	63	60	57	53	50	45	41	37	24	26

4) 事業系ごみ排出量

本市の事業系ごみ排出量の実績は、表 3-1-1 及び図 3-4 のとおりです。

事業系ごみ排出量は、2012（平成24）年度以降増加傾向を示し、2019（令和元）年度には最大となり、2020（令和2）年度に大きく減少しましたが、2021（令和3）年度に再び増加に転じています。2020（令和2）年度の大幅な減少の要因として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、飲食店等の休業や時短営業、また、家庭での生活時間が増えたためと考えられます。

表 3-1-1 事業系ごみ排出量の実績

（単位:t/年）

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
事業系ごみ排出量	16,677	16,713	17,123	17,677	17,825	17,486	17,507	18,566	17,009	17,159
可燃ごみ	14,791	14,837	15,009	15,543	15,661	15,791	15,858	17,167	15,451	15,754
資源ごみ(せん定枝)	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405

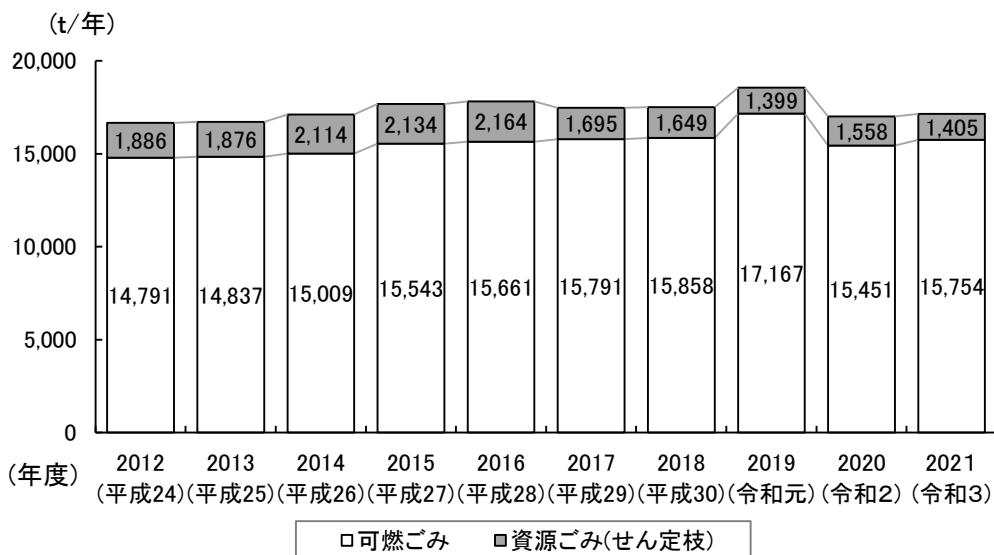


図 3-4 事業系ごみ排出量の実績

（2）収集運搬量、直接搬入量及び拠点回収量

収集運搬量、直接搬入量及び拠点回収量の実績を表 3-1-2、品物別の収集実績を図 3-5 に示します。

家庭系ごみのうち、ごみステーションでの収集ごみ、直接搬入及び持込ごみの運搬量は、2018（平成30）年度以降増加傾向にあり、戸別収集ごみの運搬量はほぼ横ばいになっています。拠点回収ごみの運搬量は資源ごみの排出量の減少とともに年々減少しており、2020（令和2）年度は増加に転じましたが、2021（令和3）年度に再び減少しています。

事業系ごみのうち、事業系直接持込ごみの可燃ごみ量は年々増加傾向にありました。2020（令和2）年度に減少に転じています。また、せん定枝の運搬量も年々減少傾向にあります。

品目別には、可燃ごみが最も多く、次いで資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの順になっています。

表 3-12 収集運搬量、直接搬入量及び拠点回収量の実績

(単位:t/年)

年度		2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
「みステーションでの収集	可燃ごみ	29,110	29,047	29,174	29,403	29,289	28,911	29,217	29,668	29,680	29,544
	不燃ごみ	1,029	1,008	982	999	881	903	978	956	1,064	965
	資源ごみ	4,632	4,449	4,260	4,119	3,930	3,882	3,759	3,671	4,074	4,140
	びん	1,217	1,203	1,233	1,195	1,188	1,173	1,123	1,053	1,174	1,270
	缶	379	376	360	361	347	356	354	359	397	411
	プラスチック製容器包装	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	1,156	1,193	1,203	1,257	1,288
	古紙	1,703	1,605	1,426	1,305	1,178	1,141	1,033	992	1,160	1,095
	新聞紙	613	572	511	457	399	382	317	284	346	330
	雑誌	375	343	279	252	220	205	186	186	219	187
	雑がみ	455	434	411	381	344	329	301	289	292	278
	ダンボール	256	253	222	213	213	223	227	231	300	298
	牛乳パック	4	3	3	2	2	2	2	2	3	2
	シュレッダー紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古着	64	60	57	56	50	56	56	64	86	76
	小計	34,771	34,504	34,416	34,521	34,100	33,696	33,954	34,295	34,818	34,649
収戻集別	粗大ごみ	87	107	125	92	89	90	98	127	111	112
	小計	87	107	125	92	89	90	98	127	111	112
家庭系ごみ	可燃ごみ	1,167	1,270	1,247	1,431	1,461	1,558	1,807	1,934	2,149	2,019
	不燃ごみ	25	25	19	20	26	24	31	24	25	12
	粗大ごみ	2,176	2,384	2,176	2,265	2,233	2,235	2,445	2,559	2,836	2,657
	資源ごみ	493	614	743	769	701	576	610	521	571	524
	びん	6	6	6	4	0	0	0	0	0	0
	缶	4	2	0	0	0	1	2	0	0	0
	せん定枝	483	606	737	765	701	575	608	521	571	524
	小計	3,861	4,293	4,185	4,485	4,421	4,393	4,893	5,038	5,581	5,212
	資源ごみ	4,661	4,627	4,547	4,417	4,141	4,028	3,850	3,693	3,773	3,592
	古紙	3,830	3,724	3,571	3,436	3,240	3,091	2,886	2,738	2,728	2,572
拠点回収	新聞紙	1,437	1,382	1,292	1,215	1,141	1,048	919	818	705	702
	雑誌	1,169	1,109	1,054	1,018	919	854	793	741	756	634
	雑がみ	458	492	504	515	495	500	488	481	457	436
	ダンボール	753	726	701	665	663	664	660	677	782	773
	牛乳パック	13	14	13	13	12	13	11	10	13	14
	シュレッダー紙	0	1	7	10	10	12	15	11	15	13
	古着	338	367	374	391	365	376	383	406	456	411
	ペットボトル	417	434	442	422	429	433	463	423	450	483
	蛍光灯・電球	24	25	22	21	19	18	12	14	14	13
	乾電池	52	52	46	48	47	51	47	47	53	49
	小型家電	0	17	65	69	12	17	17	23	20	14
	硬質プラスチック製品	0	8	26	28	27	40	40	40	49	47
	廃食用油	0	0	1	2	2	2	2	3	3	3
	小計	4,661	4,627	4,547	4,417	4,141	4,028	3,850	3,693	3,773	3,592
事業系ごみ	可燃ごみ	13,073	13,282	13,034	13,543	13,534	13,704	13,867	14,687	13,395	13,524
	資源ごみ(せん定枝)	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405
	小計	14,959	15,158	15,148	15,677	15,698	15,399	15,516	16,086	14,953	14,929
	可燃ごみ	1,718	1,555	1,975	2,000	2,127	2,087	1,991	2,480	2,056	2,230
委託公共系回収	小計	1,718	1,555	1,975	2,000	2,127	2,087	1,991	2,480	2,056	2,230
	合計	60,057	60,244	60,396	61,192	60,576	59,693	60,302	61,719	61,292	60,724

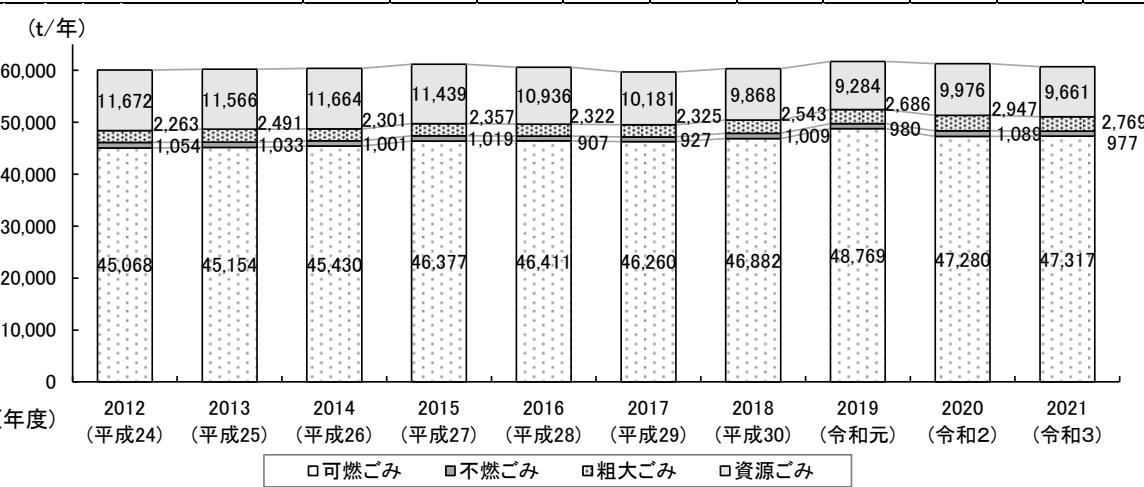


図 3-5 品目別収集実績

(3) 中間処理量

1) 各中間処理施設における処理量

各中間処理施設における処理量の実績を表 3-13～表 3-17に示します。

環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の搬入量は、2012（平成24）年度以降増加傾向を示し、2019（令和元）年度に最大となりましたが、2020（令和2）年度に減少に転じています。

リサイクルプラザの搬入量は、2017（平成29）年度以降、増加傾向を示し、2020（令和2）年度に最大となっています。

資源化センターの搬入量は、2012（平成24）年度以降増加傾向を示しており、2019（令和元）年度に一度減少しましたが、2020（令和2）年度に再び増加に転じ、2021（令和3）に最大となっています。

安城プラスチックリサイクルセンターの搬入量は、2012（平成24）年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

せん定枝リサイクルプラントの搬入量は、2015（平成27）年度に最大となり、それ以降、減少傾向を示しています。

表 3-13 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の処理量実績

（単位:t/年）

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
搬入量	48,111	48,152	48,622	49,703	49,852	49,390	50,208	51,772	50,845	50,566
可燃ごみ	45,068	45,154	45,430	46,377	46,411	46,260	46,882	48,769	47,280	47,317
家庭系ごみ 収集	29,110	29,047	29,174	29,403	29,289	28,911	29,217	29,668	29,680	29,544
家庭系ごみ 直接搬入/持込	1,167	1,270	1,247	1,431	1,461	1,558	1,807	1,934	2,149	2,019
事業系ごみ 直接搬入/持込	13,073	13,282	13,034	13,543	13,534	13,704	13,867	14,687	13,395	13,524
公共 委託回収	1,718	1,555	1,975	2,000	2,127	2,087	1,991	2,480	2,056	2,230
可燃残さ	3,043	2,998	3,192	3,326	3,441	3,130	3,326	3,003	3,565	3,249
リサイクルプラザ	1,950	1,899	1,827	1,859	1,956	1,978	2,215	2,222	2,584	2,328
資源化センター	13	31	71	55	67	66	64	18	31	34
安城プラスチックリサイクルセンター	76	71	2	23	1	86	9	28	9	28
せん定枝リサイクルプラント	1,004	997	1,292	1,389	1,417	1,000	1,038	735	941	859
搬出量	6,565	6,356	6,354	6,415	6,512	6,388	6,387	6,822	6,660	6,433
焼却灰	5,496	5,334	5,359	5,417	5,513	5,372	5,891	5,226	4,269	4,058
再処理焼却灰(溶融化/セメント化)	1,019	1,022	995	998	999	1,016	496	1,596	2,391	2,375
紙資源	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 3-14 リサイクルプラザの処理量実績

(単位:t/年)

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
搬入量	4,923	5,111	4,901	4,936	4,764	4,782	5,031	5,078	5,607	5,427
不燃ごみ	1,054	1,033	1,001	1,019	907	927	1,009	980	1,089	977
家庭系ごみ 収集	1,029	1,008	982	999	881	903	978	956	1,064	965
家庭系ごみ 直接搬入/持込	25	25	19	20	26	24	31	24	25	12
粗大ごみ	2,263	2,491	2,301	2,357	2,322	2,325	2,543	2,686	2,947	2,769
家庭系ごみ 戸別収集	87	107	125	92	89	90	98	127	111	112
家庭系ごみ 直接搬入/持込	2,176	2,384	2,176	2,265	2,233	2,235	2,445	2,559	2,836	2,657
缶	383	378	360	361	347	357	356	359	397	411
家庭系ごみ 収集	379	376	360	361	347	356	354	359	397	411
家庭系ごみ 持込	4	2	0	0	0	1	2	0	0	0
びん	1,223	1,209	1,239	1,199	1,188	1,173	1,123	1,053	1,174	1,270
家庭系ごみ 収集	1,217	1,203	1,233	1,195	1,188	1,173	1,123	1,053	1,174	1,270
家庭系ごみ 持込	6	6	6	4	0	0	0	0	0	0
搬出量	4,895	5,095	4,971	4,881	4,958	4,937	5,179	5,173	5,672	5,208
資源ごみ	2,220	2,356	2,293	2,189	2,264	2,260	2,315	2,297	2,470	2,340
金属類	1,248	1,239	1,174	1,155	1,126	1,146	1,203	1,231	1,367	1,235
びん・カレット類	962	962	978	900	978	957	922	877	891	894
再生家具等	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
小型家電	0	128	114	111	148	146	179	178	200	188
充電池	0	1	2	1	2	1	1	1	2	0
硬質プラスチック製品(再生プラスチック)	0	16	15	12	0	0	0	0	0	13
可燃残さ	1,950	1,899	1,827	1,859	1,956	1,978	2,215	2,222	2,584	2,328
不燃残さ	725	840	851	833	738	699	649	654	618	540

表 3-15 資源化センターの処理量実績

(単位:t/年)

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
搬入量	287	300	402	416	426	430	458	419	450	483
ペットボトル	287	300	402	416	426	430	458	419	450	483
家庭系ごみ 捨点回収	287	300	402	416	426	430	458	419	450	483
搬出量	280	302	396	417	423	429	444	417	443	457
ペットボトル	267	271	325	362	356	363	380	399	412	423
可燃残さ	13	31	71	55	67	66	64	18	31	34

表 3-16 安城プラスチックリサイクルセンターの処理量実績

(単位:t/年)

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
搬入量	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	1,156	1,193	1,203	1,257	1,288
プラスチック製容器包装	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	1,156	1,193	1,203	1,257	1,288
家庭系ごみ 収集	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	1,156	1,193	1,203	1,257	1,288
搬出量	1,237	1,213	1,172	1,205	1,161	1,238	1,174	1,197	1,254	1,273
プラスチック製容器包装の資源ごみ	1,161	1,142	1,170	1,182	1,160	1,152	1,165	1,169	1,245	1,245
可燃残さ	76	71	2	23	1	86	9	28	9	28

表 3-17 せん定枝リサイクルプラントの処理量実績

(単位:t/年)

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
搬入量	2,369	2,482	2,851	2,899	2,865	2,270	2,257	1,920	2,129	1,929
せん定枝	2,369	2,482	2,851	2,899	2,865	2,270	2,257	1,920	2,129	1,929
家庭系ごみ 直接搬入/持込	483	606	737	765	701	575	608	521	571	524
事業系ごみ 収集	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405
搬出量	2,141	2,059	2,369	2,449	2,471	2,058	2,072	1,644	1,880	1,844
たい肥	1,066	1,048	1,002	974	978	969	921	836	825	832
破碎品	71	13	9	9	5	9	8	5	13	18
丸太	—	1	66	77	71	80	105	68	101	135
処理能力超過分(焼却処理)	1,004	997	1,292	1,389	1,417	1,000	1,038	735	941	859

2) ごみの組成

環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の可燃ごみの組成分析結果を表 3-18 に示します。

可燃ごみの組成は、10 年間の平均で、木・竹・わら類が 32.3% で最も多く、次いで紙類が 31.6%、プラスチック類が 18.1% となっており、この 3 種類で可燃ごみ全体の約 8 割以上を占めています。

表 3-18 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の可燃ごみの組成分析結果

項目	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	平均
種類組成	紙類 (%)	35.4	28.2	32.0	24.6	35.2	38.4	32.3	27.0	22.6	40.2
	繊維・布類 (%)	2.0	17.1	6.0	8.6	2.6	5.0	5.5	5.5	2.4	1.2
	ビニール類 (%)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	6.4	0.0	0.0
	プラスチック類 (%)	14.9	17.2	19.0	12.0	29.7	17.2	20.9	8.4	22.7	19.3
	ゴム・皮革類 (%)	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.5	0.0	0.5	0.1	0.3
	木・竹・わら類 (%)	35.9	27.7	32.3	45.4	25.2	29.9	33.7	23.3	36.2	33.5
	厨芥類 (%)	10.1	8.6	10.1	8.7	7.0	8.4	7.4	26.8	16.0	5.4
	金属類 (%)	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	0.8	0.0	0.1
	ガラス・陶磁器類 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他 (%)	1.0	0.8	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.3	0.0	0.0
単位体積重量 (kg/m ³)	239	198	190	200	121	139	138	188	151	136	170.0
成 分	水分 (%)	47.1	36.2	38.3	43.5	34.0	34.9	38.3	49.0	39.7	34.5
	可燃分 (%)	41.5	59.2	57.4	50.5	62.0	55.2	57.2	46.3	56.2	59.8
	灰分 (%)	11.4	4.6	4.3	6.0	4.0	9.9	4.5	4.7	4.0	5.7
低位発熱量(実績値) (kJ/kg)	—	11,620	12,382	9,809	15,663	12,781	13,497	8,578	13,629	12,748	12,301

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

(4) 資源化量

1) 資源ごみの排出量

資源ごみの排出量の実績は、表 3-19 のとおりです。

資源ごみの排出量は年々減少しており、2020(令和2)年度に一度増加に転じますが、2021(令和3)年度に再び減少しています。これは、家庭系ごみの古紙の排出量及び集団資源回収量の減少、また、事業系ごみのせん定枝の持込量の減少によるものと考えられます。

表 3-19 資源ごみの排出量の実績

(単位:t/年)

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
資源ごみの排出量	11,672	11,566	11,664	11,439	10,936	10,181	9,868	9,284	9,976	9,661
家庭系ごみ 収集	4,632	4,449	4,260	4,119	3,930	3,882	3,759	3,671	4,074	4,140
びん	1,217	1,203	1,233	1,195	1,188	1,173	1,123	1,053	1,174	1,270
缶	379	376	360	361	347	356	354	359	397	411
プラスチック製容器包装	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	1,156	1,193	1,203	1,257	1,288
古紙	1,703	1,605	1,426	1,305	1,178	1,141	1,033	992	1,160	1,095
新聞紙	613	572	511	457	399	382	317	284	346	330
雑誌	375	343	279	252	220	205	186	186	219	187
雑がみ	455	434	411	381	344	329	301	289	292	278
ダンボール	256	253	222	213	213	223	227	231	300	298
牛乳パック	4	3	3	2	2	2	2	2	3	2
シュレッダー紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古着	64	60	57	56	50	56	56	64	86	76
家庭系ごみ 直接搬入/持込	493	614	743	769	701	576	610	521	571	524
びん	6	6	6	4	0	0	0	0	0	0
缶	4	2	0	0	0	1	2	0	0	0
せん定枝	483	606	737	765	701	575	608	521	571	524
家庭系ごみ 拠点回収	4,661	4,627	4,547	4,417	4,141	4,028	3,850	3,693	3,773	3,592
古紙	3,830	3,724	3,571	3,436	3,240	3,091	2,886	2,738	2,728	2,572
新聞紙	1,437	1,382	1,292	1,215	1,141	1,048	919	818	705	702
雑誌	1,169	1,109	1,054	1,018	919	854	793	741	756	634
雑がみ	458	492	504	515	495	500	488	481	457	436
ダンボール	753	726	701	665	663	664	660	677	782	773
牛乳パック	13	14	13	13	12	13	11	10	13	14
シュレッダー紙	0	1	7	10	10	12	15	11	15	13
古着	338	367	374	391	365	376	383	406	456	411
ペットボトル	417	434	442	422	429	433	463	423	450	483
蛍光灯・電球	24	25	22	21	19	18	12	14	14	13
乾電池	52	52	46	48	47	51	47	47	53	49
小型家電	0	17	65	69	12	17	17	23	20	14
硬質プラスチック製品	0	8	26	28	27	40	40	40	49	47
廃食用油	0	0	1	2	2	2	2	2	3	3
事業系ごみ 直接持込	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405
せん定枝	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405
集団資源回収	4,217	4,033	3,846	3,630	3,387	3,084	2,863	2,545	1,648	1,770

2) 直接資源化量

直接資源化量の実績（古紙類等の直接再生業者に引き渡されるもの）を表 3-20 に示します。

新聞紙、雑誌及び雑がみの資源化量の減少に伴い、直接資源化量は年々減少しており、2020（令和2）年度に一度増加に転じますが、2021（令和3）年度に再び減少しています。

表 3-20 直接資源化量の実績

(単位:t/年)

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
直接資源化量	6,141	5,992	5,628	5,362	4,943	4,795	4,481	4,330	4,569	4,280
古紙	5,533	5,329	4,997	4,741	4,418	4,232	3,919	3,730	3,888	3,667
新聞紙	2,050	1,954	1,803	1,672	1,540	1,430	1,236	1,102	1,051	1,032
家庭系ごみ 収集	613	572	511	457	399	382	317	284	346	330
家庭系ごみ 投点回収	1,437	1,382	1,292	1,215	1,141	1,048	919	818	705	702
雑誌	1,544	1,452	1,333	1,270	1,139	1,059	979	927	975	821
家庭系ごみ 収集	375	343	279	252	220	205	186	186	219	187
家庭系ごみ 投点回収	1,169	1,109	1,054	1,018	919	854	793	741	756	634
雑がみ	913	926	915	896	839	829	789	770	749	714
家庭系ごみ 収集	455	434	411	381	344	329	301	289	292	278
家庭系ごみ 投点回収	458	492	504	515	495	500	488	481	457	436
ダンボール	1,009	979	923	878	876	887	887	908	1,082	1,071
家庭系ごみ 収集	256	253	222	213	213	223	227	231	300	298
家庭系ごみ 投点回収	753	726	701	665	663	664	660	677	782	773
牛乳パック	17	17	16	15	14	15	13	12	16	16
家庭系ごみ 収集	4	3	3	2	2	2	2	3	2	2
家庭系ごみ 投点回収	13	14	13	13	12	13	11	10	13	14
シュレッダー処理紙	0	1	7	10	10	12	15	11	15	13
家庭系ごみ 収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系ごみ 投点回収	0	1	7	10	10	12	15	11	15	13
古着	402	427	431	447	415	432	439	470	542	487
家庭系ごみ 収集	64	60	57	56	50	56	56	64	86	76
家庭系ごみ 投点回収	338	367	374	391	365	376	383	406	456	411
ペットボトル	130	134	40	6	3	3	5	4	0	0
家庭系ごみ 持込	130	134	40	6	3	3	5	4	0	0
蛍光灯	24	25	22	21	19	18	12	14	14	13
家庭系ごみ 投点回収	24	25	22	21	19	18	12	14	14	13
乾電池	52	52	46	48	47	51	47	47	53	49
家庭系ごみ 投点回収	52	52	46	48	47	51	47	47	53	49
小型家電	0	17	65	69	12	17	17	23	20	14
家庭系ごみ 投点回収	0	17	65	69	12	17	17	23	20	14
硬質プラスチック製品	0	8	26	28	27	40	40	40	49	47
家庭系ごみ 投点回収	0	8	26	28	27	40	40	40	49	47
廃食用油	0	0	1	2	2	2	2	2	3	3
家庭系ごみ 投点回収	0	0	1	2	2	2	2	2	3	3

3) 中間処理後再生利用量

中間処理後再生利用量の実績（市の処理施設で選別等の処理を経て再生業者に引き渡されるもの）は、表 3-2-1 のとおりです。

中間処理後再生利用量は、2012（平成24）年度以降ほぼ横ばいで推移し、2018（平成30）年度に最少となりました。2019（令和元）年度以降は、焼却灰のセメント原料化の開始に伴い、中間処理後再生利用量は増加傾向にあります。

表 3-2-1 中間処理後再生利用量の実績

（単位:t/年）

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
中間処理後再生利用量	5,475	5,518	5,542	5,456	5,494	5,494	5,205	6,370	7,386	7,296
環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）	690	687	677	663	660	660	311	1,596	2,321	2,303
セメント化	—	—	—	—	—	—	—	1,596	2,197	2,182
スラグ	583	586	577	566	565	565	261	—	102	100
金属類	98	92	90	89	83	83	44	—	19	18
飛灰山元還元	9	9	10	8	12	12	6	—	3	2
リサイクルプラザ	2,220	2,356	2,293	2,189	2,264	2,260	2,315	2,297	2,470	2,340
金属類	1,248	1,239	1,174	1,155	1,126	1,146	1,203	1,231	1,367	1,235
びん・カレット類	962	962	978	900	978	957	922	877	891	894
再生家具等	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
小型家電	0	128	114	111	148	146	179	178	200	188
充電池	0	1	2	1	2	1	1	1	2	0
硬質プラスチック製品（再生プラスチック）	0	16	15	12	0	0	0	0	0	13
資源化センター	267	271	325	362	356	363	380	399	412	423
ペットボトル	267	271	325	362	356	363	380	399	412	423
安城プラスチックリサイクルセンター	1,161	1,142	1,170	1,182	1,160	1,152	1,165	1,169	1,245	1,245
プラスチック製容器包装	1,161	1,142	1,170	1,182	1,160	1,152	1,165	1,169	1,245	1,245
せん定枝リサイクルプラント	1,137	1,062	1,077	1,060	1,054	1,058	1,034	909	939	985
たい肥	1,066	1,048	1,002	974	978	969	921	836	825	832
破碎品	71	13	9	9	5	9	8	5	13	18
丸太	—	1	66	77	71	80	105	68	101	135

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

4) 集団資源回収量

集団資源回収量の実績は、表 3-2-2 のとおりです。

集団資源回収量はすべての品目において年々減少しており、特に新聞紙、雑誌等の古紙の回収量の減少が顕著です。とくに、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大による市民活動自粛の影響により大幅に減少し、2021（令和3）年度も低い水準となっています。

表 3-2-2 集団資源回収量の実績

（単位:t/年）

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
集団資源回収量	4,217	4,033	3,846	3,630	3,387	3,084	2,863	2,545	1,648	1,770
びん	3	2	3	3	2	2	1	2	1	1
缶	24	23	24	24	23	23	22	21	16	17
古紙	4,111	3,930	3,747	3,535	3,302	3,002	2,786	2,467	1,593	1,708
新聞紙	2,278	2,155	2,041	1,901	1,790	1,589	1,434	1,230	726	783
雑誌	1,102	1,041	987	927	826	755	718	646	426	445
雑がみ	15	20	29	60	60	58	47	41	39	42
ダンボール	672	673	650	610	590	566	554	519	376	412
牛乳パック	44	41	40	37	36	34	33	31	26	26
古着	79	78	72	68	60	57	54	55	38	44
ペットボトル	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0

5) 資源化量及びリサイクル率

資源化量の実績（直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団資源回収量の和）及びリサイクル率は、表 3-2-3 及び図 3-6 のとおりです。

資源化量及びリサイクル率は、2012（平成24）年度以降年々減少していましたが、2019（令和元）年度に一度増加に転じますが、2021（令和3）年度に再び減少しています。

表 3-2-3 資源化量及びリサイクル率の実績

年度		2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
資源化量 (リサイクル率)	t/年	15,833 24.6%	15,543 24.2%	15,016 23.4%	14,448 22.3%	13,824 21.6%	13,373 21.3%	12,549 19.9%	13,245 20.6%	13,603 21.6%	13,346 21.4%
直接資源化量	t/年	6,141	5,992	5,628	5,362	4,943	4,795	4,481	4,330	4,569	4,280
中間処理後再生利用量	t/年	5,475	5,518	5,542	5,456	5,494	5,494	5,205	6,370	7,386	7,296
集団資源回収量	t/年	4,217	4,033	3,846	3,630	3,387	3,084	2,863	2,545	1,648	1,770

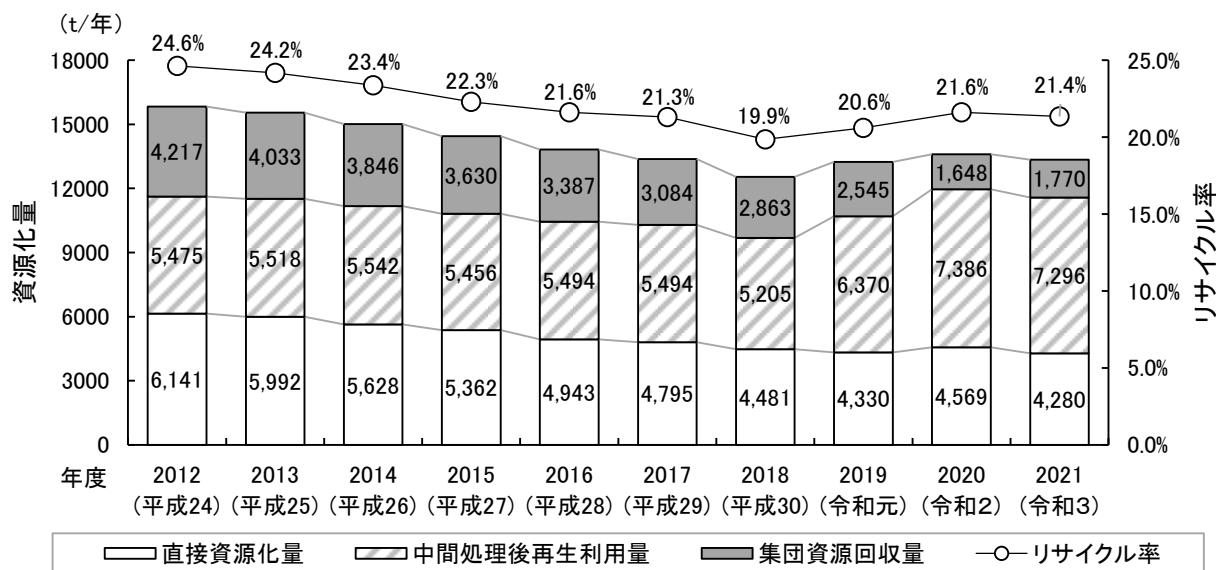


図 3-6 資源化量及びリサイクル率の実績

(5) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率の実績を表 3-2-4 及び図 3-7 に示します。

最終処分量及び最終処分率は、2012(平成24)年度以降ほぼ横ばいでいたが、2019(令和元)年度に減少傾向に転じ、2021(令和3)年度の最終処分量は4,598t/年、最終処分率は7.4%となっています。これは、2019(令和元)年度より焼却灰の一部のセメント原料化を開始したことによるものと考えられます。

表 3-2-4 最終処分量及び最終処分率の実績

年度		2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
最終処分量	t/年	6,221	6,174	6,210	6,250	6,251	6,071	6,540	5,880	4,887	4,598
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	93	92	92	92	92	89	95	85	70	66
(最終処分率*)		9.7%	9.6%	9.7%	9.6%	9.8%	9.7%	10.4%	9.1%	7.8%	7.4%
環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)	t/年	5,496	5,334	5,359	5,417	5,513	5,372	5,891	5,226	4,269	4,058
焼却灰	t/年	5,496	5,334	5,359	5,417	5,513	5,372	5,891	5,226	4,269	4,058
リサイクルプラザ	t/年	725	840	851	833	738	699	649	654	618	540
不燃残さ	t/年	725	840	851	833	738	699	649	654	618	540

* 最終処分率=(最終処分量)÷(ごみ排出量)

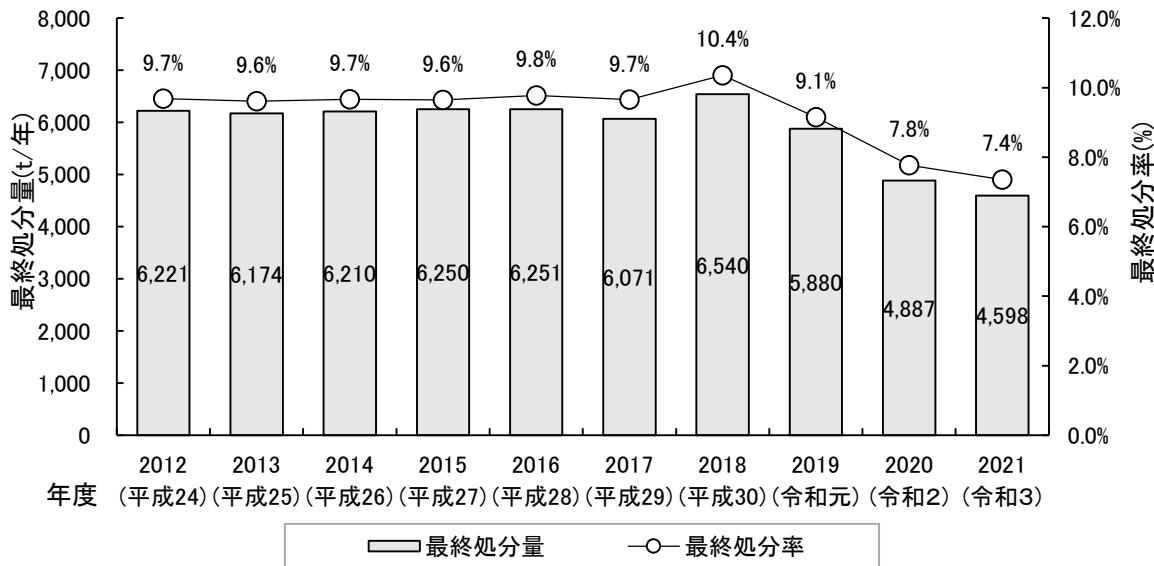


図 3-7 最終処分量および最終処分率の実績

5 温室効果ガス排出量

中間処理施設の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移を表 3-25、各中間処理施設の燃料別使用量の推移を表 3-26 に示します。

表 3-25 中間処理施設の二酸化炭素排出量の推移

年 度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
二酸化炭素量 (t)	2,053.9	821.8	806.9	742.3	714.7	671.5	694.4	693.8

表 3-26 燃料別使用量の推移

年 度	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	LPG (m ³)	都市ガス (m ³)	電気 (kWh)
環境クリーンセンター (ごみ焼却施設)	H26	130	36,000	269	0	16	0 2,572,691
	H27	50	35,000	310	0	13	0 282,549
	H28	0	42,000	294	0	15	0 231,729
	H29	40	37,000	201	0	7	0 175,313
	H30	35	38,000	207	0	3	0 227,453
	R1	75	36,000	224	0	5	0 163,557
	R2	69	45,000	205	0	5	0 188,083
	R3	50	45,000	259	0	8	0 207,122
リサイクルプラザ	H26	0	0	0	0	0	657,148
	H27	2,140	0	0	20	0	669,433
	H28	0	0	0	30	0	675,890
	H29	0	0	0	28	0	656,341
	H30	0	0	0	35	0	615,296
	R1	0	0	0	34	0	621,748
	R2	0	0	0	27	0	639,103
	R3	0	0	0	24	0	619,367
清掃事業所・ 資源化センター	H26	0	2,496	0	0	54	0 82,626
	H27	0	2,471	0	0	65	0 78,546
	H28	0	2,845	0	0	72	0 78,991
	H29	0	2,470	0	0	79	0 75,156
	H30	0	2,468	0	0	77	0 64,520
	R1	0	2,530	0	0	74	0 64,456
	R2	0	520	0	0	78	0 69,307
	R3	0	0	0	0	82	0 73,366
せん定枝 リサイクルプラント	H26	0	0	8,922	0	0	0 109,408
	H27	0	0	9,496	0	0	0 111,033
	H28	0	0	8,166	0	0	0 109,871
	H29	0	0	8,169	0	0	0 98,867
	H30	0	0	6,644	0	0	0 102,349
	R1	0	0	5,997	0	0	0 101,437
	R2	0	0	6,498	0	0	0 106,077
	R3	0	0	6,539	0	0	0 102,873
榎前町一般廃棄物 最終処分場	H26	0	0	1,835	0	0	0 291,065
	H27	0	0	1,182	0	0	0 245,938
	H28	0	0	1,035	0	0	0 271,001
	H29	0	0	1,877	0	0	0 251,988
	H30	0	0	865	0	0	0 228,303
	R1	0	0	832	0	0	0 258,323
	R2	0	0	877	0	0	0 291,935
	R3	0	0	777	0	0	0 297,316
榎前町一般廃棄物 最終処分場 運動広場	H26	0	0	0	0	0	0 2,860
	H27	0	0	0	0	0	0 2,352
	H28	0	0	0	0	0	0 2,886
	H29	0	0	0	0	0	0 2,876
	H30	0	0	0	0	0	0 2,884
	R1	0	0	0	0	0	0 2,718
	R2	0	0	0	0	0	0 2,834
	R3	0	0	0	0	0	0 2,143
藤井最終処分場	H26	0	0	0	0	0	0 44,076
	H27	0	0	0	0	0	0 7,308
	H28	0	0	0	0	0	0 8,076
	H29	0	0	0	0	0	0 10,861
	H30	0	0	0	0	0	0 5,244
	R1	0	0	0	0	0	0 5,400
	R2	0	0	0	0	0	0 3,524
	R3						

6 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、表 3-27 のとおりです。処理経費の合計は、増減を繰り返しつつ、増加傾向にあり、約 24.3~32.3 億円で推移しています。

1人当たりのごみ処理経費は、2014（平成26）年度以降、減少していましたが、2018（平成30）年度に増加に転じ、2021（令和3）年度に約1万7千円となっています。

1t当たりのごみ処理経費も、2014（平成26）年度以降、減少していましたが、2017（平成29）年度に増加に転じ、2021（令和3）年度に約5万2千円となっています。

表 3-27 ごみ処理経費

（単位：千円）

区分	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
建設・改良費		286,505	697,524	675,960	649,594	468,396	511,490	529,000	453,300	680,794	625,207
処理及び維持管理費	人件費	370,486	383,484	386,728	347,759	355,764	356,024	353,705	351,241	354,984	358,017
処理費	収集運搬費	92,456	110,008	116,533	114,355	111,733	144,389	149,932	360,800	159,717	187,840
	中間処理費	257,644	314,826	390,981	318,087	316,927	214,925	205,477	285,264	252,609	271,866
	最終処分費	19,008	34,350	44,242	40,721	15,244	15,123	16,372	13,753	11,770	37,223
	計	369,108	459,184	551,756	473,163	443,904	374,437	371,781	659,817	424,096	496,929
委託費	収集運搬費	412,528	424,017	433,985	439,436	439,884	415,359	412,654	417,324	437,165	450,638
	中間処理費	874,997	832,976	909,924	917,731	960,036	1,104,324	1,179,540	1,211,821	1,285,496	1,271,386
	最終処分費	101,062	98,691	103,245	107,729	113,336	8,418	9,482	17,901	16,795	15,487
	その他	5,027	1,521	1,553	1,235	1,011	0	0	0	0	0
	計	1,393,614	1,357,205	1,448,707	1,466,131	1,514,267	1,528,101	1,601,676	1,647,046	1,739,456	1,737,511
車両等購入費		12,155	13,179	11,705	19,106	13,802	14,913	13,798	17,182	6,228	12,042
組合分担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理経費計		2,431,868	2,910,576	3,074,856	2,955,753	2,796,133	2,784,965	2,869,960	3,128,586	3,205,558	3,229,706
人口(人)		182,371	183,552	184,780	185,615	186,806	187,860	189,031	190,007	190,155	189,543
総ごみ排出量(t/年)		64,274	64,277	64,239	64,822	63,963	62,907	63,167	64,264	62,940	62,493
1人当たりの ごみ処理経費(円/人)		13,335	15,857	16,641	15,924	14,968	14,825	15,182	16,466	16,858	17,039
1t当たりの ごみ処理経費(円/t)		37,836	45,282	47,866	45,598	43,715	44,271	45,434	48,683	50,930	51,681

7 施策の評価

現行計画で掲げた施策について、実績を整理し、以下のA～Cに区分し、評価を行いました。

評価A：府内及び市民等から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策

評価B：府内及び市民等からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策

評価C：進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

基本方針 資源循環とごみ減量の推進

施策1 資源の循環

① 2R（リデュース・リユース）の推進

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
【食品ロスの削減】 市民や事業者の協力が重要であり、食品ロス削減の必要性や実施に向けての情報提供を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none">賞味期限・消費期限を把握し、未利用食品の廃棄を削減するよう啓発します。「3010（サンマルイチマル）運動」の啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none">市ホームページ及び「広報あんじょう」を通じて啓発を実施。第3次食育推進計画の担当課と連携して3010運動実施中。	A
【家庭系ごみのリデュース促進】 物を大切に使い、ごみを減らす生活に心がけるよう啓発し、家庭から出るごみで最も多い生ごみを減らす方法について周知します。	<ul style="list-style-type: none">生ごみ処理機器等の購入補助やモニター貸出、EM ぼかし配布事業の推進等、家庭や地域における減量化に関する取組みを支援し、取組み世帯等の拡大を図ります。生ごみの「3きり運動」を推進します。食べ物を残さない調理方法（エコクッキング）等、生ごみの減量アイデアを紹介します。また、エコクッキング教室の開催を検討します。使い捨て製品より繰り返し使える製品を購入するよう啓発します。すぐに不要になるものをもらわないよう啓発します。過剰包装の自粛を啓発します。買い物の際にはマイバッグを持参するよう啓発します。	<ul style="list-style-type: none">1995（平成7）年度から、EM ぼかしの無料配布を継続中。2007（平成19）年度から、バイオ式生ごみ処理機、乾燥式生ごみ処理機、たい肥化容器、減量容器の4つの生ごみ処理機器購入補助制度を継続中。ダンボールコンポストの講習会の開催継続中。2007（平成19）年度から、生ごみ減量化モデル地域支援制度を継続中。 <ul style="list-style-type: none">市ホームページ及び安城ホームページを通じて普及啓発を実施中。 <ul style="list-style-type: none">2019（令和元）年度にエコクッキング教室を計画していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から中止。2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度も、同様の理由により未実施。 <ul style="list-style-type: none">市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。	A A C A A A

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
【ごみのリユースの促進】 リサイクルよりも優先順位が高いリユースについて、その意義や取組方法、効果等の情報提供を充実させていきます。	・「もったいない」意識の向上を図り、リユースの促進に努めます。	・2Rの啓発状況は表3-28のとおり。	B
	・ものをできる限り長く、大切に使ってもらうよう働きかけます。	・市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。	A
	・家具再生事業の利用促進を図ります。	・リサイクルプラザにて、「リユース品入札販売事業」を実施中。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2020(令和2)年3月から一時中止、同年12月以降はインターネットで閲覧、Eメール等での入札販売を3か月毎に実施中)	A
	・中心市街地拠点施設（愛称「アンフォーレ」）の「リユース本コーナー」に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。	・「アンフォーレ」のホームページにて情報提供を実施中。	A
	・公民館等の除籍本配布イベントに関する情報提供を行い、利用促進を図ります。	・実施施設のホームページ、チラシ等を通じて情報提供を実施。	A
【フードバンク事業の活用検討】 フードバンク事業を調査し、活用の検討を行います。	・先進事例の情報収集に努め、利用可能なフードバンク団体や、食品を提供する企業等の調査を行います。	・未実施。	C

②リサイクルの推進

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
【資源収集拠点・利用施設の効率的運用】 資源収集における市民の活動を支援します。 資源の拠点回収施設や処理施設の効率的な運用を進め、廃棄される資源の回収に努めます。	・資源回収施策について、官民相互に連携した市民へのPR等に努めます。	・市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。 ・小売店等での白色トレー・ペットボトル等の回収を継続的に実施中。 ・2020(令和2)年度に民間事業者と協定を締結し、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収を開始。 ・2021(令和3)年度に民間事業者と協定を締結し、ペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業を実施中。	A
	・新聞や雑誌等は、資源ごみステーションでの回収とともに、集団資源回収、リサイクルステーション、民間古紙リサイクルステーション等の利用を推進します。	・ごみステーションでの回収量は2017(平成29)年度以降、増加。 ・リサイクルステーションでの回収量は2012(平成24)年度以降、減少。 ・民間古紙リサイクルステーションでの回収量は2012(平成24)年度以降、減少傾向。 ・集団資源回収量は、2012(平成24)年以降に減少。	B

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・民間古紙リサイクルステーション等の実態調査を継続的に実施し、民間古紙リサイクルステーション等の実情の把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間古紙リサイクルステーションでの継続的な実態調査を実施中。 	B
【資源回収の促進】 資源回収の実績状況を把握し、効率的な回収に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収施策について、官民相互に連携した市民へのPR等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等を通じて普及啓発を実施中。 	A
【焼却灰の有効的な処理方法の検討】 焼却灰の有効的な処理方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰や市の事業において発生するごみを再生し、資材としての利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019（令和元）年度から、従来の焼却灰の溶融化に加えて、セメント原料化を開始、最終処分量の減量・減容化に寄与。 	A

施策2 ごみ減量の推進

①ごみ分別、減量の徹底

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
【家庭系ごみの分別の徹底】 正しい分別方法の広報、啓発等を行い、分別徹底の強化を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみカレンダー、ごみと資源の分け方・出し方早わかりブックを全戸配布し、分別排出の徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみカレンダー、ごみと資源の分け方・出し方早わかりブックを全戸配布した他、市ホームページにて公表。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等でごみの分別説明会等を開催し、間違いやすい分別等の周知に努め、分別の徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源の分別説明会を2017（平成29）年度は15回、2018（平成30）年度は13回、2019（令和元）年度は10回実施、2021（令和3）年度は7回実施。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2020（令和2）年度は未実施) 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に対しては、市民課での手続時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施中。 	A
【ごみ減量を目的とした市民活動の支援】 ごみに対する意識の向上を図るためにも、市民の自主的な行動は重要です。活動促進に向け、支援の充実を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・市民団体・事業者・教育機関等が自主的に取り組むごみ減量行動に対して、ごみ減量推進市民活動支援プログラムを推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにて、ごみ減量推進市民活動支援プログラムの事業を掲載。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリーダー（地域クリーン推進員）を委嘱し、研修や情報交換を通じて、地域住民が主体となったごみ分別と適正排出及び地域環境美化を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クリーン推進員リーダー研修会を2019（令和元）年度及び2021（令和3）年度に各1回実施。 ・地域クリーン推進員研修会を2019（令和元）年度に10回実施、2021（令和3）年度は各町内会に研修用のDVDを配布。 (2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施) 	A

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・安城530（ごみゼロ）運動連絡会等と協働し、ごみ減量アイデア・標語・ポスター・功労者の表彰事業等を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019（令和元）年5月31日に安城530運動連絡会を開催、町を美しくする運動に係る表彰を実施。（2021（令和3）年5月に安城530運動連絡会を解散） ・市ホームページを通じて環境美化標語を募集。 	A
【事業系ごみの適正処理の指導】 事業系ごみの搬入状況を確認することにより、産業廃棄物の混入を抑制し、処理施設での処理量を削減します。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けごみの分け方・出し方早わかりブックを活用し、ごみの適正処理の理解に努めます。 ・直接搬入時に検査を実施し、分別搬出の指導を行います。 ・収集運搬業者との定期的な連絡会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020（令和2）年度に市内事業者へ配布。2021（令和3）年度は未実施。 ・継続的に実施中。（2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施） ・収集運搬許可業者との定期連絡会を年2回実施。2021（令和3）年度は文書にて実施。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2020（令和2）年度は未実施） 	A A A
	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を求め、さらなるごみの発生抑制・資源化を推進します。 ・食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、たい肥化処理施設等で食品循環資源の再生利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境クリーンセンターに来た事業者に対して、せん定枝等をせん定枝リサイクルプラントに持ち込むよう指導を実施。 ・たい肥用乾燥生ごみの無料配布を実施中。 ・家庭でできた乾燥生ごみをごみ袋やトイレットペーパーと交換する事業を実施中。 	B A
【環境学習の推進】 学校にごみ減量等を始めとする環境に関する情報を提供し、環境関連の学習の充実を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオ等により、環境学習を推進します。 ・ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会「クリンバス事業」を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年社会科副読本を発行し、小学校へ配布。 ・市ホームページにて環境戦隊サルビアンによるPR動画を公開。 ・継続的に実施中。（2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。2021（令和3）年度は6回実施し、5月中旬以降は、緊急事態宣言発令のため未実施） 	A A
【不法投棄防止対策の推進】 不法投棄を未然に防止するため、十分に監視し、適切な指導に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施や町内会への監視カメラの貸し出し設置等、不法投棄防止体制の強化を図ります。 ・違反者への指導体制の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週3日不法投棄パトロールを実施。 ・定期的に監視カメラの貸し出しを実施中。 ・監視カメラ等による違反者の特定を実施中。 	A A

施策3 その他

①適正処理の推進

取組内容	具体的な行動	実績の概要	評価
【収集運搬体制】 適正で効率的な収集運搬体制を確保します。	・収集運搬許可業者と定期的な連絡会を開催し、適正に業務を行うよう指導し、収集運搬体制の適正化を図ります。	・収集運搬委託業者、直営収集員及び処理施設担当者を集めて2か月に1回、連絡会を実施。 ・収集運搬許可業者との定期連絡会を年2回実施。2021（令和3）年度は文書にて実施。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2020（令和2）年度は未実施)	A
【中間処理施設】 現有施設の安全な運転管理に努めます。	・運転委託業者に安全運転に関する指導を行います。	・定期的に必要な訓練を実施。	A
	・施設の定期的な保守管理を行い、安全性の確保を図ります。	・安全パトロールで指摘された箇所の修繕を実施。 ・毎年の設備点検を基に長期整備計画を作成し、緊急性のある個所から優先的な整備を実施。	A
【最終処分場】 処分場の適正な維持管理を行います。	・埋立対象物の減量・減容化に努めます。	・2019（令和元）年度から、従来の焼却灰の溶融化に加えて、セメント原料化を開始、最終処分量の減量・減容化に寄与。	A

表 3-28 2Rの啓発状況

(単位：回)

2Rの啓発項目	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度
ごみと資源の分別説明会	15	13	10	0	7
ごみ減量キャンペーン	4	4	2	0	0
七夕ごみ拾いキャンペーン	1	1	1	0	0
地域クリーン推進員リーダー研修会	1	1	1	0	1
地域クリーン推進員研修会	11	11	10	0	0*
合計	32	30	24	0	8

*代替として、各町内会宛に地域クリーン推進員研修用のDVDを配布。

8 ごみ処理の評価

(1) 目標値の達成状況

現行計画の目標値の達成状況を以下に示します。

1) 啓発回数の目標

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で、優先順位が高い2R（リデュース、リユース）の啓発回数について、2020（令和2）年度の目標値である36回/年に対して、2020（令和2）年度の実績値は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により0回/年となっています。また、2017（平成29）年度以降のいずれの年度においても、目標値の36回/年を下回っており、目標値を達成しませんでした。

表 3-29 2Rの啓発回数の達成状況

年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度
実績	32回/年	30回/年	24回/年	0回/年	8回/年
目標値	—	—	—	36回/年	—
達成状況	—	—	—	×	—

2) リサイクル率の目標

リサイクル率は、現行計画の2020（令和2）年度の目標値である25.5%に対して、2020（令和2）年度の実績は21.6%であり、目標値より3.9%下回っており、目標を達成しませんでした。また、2017（平成29）年度以降のいずれの年度においても、目標値を達成しませんでした。

表 3-30 リサイクル率の達成状況

年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度
実績	21.3%	19.9%	20.6%	21.6%	21.4%
目標値	23.3%	23.3%	23.2%	25.5%	25.2%
達成状況	×	×	×	×	×

※ リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）÷ごみの総発生量

3) 1人1日当たりの最終処分量の目標

1人1日当たりの最終処分量は、現行計画の2020（令和2）年度の目標値である88gに対して、2020（令和2）年度の実績は70gであり、目標値より18g少なく、目標を達成しました。

また、2017（平成29）年度以降、2018（平成30）年度を除く全ての年度において、目標値を達成しました。

表 3-31 1人1日当たりの最終処分量の達成状況

年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度
実績	89g/人・日	95g/人・日	85g/人・日	70g/人・日	66g/人・日
目標値	92g/人・日	92g/人・日	91g/人・日	88g/人・日	88g/人・日
達成状況	○	×	○	○	○

※ 最終処分量＝不燃残さ発生量＋焼却灰発生量

(2) 他市町村との比較

本市のごみ処理状況を評価するために、2020（令和2）年度の実績について、本市と都市形態や人口が類似する市及び近隣の9市、愛知県内市町村との比較を行いました。

なお、比較は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に行いました。

1) 類似団体との比較

環境省が提示している市町村一般廃棄物処理システムの類型に準拠し、2020（令和2）年度において本市と同じ「都市類型IV-2」の10市（本市を含む）と比較を行いました。

2020（令和2）年度の「都市類型IV-2」の団体を表3-3-2に示します。

表3-3-2 「都市類型IV-2※」の団体（2020（令和2）年度）

団体名		団体名	
茨城県	日立市	愛知県	刈谷市
栃木県	小山市		安城市
富山県	高岡市		小牧市
岐阜県	大垣市		鈴鹿市
静岡県	磐田市		広島県
			東広島市

※都市類型IV-2：一般市（指定都市、中核市及び施行時特例市除く）のうち「人口15万人以上、産業構造の第2次・第3次産業が95%以上、かつ第3次産業が65%未満」に該当する自治体。

[資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省 令和2年度版）]

2020（令和2）年度の類似団体の平均値と本市の実績の比較結果を表3-3-3及び図3-8に示します。

類似団体と本市の実績を比較すると、1人1日当たりのごみ総排出量及び廃棄物からの資源回収率は平均並みとなっています。一方で、廃棄物のうち最終処分される割合、1人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、それぞれ類似団体の平均値よりも高くなっています。

表3-3-3 類似団体の平均値と本市の実績の比較結果（2020（令和2）年度）

	1人1日当たり のごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回収 率(RDF・セメント原料 化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (%)	1人当たりの年 間処理経費※2 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
安城市※1	907 (100)	18.1 (100)	7.8 (87)	13,245 (89)	42,845 (82)
類似 団体	平均値※1	911 (100)	18.2 (100)	6.9 (100)	36,165 (100)
	最大値	964	36.2	15.3	45,875
	最小値	767	9.4	2.2	25,737

※1()内数値は、類似団体平均値を100とした場合の指数に換算した値を示し、指数が100以上のとき、本市の実績が類似団体平均値より優れていることを示す。

※2 1人当たりの年間処理経費は、ごみ処理経費の合計から建設・改良費及び車両等購入費を差し引き、人口で除した費用。

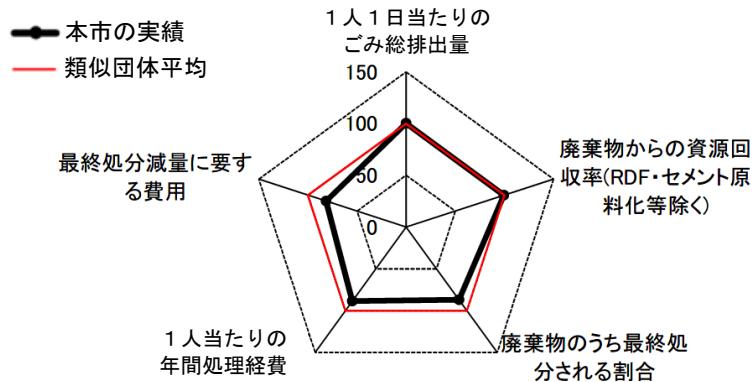


図 3-8 類似団体の平均値と本市の実績の比較結果（2020（令和2）年度）

2) 近隣9市（本市を含む）との比較

本市の近隣にある、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市と本市の計9市の平均値と本市の実績の比較結果を表3-3-4及び図3-9に示します。

2020（令和2）年度の近隣9市の平均値に対し、1人1日当たりのごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率及び廃棄物のうち最終処分される割合は優れた結果となっています。一方で、1人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、それぞれ近隣9市の平均値よりも高くなっています。

表 3-3-4 近隣9市の平均値と本市の実績の比較結果（2020（令和2）年度）

		1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	1人当たりの年間処理経費※2 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
安城市※1		907 (104)	18.1 (109)	7.8 (111)	13,245 (96)	42,845 (89)
近隣9市	平均値※1	941 (100)	16.6 (100)	8.8 (100)	12,721 (100)	38,611 (100)
	最大値	1,053	19.4	12.0	16,385	53,996
	最小値	858	12.9	4.9	9,699	27,252

※1 ()内数値は、近隣9市平均値を100とした場合の指標に換算した値を示し、指標が100以上のとき、本市の実績が近隣9市平均値より優れていることを示す。

※2 1人当たりの年間処理経費は、ごみ処理経費の合計から建設・改良費及び車両等購入費を差し引き、人口で除した費用。

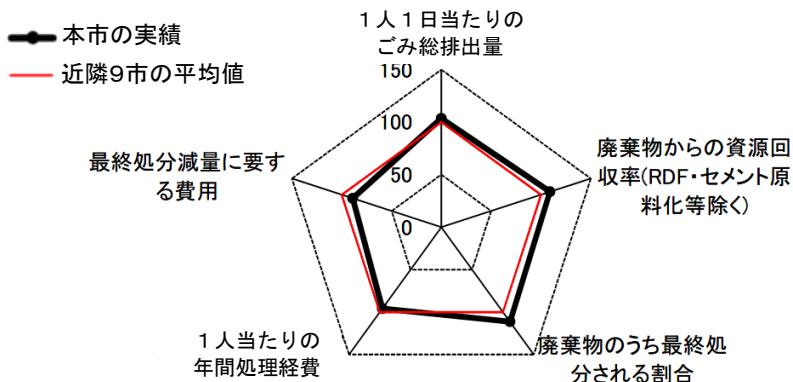


図 3-9 近隣9市の平均値と本市の実績の比較結果（2020（令和2）年度）

3) 愛知県内市町村との比較

愛知県内市町村の平均値と本市の実績の比較結果を表 3-3 5 及び図 3-1 0 に示します。

2020（令和2）年度の愛知県内市町村の平均値に対し、1人1日当たりのごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合及び1人当たりの年間処理経費は、それぞれ優れた結果となっており、特に廃棄物のうち最終処分される割合は、愛知県内平均値8.9%に対して、7.8%と1.1%低い値となっています。一方で、廃棄物からの資源回収率は、愛知県内市町村の平均値よりも低く、最終処分減量に要する費用は高くなっています。

表 3-3 5 愛知県内市町村の平均値と本市の実績の比較結果（2020（令和2）年度）

		1人1日当たり のごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回収 率(RDF・セメント原料 化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (%)	1人当たりの年 間処理経費※2 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
愛 知 県 内 市 町 村	安城市※1	907 (101)	18.1 (96)	7.8 (112)	13,245 (101)	42,845 (97)
	平均値※1	913 (100)	18.8 (100)	8.9 (100)	13,330 (100)	41,536 (100)
	最大値	2,035	36.2	16.2	29,351	78,422
	最小値	644	7.1	2.2	7,021	22,350

※1 ()内数値は、愛知県内市町村平均値を100とした場合の指数に換算した値を示し、指数が100以上のとき、本市の実績が愛知県内市町村平均値より優れていることを示す。

※2 1人当たりの年間処理経費は、ごみ処理経費の合計から建設・改良費及び車両等購入費を差し引き、人口で除した費用。

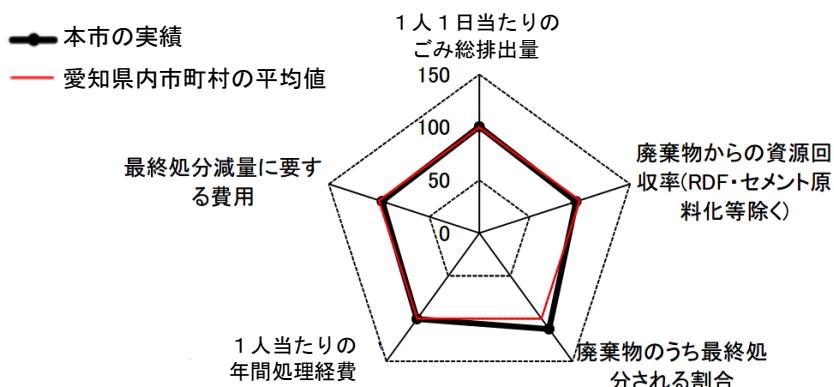


図 3-1 0 愛知県内市町村の平均値と本市の実績の比較結果（2020（令和2）年度）

第2節 ごみ処理の課題

1 排出抑制・資源化

- ① 家庭系ごみの排出量は年々減少傾向にありますが、このうち最も割合の大きい可燃ごみの排出量は年々増加傾向にあり、次に割合の大きい資源ごみの排出量は減少傾向にあります。
- ② 事業系ごみの排出量は年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の影響等により2020（令和2）年度に大きく減少しましたが、2021（令和3）年度に再び増加に転じています。今後のポストコロナ時代の傾向について注視していく必要があります。
- ③ 集団資源回収量を含め、資源化量及びリサイクル率は年々減少していましたが、2019（令和元）年度以降焼却灰のセメント原料化の開始に伴い増加しています。しかしながら、現行計画の2020（令和2）年度のリサイクル率の目標値は達成できており、リサイクル率の向上に向け、今後より一層施策の強化を図る必要があります。
- ④ 本市は、これまで2R（排出抑制、再使用）に重点を置いた3Rを推進してきましたが、現行計画の2020（令和2）年度の2Rの啓発回数の目標値は達成できており、取組みが十分とは言えない状況です。施策の確実な実施を図る必要があります。
- ⑤ 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の可燃ごみの組成分析結果より、資源ごみである紙類及びプラスチック類が可燃ごみとして排出されており、可燃ごみ全体の約5割を占めています。紙類の分別排出を引き続き促進するとともに、近年のプラスチックごみを取り巻く動向を注視し、プラスチック削減に向け、施策を強化する必要があります。
- ⑥ 食品ロス削減について、未利用食品の廃棄を削減するための啓発や「3010運動」の啓発は実施しましたが、エコクッキング教室の開催やフードバンク事業の活用等の事業は未実施となっています。また、ごみ組成分析結果より、可燃ごみ中の厨芥類の割合は約1割を占めることから、食品ロス削減に向けた施策を確実に実施する必要があります。

2 収集・運搬

人口の高齢化が年々進行し、ステーション等へのごみ出しが困難になることが懸念されることから、市民のニーズを把握し、それに応じた収集・運搬体制を検討していく必要があります。

3 中間処理

2021（令和3）年3月に策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」に基づき、将来にわたって安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保し、また、廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減に向け、引き続き具体的な施設整備の検討を行う必要があります。

4 最終処分

- ① 最終処分量及び最終処分率は、2019（令和元）年度以降、焼却灰の一部のセメント原料化を開始したことにより、減少しています。一方、最終処分される割合及び最終処分減量に要する費用は、類似自治体の平均よりも高くなっています。
- ② 最終処分量は年々減少傾向にありますが、本市の榎前町一般廃棄物最終処分場の残余容量も限られていることから、引き続きごみの減量化や適正な分別等により最終処分量の低減に取り組んでいく必要があります。

5 非常時のごみ処理体制

- ① 2022（令和4）年3月に改訂した「安城市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生する廃棄物の適正な処理を行う必要があります。
- ② 新型コロナウィルス感染症拡大より、感染症蔓延時は、収集作業員やごみ処理施設の従事者の感染によりごみ処理施設の運転が停止する可能性や、地域間の移動制限により他自治体の支援が得難いこと等が想定されることから、非常時のごみ処理事業の継続に向けた事前対策を図る必要があります。

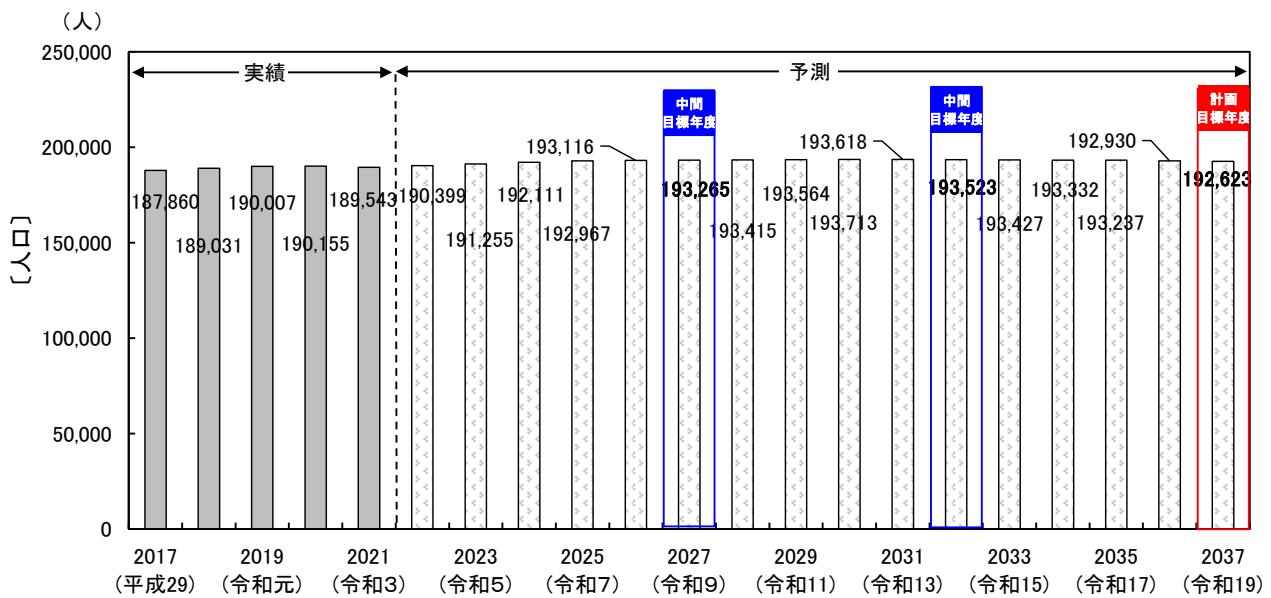
第4章 ごみ処理基本計画

第1節 将来人口

本市の将来人口を図 4-1 に示します。

将来人口は、第8次安城市総合計画に基づき設定し、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度の人口については、直線補間により算出しました。

本計画の中間目標年度である2027（令和9）年度及び2032（令和14）年度の人口はそれぞれ193,265人、193,523人、計画目標年度である2037（令和19）年度の人口は192,623人であり、2030（令和12）年度までは増加傾向にあり、それ以降は減少傾向を示しています。



[資料：第8次安城市総合計画（後期計画）の推計値を一部修正]

図 4-1 本市の将来人口

第2節 将来ごみ量の予測

1 ごみ排出量の推計方法

図 4-2 にごみ排出量推計の基本手順、表 4-1 に推計に用いた推計式を示します。

本市の将来ごみ排出量として、表 4-1 に示す 5 通りの推計式のうち、最も実現性の高い推計値を検討し、施策を実施しない場合の「現状維持時の将来ごみ排出量」を推計しました。なお、将来人口は、前頁に示したとおり第8次安城市総合計画に記載されている将来人口を基にしました。

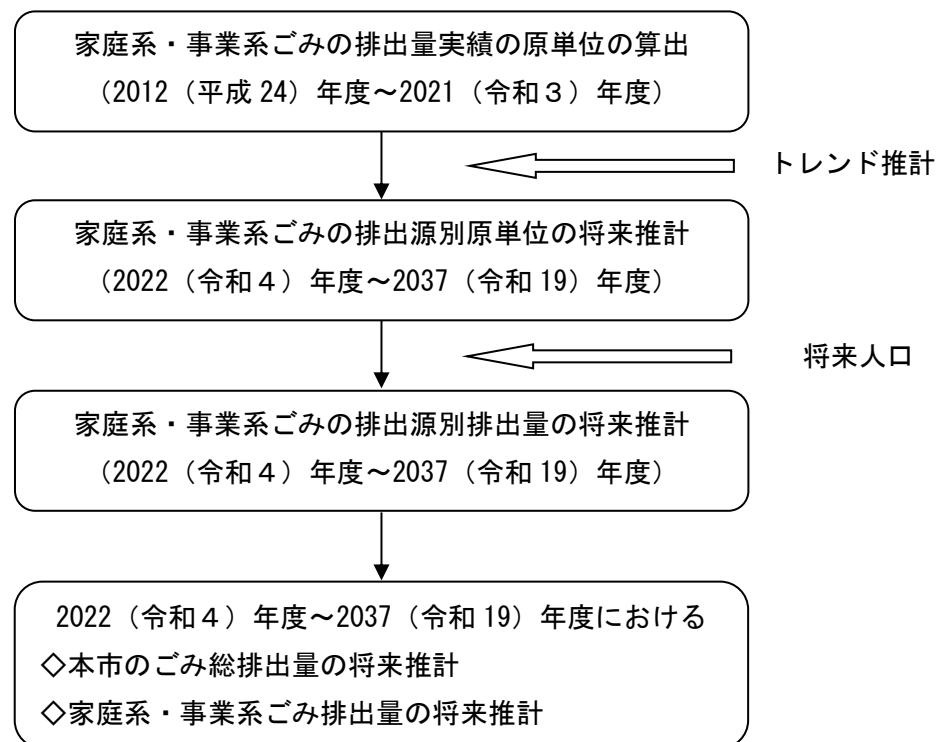


図 4-2 ごみ排出量推計の基本手順

表 4-1 推計に用いた推計式

式名	推計式	推計式の特徴
一次回帰式	$y=a+b \cdot x$	一定の割合で直線的に変化する。
指数组回帰式	$y=a \cdot b^x$	一次式と比べ変化の度合いが大きい。
べき乗回帰式	$y=a \cdot x^b$	比較的変化の度合いが少ない。
二次回帰式	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	推計で実績と逆の変化をする場合がある。
ロジスティック式	$y=K/(1+a \cdot \exp(-bx))$	中間年度が最も大きい増加率を示す。

2 将来ごみ排出量の推計結果（現状維持の場合）

(1) ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量

ごみ総排出量は、2027（令和9）年度に最も大きく、その後、減少傾向となる見込みです。また、家庭系ごみ排出量は、2023（令和5）年度に最大となり、その後減少傾向となる見込みです。一方で、事業系ごみは、微増傾向となる見込みです。

1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向を見込んでいます。これは、人口の減少に伴いごみ排出量も減少しますが、人口の減少よりごみ排出量の減少の幅が大きいことによるものと考えられます。

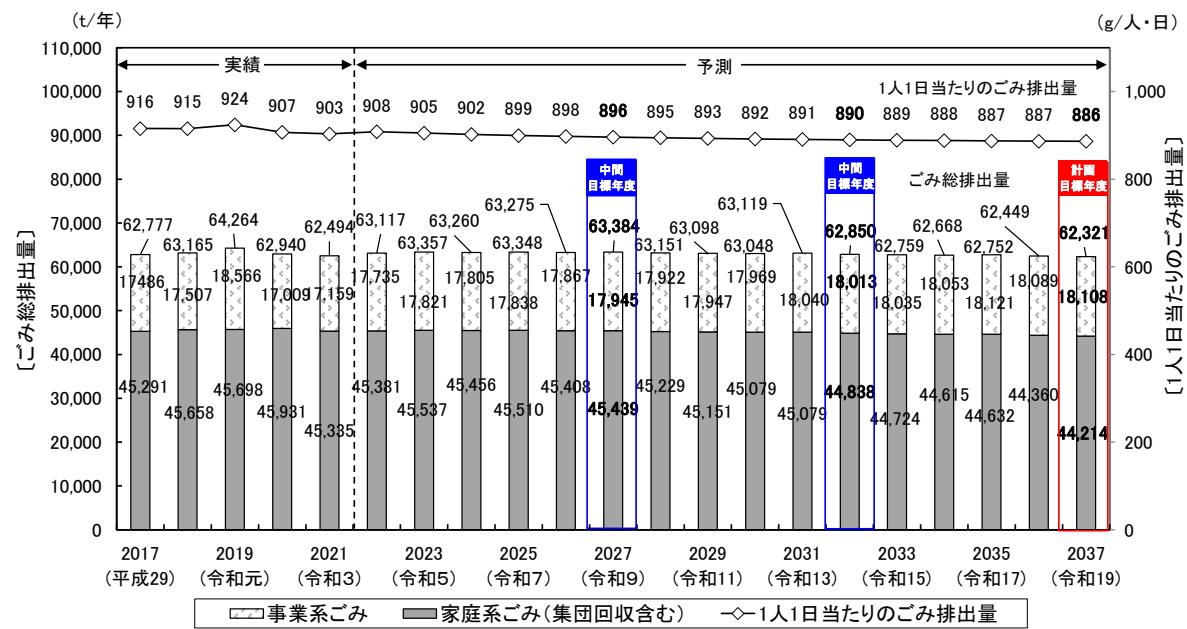


図 4-3 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団資源回収を除く）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団資源回収を除く）は、1人1日当たりのごみ排出量と同様に、減少傾向を見込んでいます。

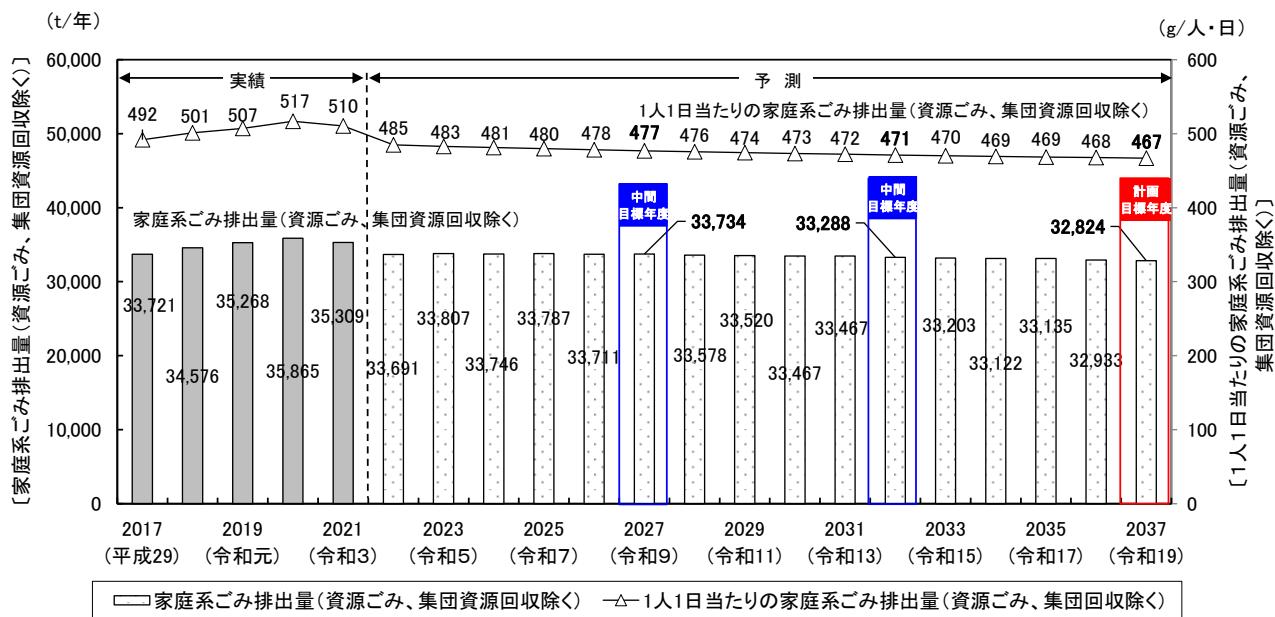


図 4-4 家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移（資源ごみ、集団資源回収を除く）

(3) 資源化量及びリサイクル率

資源化量は、2023（令和5）年度以降に減少傾向を見込んでおり、リサイクル率も微減傾向となる見込みです。

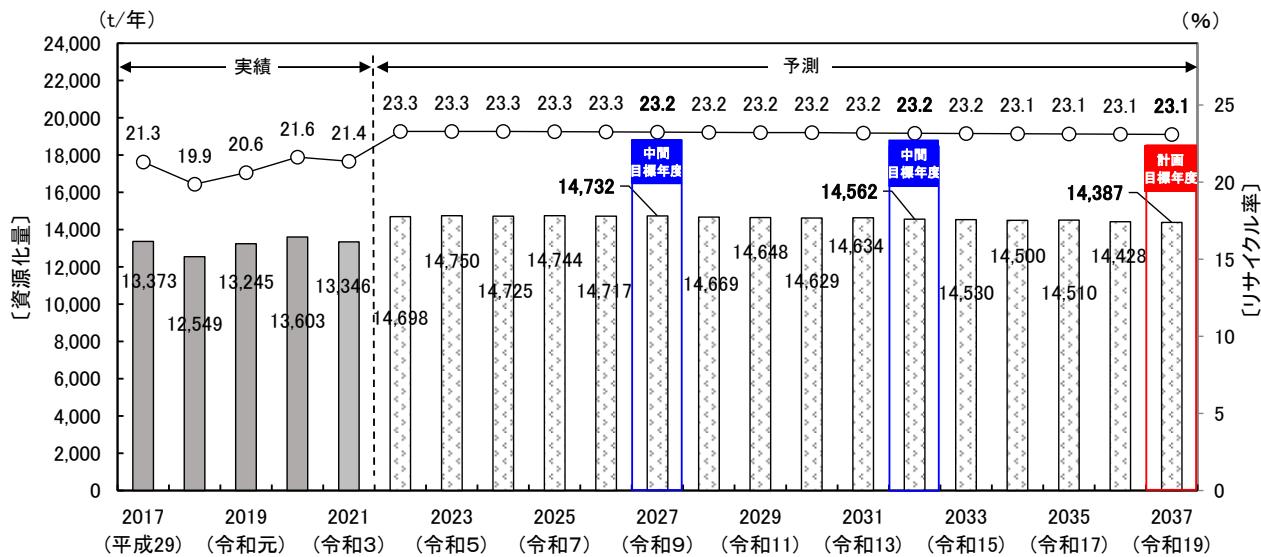


図 4-5 資源化量及びリサイクル率

(4) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量は、2027（令和9）年度以降に減少傾向を見込んでおり、最終処分率は一定で推移する見込みです。

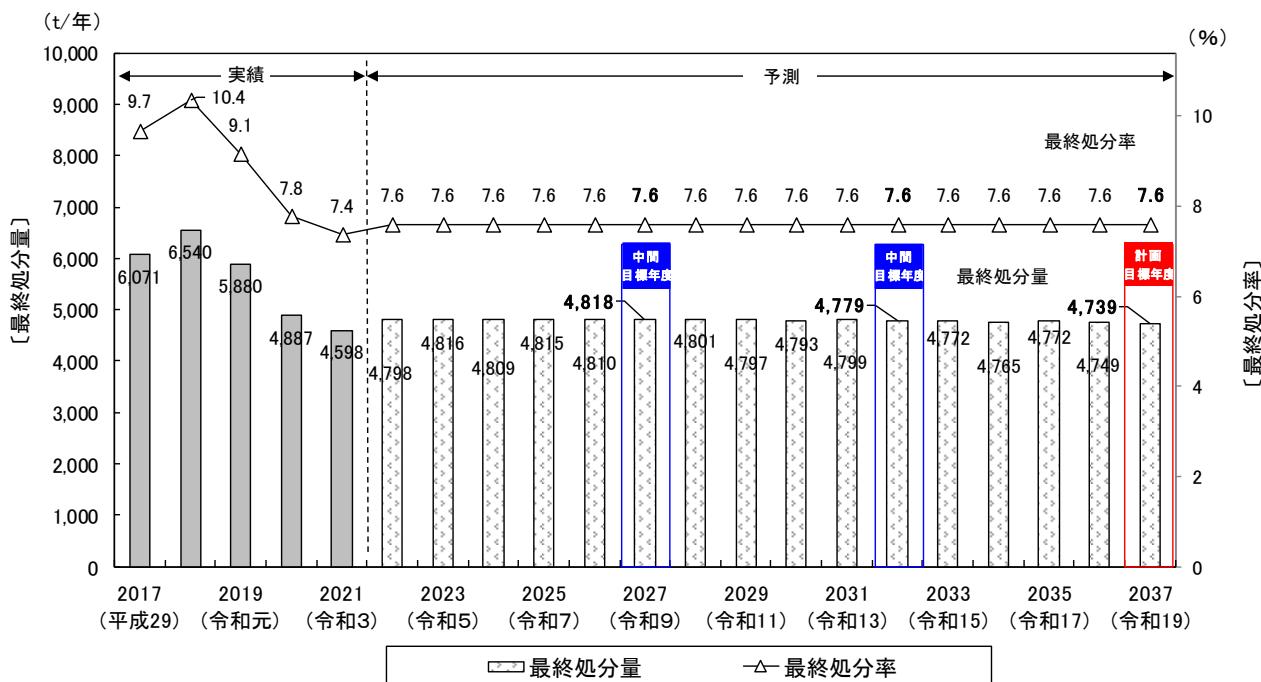


図 4-6 最終処分量及び最終処分率

第3節 基本理念及び基本方針

1 基本理念

ごみ処理基本計画の基本理念は以下とします。

**限りある資源を大切にし、ごみの減量と適正な処理により、
環境負荷の少ない 持続可能なまち**

第8次安城市総合計画では、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを感じできるまち」を基本理念とし、第2次安城市環境基本計画では、「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を理想とするまちの姿としています。

本計画では、ごみの4R（発生抑制、排出抑制、再使用、リサイクル）の考え方を基に、市民・事業者・市の三者が協働してごみの減量化・資源化に努め、限りある資源を循環的に利活用しながら、次世代まで続く安全・安心かつ持続可能なまちを目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

基本方針1. ごみの減量を中心とした4R活動の推進

Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の中でも重点的にRefuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）を推進し、プラスチック類や食品ロスをはじめとしたごみの減量、再使用、再生利用を推進します。

基本方針2. わかりやすい情報発信と行動する人づくり

市民への環境学習や市民活動の支援を行うことで、市民自らが行動するまちづくりを推進していきます。

基本方針3. 安全安心かつ安定的な処理の確保

市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、収集運搬・中間処理・最終処分を適正に行い、安全かつ安定的なごみ処理を継続します。

第4節 計画数値目標

1 数値目標

国及び県の目標値と現行計画の数値目標の達成状況を踏まえ、ごみ処理基本計画の中間目標年度及び計画目標年度の数値目標を表 4-2 に示します。

既存施策を確実に実施し、かつ、可燃ごみ及び不燃ごみ中に含まれるプラスチックごみの分別を徹底し、効率的な回収を行うとともに、可燃ごみ中の食品ロスを削減することで、目標達成を目指します。

表 4-2 ごみ処理基本計画の数値目標

指 標	【基準年度】 (実績値)	【中間目標年度】		【計画目標年度】 2037(令和 19) 年度
		2021(令和 3) 年度	2027(令和 9) 年度	
1人1日当たりのごみ排出量	903 g/人・日	884 g/人・日	873 g/人・日	864 g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団資源回収を除く)	510 g/人・日	472 g/人・日	460 g/人・日	449 g/人・日
リサイクル率	21.4 %	23.8 %	24.0 %	24.7 %
最終処分量	4,598 t/年	4,733 t/年	4,650 t/年	4,338 t/年

2 将来ごみ排出量の推計結果（施策を講じた場合）

各種施策を講じることで、目標値の達成を目指します。

（1）1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の数値目標を図 4-7 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は、現状を維持した場合の推計値と比較して、計画目標年度の 2037 (令和 19) 年度までに 22 g/人・日削減した 864 g/人・日を目指します。

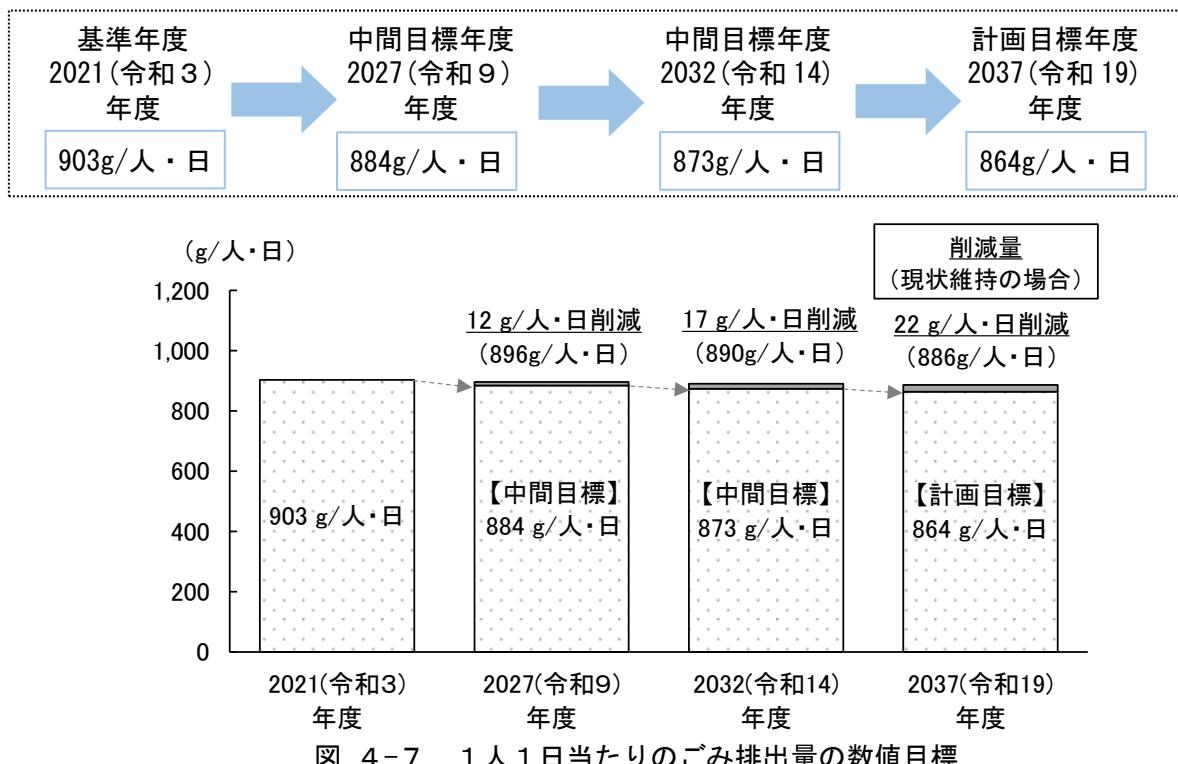


図 4-7 1人1日当たりのごみ排出量の数値目標

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団資源回収を除く）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団資源回収を除く）の数値目標を図4-8に示します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、現状を維持した場合の推計値と比較して、計画目標年度の2037（令和19）年度までに18g/人・日削減した449g/人・日を目指します。

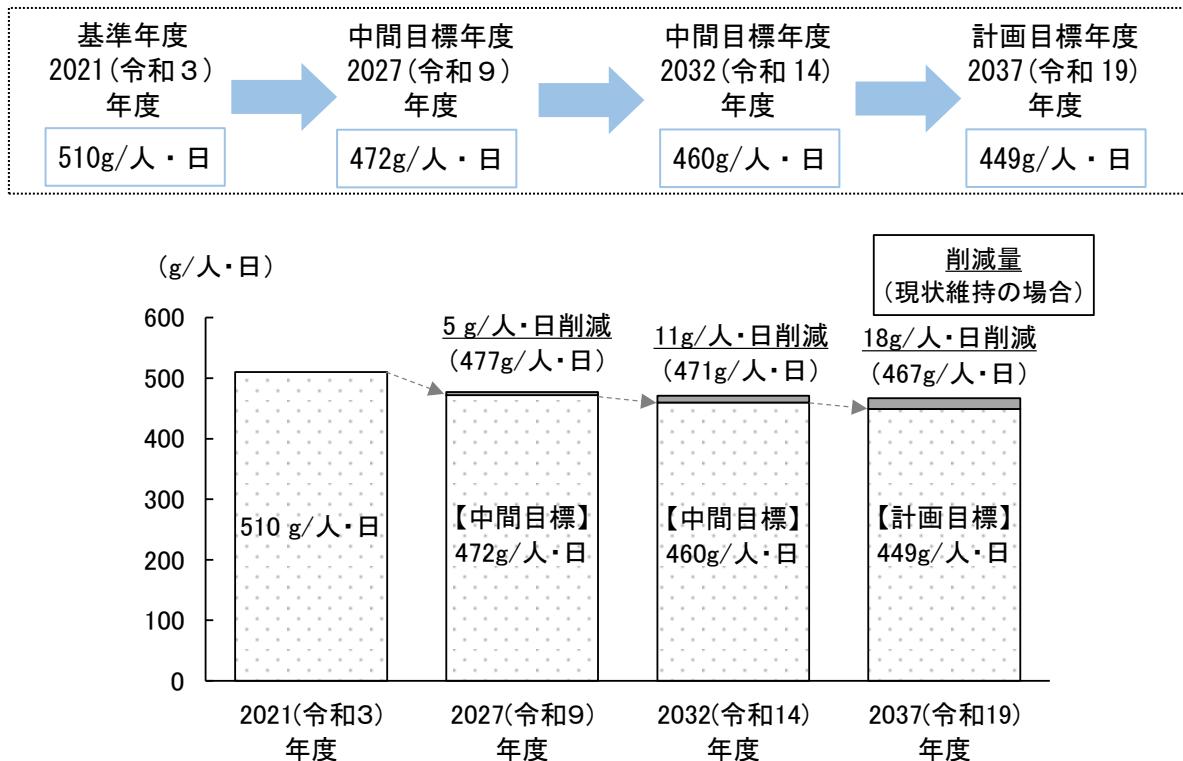


図4-8 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団資源回収を除く）の数値目標

(3) リサイクル率

リサイクル率の数値目標を図4-9に示します。

リサイクル率は、現状を維持した場合の推計値と比較して、計画目標年度の2037（令和19）年度までに1.6%向上した24.7%を目指します。



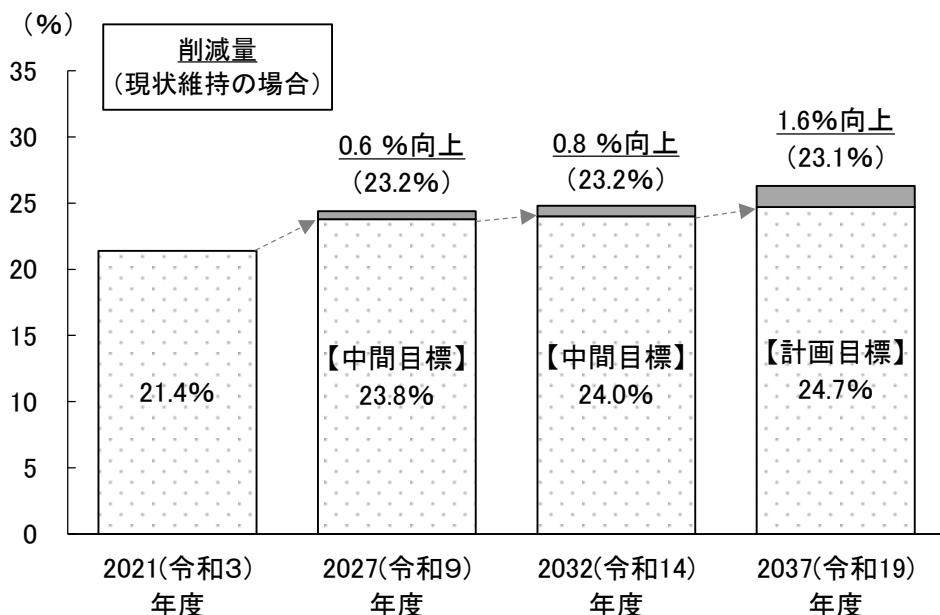


図 4-9 リサイクル率の数値目標

(4) 最終処分量

最終処分量の数値目標を図 4-10 に示します。

最終処分量は、現状を維持した場合の推計値と比較して、計画目標年度の 2037（令和 19）年度までに 401 t/年削減した 4,338 t/年を目指します。

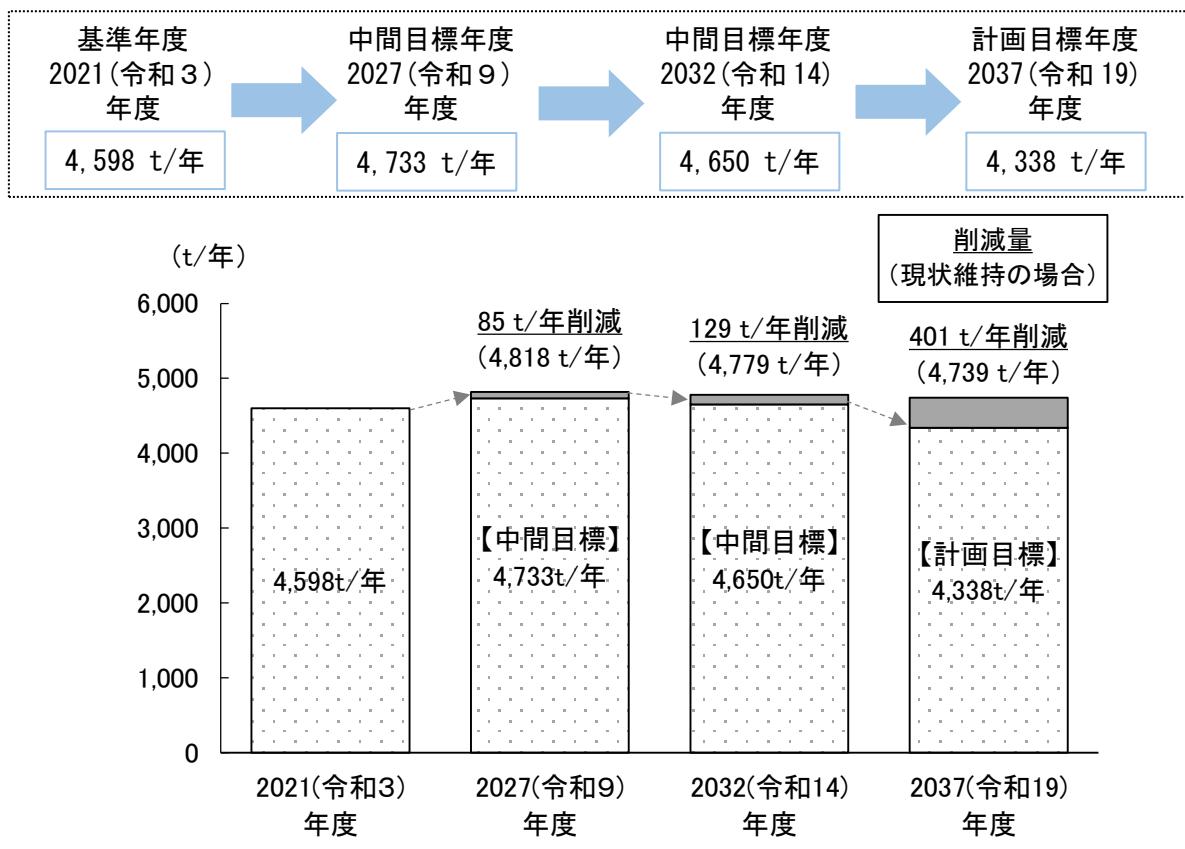


図 4-10 最終処分量の数値目標

第5節 計画推進のための施策

1 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策体系を図 4-1-1 に示します。

基本方針1 ごみの減量を中心とした4R活動の推進

施策1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 1-1 食品ロスの削減、生ごみの減量(拡充)
- 1-2 プラスチック資源循環の推進(拡充)
- 1-3 ごみのリユースの促進(継続)

施策2 リサイクルの推進

- 2-1 プラスチック資源化事業の導入(新規)
- 2-2 民間事業者との連携(新規)
- 2-3 資源収集拠点・利用施設の効率的運用(拡充)
- 2-4 集団資源回収の促進(継続)

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策1 市民活動の推進

- 1-1 ごみ減量を目的とした市民活動の支援(継続)
- 1-2 環境学習の推進(継続)

施策2 ごみ排出ルールの徹底

- 2-1 家庭系ごみの分別の徹底(継続)
- 2-2 不法投棄防止対策の推進(継続)
- 2-3 事業系ごみの適正処理の指導(拡充)

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理の確保

施策1 収集運搬体制

- 1-1 適正な収集運搬体制の確保(継続)
- 1-2 ごみの排出が困難な方への対応(新規)
- 1-3 危険ごみへの対策の実施(新規)

施策2 中間処理・最終処分体制

- 2-1 中間処理計画(拡充)
- 2-2 最終処分(継続)
- 2-3 非常時のごみ処理体制の構築(新規)

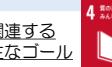
図 4-1-1 ごみ処理基本計画の施策体系

2 本市の施策

それぞれの施策に対する取組内容や具体的な行動を以下に示します。

基本方針 1. ごみの減量を中心とした4R活動の推進

施策1 リファーズ・リデュース・リユースの推進

1－1. 食品ロス ¹ の削減、生ごみの減量（拡充）		関連する 主なゴール	 1 積極的なまちづくり 11 住み続けられるまちづくり  2 資源を 豊かに 12 つくる責任 つかう責任  4 質の高い教育を みんなに 13 持続可能な開発 目標の実現を めざす 取り組み  11 住み続けられるまちづくり 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
取組内容	食品ロスを削減するために、食品ロス削減の必要性や実施に向けて市民や事業者への情報提供を図り、フードバンク事業の活用も検討していきます。また、家庭で発生する生ごみの減量方法についても周知していきます。		
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年度に導入した、食品が余っている事業者（供給）と食品を求める市民（需要）をつなぐことで食品ロスを削減するマッチングシステムを積極的に周知します。 ・フードバンク事業²の先進事例の情報収集に努め、利用可能なフードバンク団体や、食品を提供する企業等の調査を行います。 ・賞味期限・消費期限を把握し、未利用食品の廃棄を削減するよう啓発します。 ・食べ物を残さない調理方法（エコクッキング）等、生ごみの減量アイデアを紹介します。また、エコクッキング教室の開催を検討します。 ・生ごみ処理機器等の購入補助やモニター貸出、EM ぼかし配布事業の推進等、家庭や地域における減量化に関する取組みを支援し、取組み世帯等の拡大を図ります。 		
1－2. プラスチック資源循環の推進（拡充）		関連する 主なゴール	 4 質の高い教育を みんなに  7 みんながエネルギー として使うのに アクセスできる  12 つくる責任 つかう責任  13 持続可能な開発 目標の実現を めざす 取り組み  14 海の生き物を 守る  17 パートナーシップで 目標を達成しよう
取組内容	広報やホームページ等を利用して、プラスチックごみを減らす生活を心がけるよう啓発していきます。		
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチック製品より繰り返し使える製品を購入するよう啓発します。 ・すぐに不要になるものをもらわないよう啓発します。 ・過剰包装の自粛を啓発します。 ・買い物の際にはマイバッグを持参するよう啓発します。 ・ばら売りや詰め替え用品を選ぶよう啓発します。 		
1－3. ごみのリユースの促進（継続）		関連する 主なゴール	 4 質の高い教育を みんなに  11 住み続けられるまちづくり  12 つくる責任 つかう責任  17 パートナーシップで 目標を達成しよう
取組内容	リサイクルよりも優先順位が高いリユースについて、その意義や取組方法、効果等の情報提供を充実させていきます。		
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない」意識の向上を図り、リユースの促進に努めます。 ・ものをできる限り長く、大切に使ってもらうよう働きかけます。 ・家具等の再利用の促進を図ります。 ・中心市街地拠点施設（愛称「アンフォーレ」）の「リユース本コーナー」に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。 ・公民館等の除籍本配布イベントに関する情報提供を行い、利用促進を図ります。 		

¹ 本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品（食べ残し、賞味期限切れ等）

² 食品生産者や卸売業、小売業者等がこれまで廃棄処分していた食品（品質は問題ないが、パッケージの損傷、賞味期限切れが迫る等の理由により廃棄処分される食品）を社会福祉施設や支援が必要な人達に提供する事業

施策2 リサイクルの推進

2-1. プラスチック資源化事業の導入（新規）		関連する 主なゴール						
取組内容	プラスチックのリサイクルを促進するため、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品もプラスチック資源として一括で回収する「プラスチック一括回収」の導入を検討します。							
具体的な行動	・プラスチック一括回収の導入を検討します。							
2-2. 民間事業者との連携（新規）		関連する 主なゴール						
取組内容	民間事業者と連携して、家庭から排出されるペットボトルや小型家電等の回収を積極的に行い、資源ごみのリサイクルを促進します。							
具体的な行動	・民間事業者と協力し、本市で収集したペットボトルを再びペットボトルに再利用する「ボトル to ボトルリサイクル事業」を継続的に実施します。 ・民間事業者と協力し、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収を継続的に実施します。 ・小売店等と協力し、民間事業者の店舗でのペットボトル等の回収を継続的に実施します。							
2-3. 資源収集拠点・利用施設の効率的運用（拡充）		関連する 主なゴール						
取組内容	資源収集における市民の活動を支援します。 資源の拠点回収施設や処理施設の効率的な運用を進め、廃棄される資源の回収に努めます。							
具体的な行動	・資源回収施策について、官民相互に連携した市民へのPR等に努めます。 ・新たなリサイクルステーションの設置を検討します。 ・新聞や雑誌等は、ごみステーションでの回収とともに、集団資源回収、リサイクルステーション、民間古紙リサイクルステーション等の利用を推進します。 ・民間古紙リサイクルステーション等の実態調査を継続的に実施し、民間古紙リサイクルステーション等の実情の把握に努めます。							
2-4. 集団資源回収の促進（継続）		関連する 主なゴール						
取組内容	集団資源回収の実績状況を把握し、効率的な回収に努めます。							
具体的な行動	・集団資源回収制度について、官民相互に連携した市民へのPR等に努めます。							

基本方針2. わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策1 市民活動の推進

1-1. ごみ減量を目的とした市民活動の支援（継続）		関連する 主なゴール				
取組内容	ごみに対する意識の向上を図るためにも、市民の自主的な行動は重要です。活動促進に向け、支援の充実を図っていきます。					
具体的な行動	・市民・事業者・教育機関等が自主的に取り組むごみ減量行動に対して、ごみ減量推進市民活動支援プログラムを推進していきます。 ・地域のリーダー（地域クリーン推進員）を委嘱し、研修や情報交換を通じて、地域住民が主体となったごみ分別と適正排出及び地域環境美化を促します。 ・標語・ポスター・功労者の表彰事業等を開催します。					

1-2. 環境学習の推進（継続）	関連する 主なゴール	4 環境にやさしい みんなに 11 まちづくり 12 つくる責任 17 バイオマスで 日暮を進めよう
------------------	---------------	---

取組内容	学校にごみ減量等を始めとする環境に関する情報を提供し、環境関連の学習の充実を支援します。
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> 子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオ等により、環境学習を推進します。 ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会「クリーンバス事業」を実施します。

施策2 ごみ排出ルールの徹底

2-1. 家庭系ごみの分別の徹底（継続）	関連する 主なゴール	4 環境にやさしい みんなに 11 まちづくり 12 つくる責任 17 バイオマスで 日暮を進めよう
----------------------	---------------	---

取組内容	正しい分別方法の広報、啓発等を行い、分別徹底の強化を図っていきます。
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ごみカレンダー、ごみと資源の分け方・出し方早わかりブックを全戸配布し、分別排出の徹底を図ります。 町内会等でごみの分別説明会等を開催し、間違いやすい分別等の周知に努め、分別の徹底を図ります。 転入者に対しては、市民課での手続時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図ります。 外国人に対しては、関係部署と連携して、適正なごみ出し方法の周知や属性調査（国籍・地域、言語等）を引き続き実施していきます。

2-2. 不法投棄防止対策の推進（継続）	関連する 主なゴール	11 まちづくり 12 つくる責任 15 まちかど 17 バイオマスで 日暮を進めよう
----------------------	---------------	---

取組内容	不法投棄を未然に防止するため、十分に監視し、適切な指導に努めます。
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> パトロールの実施や町内会への監視カメラの貸し出し設置等、不法投棄防止体制の強化を図ります。 不法投棄をした違反者への指導体制の整備を図ります。

2-3. 事業系ごみの適正処理の指導（拡充）	関連する 主なゴール	1 まちづくり 2 つくる責任 8 まちかど 11 まちづくり 12 つくる責任 17 バイオマスで 日暮を進めよう
------------------------	---------------	--

取組内容	事業系ごみの搬入状況を確認することにより、産業廃棄物の混入を抑制し、処理施設での処理量を削減します。
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分け方・出し方早わかりブックを活用し、ごみの適正処理の理解に努めます。 直接搬入時に検査を実施し、分別搬出の指導を行います。 収集運搬業者との連絡会を適宜開催します。 食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、たい肥化処理施設等で食品循環資源の再生利用促進を図ります。 事業者と市民をつなぐことで食品ロスを削減するマッチングシステムの利用を推進します。

基本方針3. 安全安心かつ安定的な処理の確保

施策1 収集運搬体制

1-1. 適正な収集運搬体制の確保（継続）		関連する 主なゴール	8 集めないと困る資源を減らす 	11 住み避けられるまちづくり 	12 つくる資源づくす 	17 パートナーシップで目標を達成しよう
取組内容	適正で効率的な収集運搬体制を確保します。					
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬委託業者と定期的に、収集運搬許可業者とは必要に応じて連絡会を開催し、適正に業務を行うよう指導し、収集運搬体制の適正化を図ります。 					
1-2. ごみの排出が困難な方への対応（新規）		関連する 主なゴール	3 すべての人に 健康で安全な 環境を提供する 	11 住み避けられる まちづくり 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
取組内容	高齢化等によりごみ出しが困難になる状況に対応するため、関係部署と調整しながらごみ出し方法等についての検討を進めます。					
具体的な行動	・ごみ出し支援策を関係部署と調整しながら検討していきます。					
1-3. 危険ごみへの対策の実施（新規）		関連する 主なゴール	4 質の高い資源を みんなに 	11 住み避けられる まちづくり 	12 つくる資源づくす 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
取組内容	リチウムイオン電池やスプレー缶等の火災の危険があるごみについては、新たな回収場所の検討をするとともに、排出方法について分かりやすく周知し、排出ルールを周知することで、スプレー缶等の混入によるパッカー車及び処理施設での事故の発生を防ぎます。					
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収でのみ回収を実施している、リチウムイオン電池や小型家電の充電器等のステーション回収を検討します。 ・リチウムイオン電池等の分別徹底について、現在実施している「家庭ごみと資源の分け方・出し方 早わかりブック」、「ごみの分別早見表ごみだす」及び市のホームページ以外の方法での周知を検討していきます。 					

施策2 中間処理・最終処分体制

2-1. 中間処理計画（拡充）		関連する 主なゴール	7 エネルギーをみんなに そしてグリーンに 	12 つくる資源づくす 	13 経済活動に 良い影響を及ぼす
取組内容	現有施設の安全な運転管理に努めるとともに、将来にわたって安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するために施設整備のあり方を検討します。				
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・運転委託業者に安全運転に関する指導を行います。 ・施設の定期的な保守管理を行い、安全性の確保を図ります。 ・各処理施設の整備のあり方を検討します。 				
2-2. 最終処分（継続）		関連する 主なゴール	11 住み避けられる まちづくり 	12 つくる資源づくす 	15 質の高い資源を 守る
取組内容	最終処分場の適正な維持管理を行います。				
具体的な行動	・埋立対象物の減量・減容化に努めます。				
2-3. 非常時のごみ処理体制の構築（新規）		関連する 主なゴール	4 質の高い資源を みんなに 	11 住み避けられる まちづくり 	
取組内容	地震や台風・大雨等の自然災害の発生により生じる膨大な災害廃棄物処理を円滑に行うため、BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）の策定を検討します。				
具体的な行動	・BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）の策定を検討します。				

3 各主体の役割

限りある資源を大切にし、ごみの減量と適正な処理を行うためには、市民、事業者及び市がそれぞれの役割、連携体制を理解して協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

市民は、事業者から環境に配慮した商品を選択する他、事業者、市が行う4Rへの取組みに積極的に参加し、事業者は、環境に配慮したものづくり、販売方法を発信する他、販売した容器包装等の自主的な回収を行うことが大切です。市は、市民、事業者から寄せられた意見・要望の把握に努め、ごみ減量及び4Rの取組みがスムーズに行えるよう、市民、事業者に対し情報発信、仕組みづくり等適正な支援を行います。

(1) 市の役割

市は、ごみ排出抑制・資源化に向けて以下の事項に取り組み、市民や事業者の具体的な行動を支援します。

- ① 市民・事業者がごみ減量・リサイクルの推進に取り組みやすい仕組みを構築します。
- ② ごみの排出ルールや新たな資源化の取組みの普及啓発に努めます。
- ③ ごみの排出・処理、資源循環等に係る法制度や技術的動向の把握・集約に努め、市民、事業者に情報を積極的に提供します。
- ④ 安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行います。
- ⑤ 大規模災害や感染症蔓延時等の非常時にも対応できるごみ処理体制を構築します。

(2) 市民の役割

市民一人ひとりがごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って、以下の事項を心がけ、ごみの排出抑制・資源化に自ら取り組みます。また、事業者や行政が行うごみの排出抑制や資源化に対する取組みに協力します。

- ① ごみの発生抑制に努めた生活を心がけます。
- ② 環境に配慮した商品を選択するよう努めます。
- ③ 分別を徹底し、可能な限り資源化可能物は資源化を行います。
- ④ 市の排出ルールを遵守し、ごみ集積所の清潔保持に努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分するとともに、以下の事項にも取り組み、資源化できるものは分別し再利用、再生利用します。

- ① 環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努め、排出事業者はごみの排出から最終処分までの責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努めます。
- ② ごみの再生利用等の取組みを他事業者と連携して行う等、適正な循環利用を推進します。
- ③ 自らが製造・販売等を行った製品等を可能な限り自主的に引き取り、循環利用を推進します。
- ④ 製品の持続可能なデザインでの設計や製造工程における資源効率化、バイオマスやリサイクルされた原材料への転換等を推進することで、サーキュラー・エコノミーに貢献します。

第6節 分別収集の区分

将来のごみの分別区分を表 4-3 に示します。

プラスチック一括回収の導入前は表 3-1 に示す現行の分別区分で収集を行い、プラスチック一括回収の導入後は表 4-3 に示す分別区分で収集を行います。

プラスチック一括回収の導入後は、従来別々に分別していたプラスチック製容器包装、硬質プラスチック製品及び軟らかいプラスチック製品を「プラスチック資源」として一括で回収を行います。

表 4-3 将來のごみの分別区分

区分	品目	収集容器
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、木くず、汚れたプラスチック製容器包装等	指定袋
不燃ごみ	金属類（大きい缶を含む）、ガラス類（不透明なびんを含む）、家庭用電化製品、プラスチック以外の部品を含む硬質プラスチック製品等	推奨袋、透明・半透明の袋
粗大ごみ	家具、畳、ふとん、自転車、遊具等	なし
資源ごみ	びん・缶類 飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん、飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶	コンテナ
	プラスチック資源 プラマークのあるポリ袋、ラップ類、ボトル類、トレイ・パック類、カップ類、プラマークのついていないプラスチックのふた、発泡スチロール、軟らかいプラスチック製品、硬いプラスチックだけでできた製品等	指定袋
	破碎困難ごみ 危険ごみ 硬い鉄製のもの、長い金属製のもの、スプレー缶、刃物類・割れたガラス類、水銀体温計等	コンテナ
	古紙・古着 リサイクルが可能な新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・牛乳パック、汚れや破れが無い衣類	紙袋（雑がみ）・ひも束
	せん定枝 枯れていない枝	ひも束
	ペットボトル 飲料用・食品用のペットボトル	回収ネット
	乾電池 マンガン電池・アルカリ電池等	回収ボックス
	蛍光灯・電球 蛍光管、電球	回収ボックス
	小型家電 家庭用電化製品、小型電子機器（携帯電話、携帯ゲーム機等）	回収ボックス
	廃食用油 使用済みの食用油	— (拠点回収のみ)

第7節 ごみ処理基本計画

1 収集・運搬計画

(1) 将来の収集運搬体制

1) 家庭系ごみの収集方式

将来の収集運搬体制を表 4-4 に示します。家庭系のプラスチック資源は、従来のプラスチック製容器包装と同様の収集方式とします。

なお、ごみ排出量の状況等を見据えつつ、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

表 4-4 将來の収集運搬体制

分別区分		収集方式	収集頻度	収集運搬主体
可燃ごみ		ステーション方式	1週2回	委託
不燃ごみ		ステーション方式	2週1回	委託
資源ごみ	プラスチック資源	ステーション方式	1週1回	委託
	古紙・古着	ステーション方式	2週1回	委託
	びん・缶類	ステーション方式	2週1回	直営
粗大ごみ		戸別収集	1週2回	直営

2) 事業系ごみの収集方式

現行どおり、許可業者による搬入または事業者自らの搬入とします。再生可能な古紙類は、リサイクルステーション「エコらんど」への排出や古紙再生業者の活用を促すことにより、再資源化を推進していきます。

(2) 収集運搬量、直接搬入量及び拠点回収量の見込み

収集運搬量、直接搬入量及び拠点回収量の将来見込みは、表4-5に示すとおりです。

表4-5 収集運搬量、直接搬入量及び拠点回収量の将来見込み

(単位:t/年)

年度		2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計	
ごみステーションでの収集	可燃ごみ	29,544	28,378	27,566	26,750	
	不燃ごみ	965	943	920	897	
	資源ごみ	4,140	4,237	4,318	4,395	
	びん	1,270	1,160	1,144	1,128	
	缶	411	363	358	353	
	プラスチック製容器包装	1,288	—	—	—	
	プラスチック資源	—	1,414	1,533	1,648	
	古紙	1,095	1,239	1,223	1,206	
	新聞紙	330	413	407	402	
	雑誌	187	240	237	234	
	雑がみ	278	345	340	335	
	ダンボール	298	239	236	232	
	牛乳パック	2	2	2	2	
	シュレッダー紙	0	0	0	0	
	古着	76	61	60	60	
	小計	34,649	33,558	32,805	32,042	
	粗大ごみ	112	102	100	99	
	小計	112	102	100	99	
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,019	1,573	1,552	1,530	
	不燃ごみ	12	23	22	22	
	粗大ごみ	2,657	2,350	2,319	2,286	
	資源ごみ	524	600	592	584	
	びん	0	2	2	2	
	缶	0	1	1	1	
	せん定枝	524	597	589	581	
	小計	5,212	4,545	4,485	4,423	
	資源ごみ	3,592	4,022	3,969	3,914	
	古紙	2,572	3,119	3,078	3,035	
拠点回収	新聞紙	702	1,062	1,048	1,033	
	雑誌	634	897	885	873	
	雑がみ	436	468	462	456	
	ダンボール	773	671	662	653	
	牛乳パック	14	12	12	12	
	シュレッダー紙	13	9	9	8	
	古着	411	379	374	369	
	ペットボトル	483	431	425	419	
	蛍光灯・電球	13	18	18	17	
	乾電池	49	48	48	47	
	小型家電	14	25	25	24	
	硬質プラスチック製品	47	—	—	—	
	廃食用油	3	2	2	2	
	小計	3,592	4,022	3,969	3,914	
事業系ごみ	直接持込	可燃ごみ	13,524	13,409	13,420	13,430
		資源ごみ(せん定枝)	1,405	1,847	1,854	1,863
		小計	14,929	15,256	15,273	15,294
	委託回収系	可燃ごみ	2,230	2,034	2,018	2,002
		小計	2,230	2,034	2,018	2,002
		合計	60,724	59,517	58,650	57,773

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

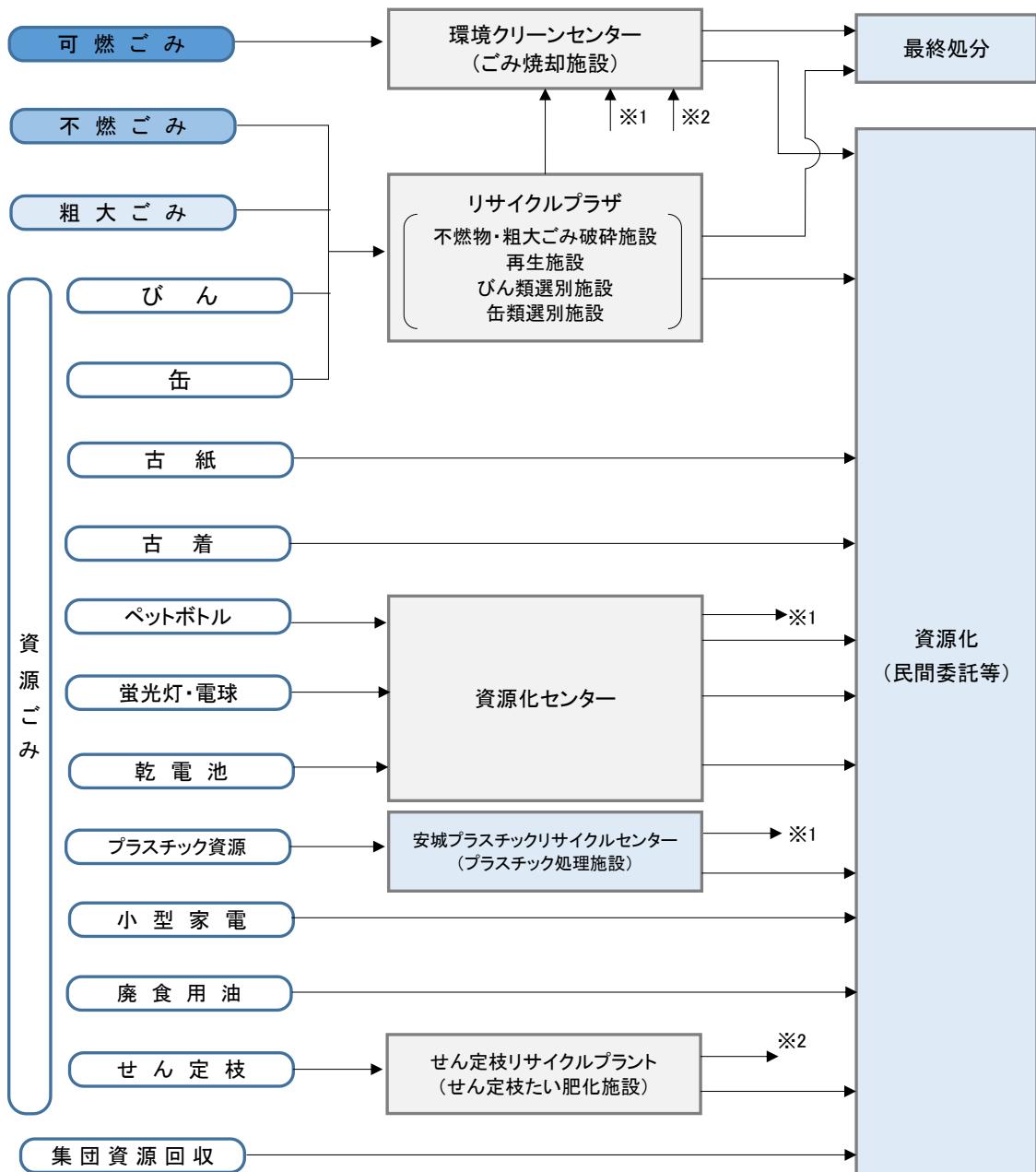
2 中間処理計画

分別収集されたごみの種類に応じて、ごみを適正に処理し、ごみの再使用・再生利用及び減量化に努めています。

(1) 将来の処理方法

プラスチック一括回収導入後のごみ処理フローを図 4-1-2 に示します。

プラスチック一括回収の導入までは、図 3-1 に示す現行の処理フローで処理を行い、プラスチック一括回収の導入後は、図 4-1-2 に示す処理フローで処理を行います。



※1、※2 は規格外または処理能力超え

図 4-1-2 プラスチック一括回収導入後のごみ処理フロー

(2) 中間処理量の見込み

1) 各中間処理施設における中間処理量

各中間処理施設における処理量の見込みは、表 4-6～表 4-10 に示すとおりです。

表 4-6 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の処理量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
搬入量	50,566	48,604	47,736	46,864
可燃ごみ	47,317	45,394	44,556	43,712
家庭系ごみ 収集	29,544	28,378	27,566	26,750
家庭系ごみ 直接搬入/持込	2,019	1,573	1,552	1,530
事業系ごみ 直接搬入/持込	13,524	13,409	13,420	13,430
公共 委託回収	2,230	2,034	2,018	2,002
可燃残さ	3,249	3,210	3,181	3,152
リサイクルプラザ	2,328	2,035	2,004	2,018
資源化センター	34	48	47	46
安城プラスチックリサイクルセンター	28	39	42	0
せん定枝リサイクルプラント	859	1,088	1,088	1,088
搬出量	6,433	6,343	6,230	6,116
焼却灰	4,058	4,034	3,962	3,890
再処理焼却灰(溶融化/セメント化)	2,375	2,309	2,268	2,226
紙資源	—	0	0	0

表 4-7 リサイクルプラザ／不燃ごみ処理施設の処理量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
搬入量	5,427	4,942	4,867	6,437
不燃ごみ	977	966	943	920
家庭系ごみ 収集	965	943	920	897
家庭系ごみ 直接搬入/持込	12	23	22	22
粗大ごみ	2,769	2,451	2,419	2,385
家庭系ごみ 戸別収集	112	102	100	99
家庭系ごみ 直接搬入/持込	2,657	2,350	2,319	2,286
缶	411	364	359	354
家庭系ごみ 収集	411	363	358	353
家庭系ごみ 持込	0	1	1	1
びん	1,270	1,162	1,146	1,131
家庭系ごみ 収集	1,270	1,160	1,144	1,128
家庭系ごみ 持込	0	2	2	2
プラスチック資源	—	—	—	1,648
搬出量	5,208	4,982	4,906	6,490
資源ごみ	2,340	2,249	2,214	4,024
金属類	1,235	1,185	1,167	1,148
びん・カレット類	894	911	897	883
再生家具等	10	10	10	9
小型家電	188	136	134	132
充電池	0	1	1	1
硬質プラスチック製品(再生プラスチック)	13	5	5	—
プラスチック資源	—	—	—	1,850
可燃残さ	2,328	2,035	2,004	2,018
不燃残さ	540	699	688	448

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

表 4-8 資源化センターの処理量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
搬入量	483	431	425	419
ペットボトル	483	431	425	419
家庭系ごみ 拠点回収	483	431	425	419
搬出量	457	424	419	413
ペットボトル	423	377	372	367
可燃残さ	34	48	47	46

表 4-9 安城プラスチックリサイクルセンターの処理量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
搬入量	1,288	1,414	1,533	0
プラスチック製容器包装	1,288	—	—	—
家庭系ごみ 収集	1,288	—	—	—
プラスチック資源	—	1,414	1,533	—
搬出量	1,273	1,414	1,533	0
プラスチック製容器包装	1,245	—	—	—
プラスチック資源	—	1,376	1,491	—
可燃残さ	28	39	42	0

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

表 4-10 せん枝リサイクルプラントの施設処理量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
搬入量	1,929	2,444	2,443	2,445
せん定枝	1,929	2,444	2,443	2,445
家庭系ごみ 直接搬入/持込	524	597	589	581
事業系ごみ 収集	1,405	1,847	1,854	1,863
搬出量	1,844	2,140	2,139	2,140
たい肥	832	964	963	964
破碎品	18	16	16	16
丸太	135	72	72	72
処理能力超過分(焼却処理)	859	1,088	1,088	1,088

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

(3) 資源化量の見込み

1) 直接資源化量

直接資源化量の見込みは、表 4-1-1 のとおりです。

表 4-1-1 直接資源化量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
直接資源化量	4,280	4,891	4,827	4,759
古紙	3,667	4,358	4,301	4,241
新聞紙	1,032	1,475	1,455	1,435
家庭系ごみ 収集	330	413	407	402
家庭系ごみ 捱点回収	702	1,062	1,048	1,033
雑誌	821	1,138	1,123	1,107
家庭系ごみ 収集	187	240	237	234
家庭系ごみ 捱点回収	634	897	885	873
雑がみ	714	813	802	791
家庭系ごみ 収集	278	345	340	335
家庭系ごみ 捱点回収	436	468	462	456
ダンボール	1,071	910	898	885
家庭系ごみ 収集	298	239	236	232
家庭系ごみ 捱点回収	773	671	662	653
牛乳パック	16	14	14	14
家庭系ごみ 収集	2	2	2	2
家庭系ごみ 捱点回収	14	12	12	12
シュレッダー処理紙	13	9	9	8
家庭系ごみ 収集	0	0	0	0
家庭系ごみ 捱点回収	13	9	9	8
古着	487	440	435	429
家庭系ごみ 収集	76	61	60	60
家庭系ごみ 捱点回収	411	379	374	369
ペットボトル	0	0	0	0
家庭系ごみ 持込	0	0	0	0
蛍光灯	13	18	18	17
家庭系ごみ 捱点回収	13	18	18	17
乾電池	49	48	48	47
家庭系ごみ 捱点回収	49	48	48	47
小型家電	14	25	25	24
家庭系ごみ 捏点回収	14	25	25	24
硬質プラスチック製品	47	—	—	—
家庭系ごみ 捏点回収	47	—	—	—
廃食用油	3	2	2	2
家庭系ごみ 捏点回収	3	2	2	2

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

2) 中間処理後再生利用量

中間処理後再生利用量の見込みは、表 4-1-2 のとおりです。

表 4-1-2 中間処理後再生利用量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
中間処理後再生利用量	7,296	6,943	6,985	7,265
環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)	2,303	1,890	1,857	1,823
セメント化	2,182	1,791	1,759	1,726
スラグ	100	83	81	80
金属類	18	15	15	15
飛灰山元還元	2	2	2	2
リサイクルプラザ	2,340	2,249	2,214	4,024
金属類	1,235	1,185	1,167	1,148
びん・カレット類	894	911	897	883
再生家具等	10	10	10	9
小型家電	188	136	134	132
充電池	0	1	1	1
硬質プラスチック製品(再生プラスチック)	13	5	5	—
プラスチック資源	—	—	—	1,850
資源化センター	423	377	372	367
ペットボトル	423	377	372	367
安城プラスチックリサイクルセンター	1,245	1,376	1,491	0
プラスチック製容器包装	1,245	—	—	—
プラスチック資源	—	1,376	1,491	—
せん定枝リサイクルプラント	985	1,052	1,051	1,052
たい肥	832	964	963	964
破碎品	18	16	16	16
丸太	135	72	72	72

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

3) 集団資源回収量

集団資源回収量の見込みは、表 4-1-3 のとおりです。

表 4-1-3 集団資源回収量の見込み

(単位:t/年)

年度	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
集団資源回収量	1,770	3,041	3,001	2,959
びん	1	2	2	2
缶	17	21	21	21
古紙	1,708	2,959	2,920	2,879
新聞紙	783	1,561	1,541	1,519
雑誌	445	772	762	751
雑がみ	42	40	40	39
ダンボール	412	551	544	536
牛乳パック	26	34	34	33
古着	44	59	59	58
ペットボトル	0	0	0	0

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

4) 資源化量及びリサイクル率

本市の資源化量及びリサイクル率の見込みは、表 4-1-4 のとおりです。

表 4-1-4 資源化量及びリサイクル率の見込み

年度		2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
資源化量 (リサイクル率)	t/年	13,346 21.4%	14,876 23.8%	14,813 24.0%	14,984 24.7%
直接資源化量	t/年	4,280	4,891	4,827	4,759
中間処理後再生利用量	t/年	7,296	6,943	6,985	7,265
集団資源回収量	t/年	1,770	3,041	3,001	2,959

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

3 最終処分計画

(1) 将来の処分方法

環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）から搬出される一部の焼却灰は、令和元年度より「（公財）愛知臨海環境整備センター（アセック）」及び「グリーンフィル小坂（株）」で埋立処分を行っています。また、本市の「安城市榎前町一般廃棄物最終処分場」の残余容量は、2022（令和4）年4月1日時点で 46,721m³ であり、主な埋立対象物は、リサイクルプラザからの不燃残さです。本市で、新規処分場の確保は困難であり、いずれの処分場においても処分可能容量には制限があるため、今後も長期利用できるよう、延命化を図るために、埋立処分量の減量化・減容化に努めています。

また、2019（令和元）年度より開始した一部の焼却灰の資源化を、引き続き継続していきます。

(2) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、表 4-1-5 に示すとおりです。

表 4-1-5 最終処分量の見込み

年度		2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
最終処分量 1人1日当たりの最終処分量 (最終処分率)	t/年 g/人・日	4,598 66 7.4%	4,733 67 7.6%	4,650 66 7.5%	4,338 62 7.1%
環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）	t/年	4,058	4,034	3,962	3,890
焼却灰	t/年	4,058	4,034	3,962	3,890
リサイクルプラザ	t/年	540	699	688	448
不燃残さ	t/年	540	699	688	448

第8節 ごみの処理施設の整備に関する事項

環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）は稼働開始から25年、リサイクルプラザは24年が経過しており、その他の施設においても今後15年以内に稼働開始から30年以上が経過することから、施設の老朽化が懸念されます。

また、プラスチック類の処理については、ペットボトル及びプラスチック製容器包装等は再資源化していますが、軟質プラスチックは可燃ごみとして焼却処分、硬質プラスチックの大部分は不燃ごみとして破碎処理後、最終処分されている状況です。

本市では、2021（令和3）年3月に「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、将来にわたる安定的・効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減を図るため、各施設の整備に向けた基本の方針を定めています。

今後は、国の「プラスチック資源循環推進法」の施行や昨今の社会的情勢を踏まえつつ、安城市廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、不燃ごみ破碎処理施設を中心とした廃棄物処理施設の整備に向けた検討を行っていきます。

1 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）

環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の必要施設規模の見込みを表4-1-6、同施設の災害廃棄物を考慮した場合の必要施設規模の見込みを表4-1-7に示します。

ごみ焼却施設の処理量は減少する見込みであり、ごみ焼却施設の施設規模は240t/日であることから、能力的には今後も処理が可能であると見込まれます。一方、一般的なごみ焼却施設の稼働期間が30年程度といわれる中、稼働開始から25年が経過しており、老朽化が懸念されるため、今後は基幹的設備改良工事を実施し、延命化を図っていきます。

表4-1-6 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の必要施設規模の見込み

年度	単位	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
処理量	t/年	50,566	48,604	47,736	46,864
必要施設規模	t/日	188	181	178	174

※施設規模の見込み=処理量(t/年) ÷ 年間稼働日数(280日) ÷ 調整稼働率(96%)

表4-1-7 環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）の必要施設規模の見込み
(災害廃棄物を考慮した場合)

年度	単位	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
処理量	t/年	50,566	48,604	47,736	46,864
災害廃棄物量 (焼却処理量)	t/年	7,112	7,112	7,112	7,112
計	t/年	57,678	55,716	54,848	53,976
必要施設規模	t/日	215	207	204	201

※災害廃棄物量(焼却処理量)は、南海トラフ地震(過去地震最大モデル)を想定した場合の災害廃棄物の可燃物量42,670tを3年で処理し、そのうち約50%を本市の施設で処理すると、想定した場合の廃棄物量(安城市災害廃棄物処理計画(2022(令和4)年3月改訂))。

災害廃棄物の可燃物量(42,670t) ÷ 処理期間(3年) × 本市の処理分(50%) = 7,112t

※施設規模の見込み=処理量(t/年) ÷ 年間稼働日数(280日) ÷ 調整稼働率(96%)

2 リサイクルプラザの方針について

リサイクルプラザの必要施設規模の見込みを表 4-18 に示します。

リサイクルプラザの施設規模は 58.2t/日であり、能力的に十分な余力があると見込まれます。しかし、施設稼働後 24 年が経過しており、施設周辺道路の渋滞、リチウムイオン電池等を原因とした火災への対策等の機能面における課題を抱えている状況です。

また、不燃ごみや粗大ごみとして排出されている硬質プラスチック製品等は、手選別等の処理を行うことでリサイクルすることが可能ですが、現在のリサイクルプラザでは破碎処理後、埋立処分されています。

今後は、プラスチックの収集体制及び処理体制等の見直しを含め、将来の施設整備に向けた検討を進めます。

表 4-18 リサイクルプラザの必要施設規模の見込み

年度	単位	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
処理量	t/年	5,427	4,942	4,867	6,437
必要施設規模	t/日	21.5	19.5	19.2	25.4

※施設規模の見込み = 処理量 (t/年) ÷ 年間稼働日数 (253 日)

3 資源化センターの方針について

資源化センターの必要施設規模の見込みを表 4-19 に示します。

資源化センターの施設規模は 2.3t/日であり、今後も処理が可能であると見込まれます。

施設においては、法定耐用年に近づいていることから、今後の搬入量、必要経費の比較を踏まえて、将来の施設整備に向けた検討を進めます。

表 4-19 資源化センターの必要施設規模の見込み

年度	単位	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
処理量	t/年	483	431	425	419
必要施設規模	t/日	1.9	1.7	1.7	1.7

※施設規模の見込み = 処理量 (t/年) ÷ 年間稼働日数 (253 日)

4 安城プラスチックリサイクルセンター（民間施設）の方針について

安城プラスチックリサイクルセンターの必要施設規模の見込みを表 4-20 に示します。

安城プラスチックリサイクルセンターの施設規模は 4.8t/日ですが、現時点で施設規模の上限を超える搬入があり、稼働日数を増やすことで対応している状況です。今後、新たなプラスチック処理施設の建設や追加の民間処理施設への委託等の対応を行っていく必要があります。

表 4-20 安城プラスチックリサイクルセンターの必要施設規模の見込み

年度	単位	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
処理量	t/年	1,288	1,414	1,533	—
必要施設規模	t/日	5.1	5.6	6.1	—

※施設規模の見込み = 処理量 (t/年) ÷ 年間稼働日数 (253 日)

5 せん定枝リサイクルプラントの方針について

せん定枝リサイクルプラントの必要施設規模の見込みを表 4-2 1 に示します。

せん定枝リサイクルプラントの施設規模は、4.8t/日ですが、現時点での施設規模の上限を超える搬入があり、施設規模を超えたものについて環境クリーンセンターにて焼却処理を行っている状況です。また、施設の老朽化により維持管理コストが増加していることから、今後の搬入量、必要経費の比較を踏まえ、将来の施設整備や民間委託に向けた検討を進めます。

表 4-2 1 せん定枝リサイクルプラントの必要施設規模の見込み

年度	単位	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 推計	2032(令和14) 推計	2037(令和19) 推計
処理量	t/年	1,929	2,444	2,443	2,445
必要施設規模	t/日	6.3	8.0	8.0	8.0

※施設規模の見込み = 処理量 (t/年) ÷ 年間稼働日数 (305 日)

第9節 その他ごみの処理に際し必要な事項

その他ごみの処理においては、以下のとおり対策を講じていきます。

1 事業者の協力

事業系ごみの排出量は年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による影響により 2020（令和2）年度は大幅に減少しましたが、2021（令和3）年度には再び増加に転じています。新型コロナウイルス感染症収束後の傾向を注視しつつ、引き続き、排出量を減らすための啓発を行い、事業者と連携していきます。

また、事業系可燃ごみの中には紙類や食品廃棄物等が含まれていることが予想されます。紙類等については、さらなる分別の徹底指導により資源化を推進します。また、食品廃棄物のうち食品ロスについては、フードバンク事業への協力を仰ぎ、それ以外の食品廃棄物については、堆肥化等の資源化に向け、先進的な事例や取組み等を調査し、啓発や具体的な施策の検討を行っていきます。

2 災害廃棄物への対策

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生することが懸念されます。

大規模災害時にも迅速かつ計画的に災害廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画に基づき、平常時より近隣市町、愛知県、県外の市町村及び民間業者との協力体制を構築していきます。災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応を着実に実施し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進めます。

3 不法投棄・不適正処理への対策

不法投棄は、地域の景観、良好な地域環境を損ない、周囲に悪影響を及ぼします。

不法投棄を未然に防止するため、不法投棄防止のための啓発活動や不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進めています。

第5章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理フロー

本市における生活排水の処理フローを図 5-1 に示します。

2022（令和4）年度時点において、し尿及び浄化槽汚泥は、本市の許可業者が収集し、本市のし尿処理施設（環境クリーンセンター）で処理しています。脱水汚泥は、し尿処理施設に併設する焼却施設で焼却処理しています。

また、公共下水道整備地区では、し尿及び生活雑排水は公共下水道管に送り、下水道終末処理場で処理し、公共用水域へ放流しています。

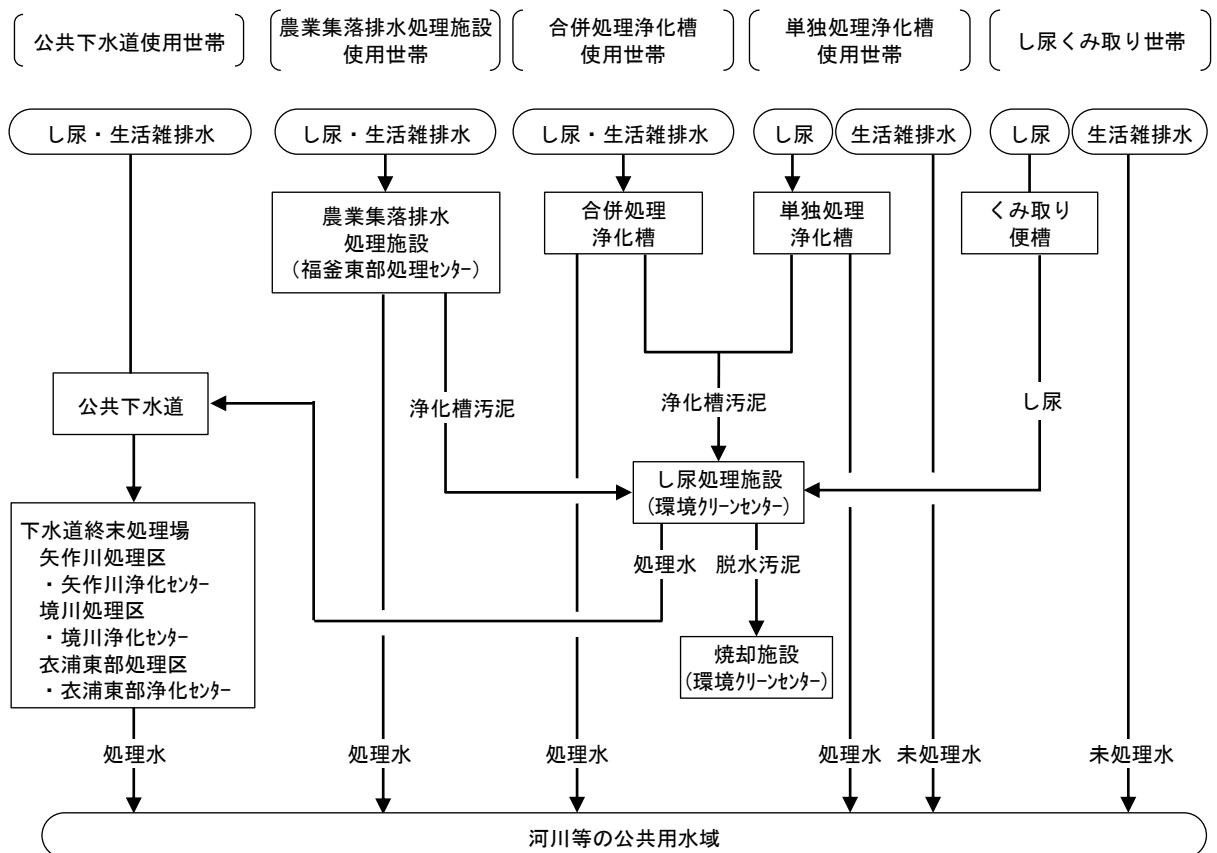


図 5-1 生活排水処理フロー (2022 (令和4) 年度)

2 生活排水処理体制

(1) 収集・運搬

くみ取り便槽からのし尿と、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。

本市が設定するくみ取り手数料を表 5-1 に示します。

表 5-1 くみ取り手数料

種別	取扱区分	金額
定額制	10人以下の世帯が使用する便槽	<p>(1) 月1回の収集又は月2回以上の場合は初回の収集次のア及びイの合計額 ア 便槽につき 250 円 イ 世帯人員1人につき 290 円</p> <p>(2) 月2回以上収集する場合の2回目以降の収集 640 円</p> <p>(3) 2月に1回の収集 次のア及びイの合計額 ア 便槽につき 250 円 イ 世帯人員1人につき 590 円</p>
従量制	10人を超える世帯が使用する便槽または定額制の適用が不適当な便槽	36リットルまでごとに 350 円 (工事等の施工に伴い設置された仮設便所の便槽については、1,040 円に 36 リットルまでごとに 350 円を加算した額)

(2) 中間処理

し尿、浄化槽汚泥は、本市のし尿処理施設である環境クリーンセンターで処理しています。環境クリーンセンターでは、2017（平成29）年の改修以降、搬入された汚泥の含水率を70%以下にし、焼却施設の助燃剤として利用しています。また、処理水は公共下水道に送り、下水道終末処理場で処理後、公共用水域へ放流しています。

環境クリーンセンター（し尿処理施設）の施設概要を表 5-2 に示します。

表 5-2 環境クリーンセンター（し尿処理施設）の施設概要

所在地	安城市和泉町大下 38 番地
敷地面積	48,573m ²
建築面積	2,756m ²
処理方式	前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式（下水道放流）
施設能力	102kL/日（し尿：7kL/日、浄化槽汚泥 95kL/日）
竣工	1987（昭和62）年3月（2017（平成29）年2月改修）

3 生活排水処理施設の状況

各生活排水処理施設の状況を以下に示します。また、各施設の処理体系を表 5-3 に示します。

(1) 公共下水道

下水道整備区域において、計画通り整備が進捗しており、2021（令和3）年度末で、下水道事業計画区域 2,662.5ha に対し、2,475.8ha の整備が完了しています。なお、残整備面積 186.7ha についても、今後5年で概ね整備する予定です。

(2) 農業集落排水施設

1999（平成11）年度より福釜町、赤松町、和泉町及び榎前町の各一部の地域において運用しております。供用開始から20年以上が経過しています。

2026（令和8）年度を目途に、公共下水道へ統合する予定です。

(3) 合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・くみ取り便槽

公共下水道の未整備区域を中心に、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を進めています。

合併処理浄化槽に転換することで、未処理の生活排水の河川等への排出を防ぐことができ、また、浄化槽の処理機能の向上による温室効果ガスの排出削減も期待できます。

なお、浄化槽管理者に対しては、広報紙等で適正な維持管理を啓発しています。

表 5-3 生活排水の処理体系

施設の種類	対象となる生活排水	処理施設名	管理者
公共下水道	し尿、生活雑排水	矢作川浄化センター 境川浄化センター 衣浦東部浄化センター	愛知県
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	福釜東部浄化センター	安城市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	合併処理浄化槽	浄化槽管理者
単独処理浄化槽	し尿	単独処理浄化槽	浄化槽管理者
くみ取り便槽	し尿	環境クリーンセンター	安城市

4 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率³の推移

生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移を表 5-4 及び図 5-2 に示します。

2017（平成 29）年度以降、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口が減少する一方で、合併処理浄化槽人口及び公共下水道人口は増加傾向にあります。

汚水衛生処理率は、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度にかけて、81.9%から 88.8%と、6.9%増加しています。

表 5-4 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移

年度			2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
1. 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	a	188,693	189,331	190,368	189,877	189,061	
2. 汚水衛生処理人口	b	154,623	156,425	159,850	166,952	167,910	
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0	
(2) 合併処理浄化槽人口		15,998	16,476	17,040	23,057	22,297	
(3) 公共下水道人口		136,718	138,054	140,863	141,956	143,752	
(4) 農業集落排水施設人口		1,907	1,895	1,947	1,939	1,861	
3. 単独処理浄化槽人口		31,090	29,957	28,087	20,882	19,228	
4. 非水洗化人口		2,980	2,949	2,431	2,043	1,923	
(1) し尿収集人口		2,980	2,949	2,431	2,043	1,923	
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率	b/a	81.9%	82.6%	84.0%	87.9%	88.8%	

基準日：各年度末

※ 公共下水道人口＝下水道接続人口

※ 合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口は、2019（令和元）年度までは市保有データ、2020（令和2）年度以降は、愛知県保有データを利用し、市内の浄化槽設置基数を基に算出。

※ し尿収集人口は、2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度に精度向上調査を実施。

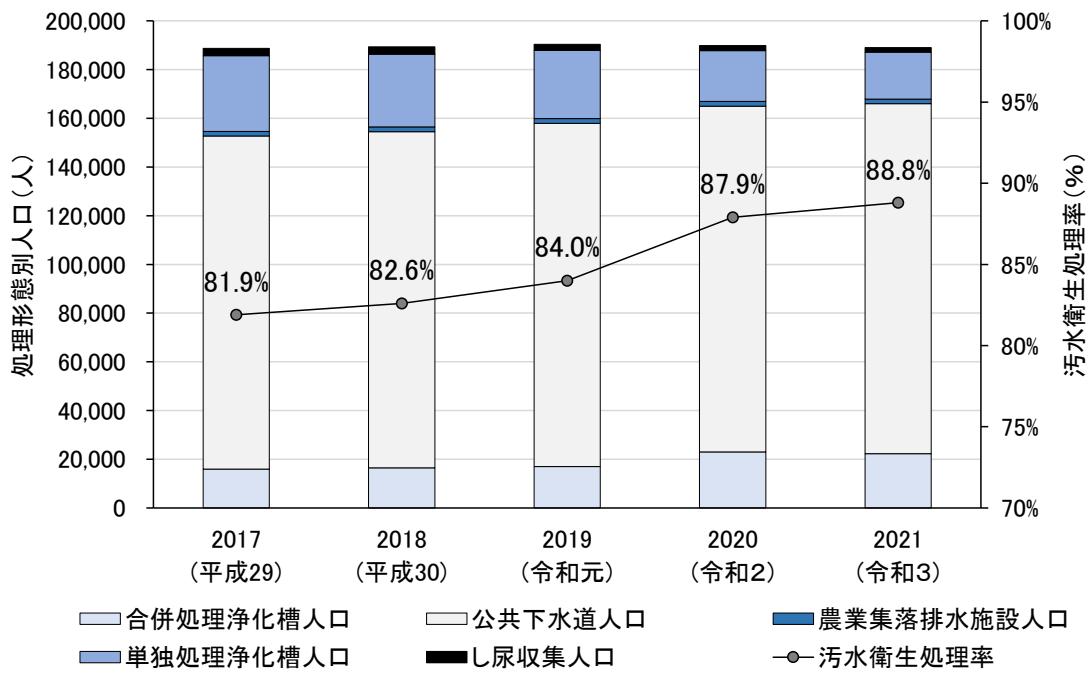


図 5-2 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率の推移

³下水道及び農業集落排水施設への接続人口並びに合併処理浄化槽の使用人口（汚水衛生処理人口）を計画処理区域内人口で除した割合。

(2) 生活排水処理量の推移

生活排水処理量の推移を表 5-5 及び図 5-3 に示します。し尿の処理量は、2020（令和2）年度以降減少傾向にありますが、浄化槽汚泥は増減を繰り返しながら推移しています。集落排水汚泥は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、2020（令和2）年度に増加に転じています。

表 5-5 生活排水処理量の推移^{※1}

年度	単位	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
年間日数	日	365	365	366	365	365
計画収集人口 ^{※2}	人	51,975	51,277	49,505	47,921	45,309
処理量	kL	31,724	30,740	31,058	31,723	31,767
し尿	kL	1,761	1,696	1,960	1,525	1,466
浄化槽汚泥	kL	29,300	28,383	28,437	29,462	29,459
集落排水汚泥	kL	664	661	661	736	841
資源化量	t	1,051	962	1,019	995	1,017
日平均処理量	kL/日	87	84	85	87	87
し尿	kL/日	5	5	5	4	4
浄化槽汚泥	kL/日	80	78	78	81	81
集落排水汚泥	kL/日	2	2	2	2	2

※1 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

※2 環境クリーンセンター（し尿処理施設）で処理を行っているし尿及び浄化槽汚泥の排出人口（し尿収集人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び農業集落排水施設人口の和）

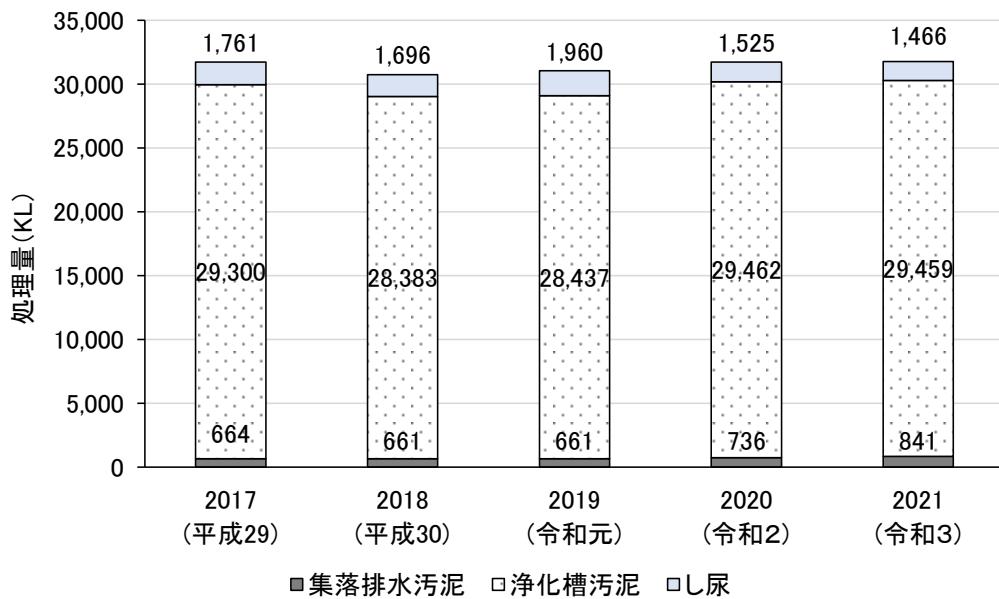


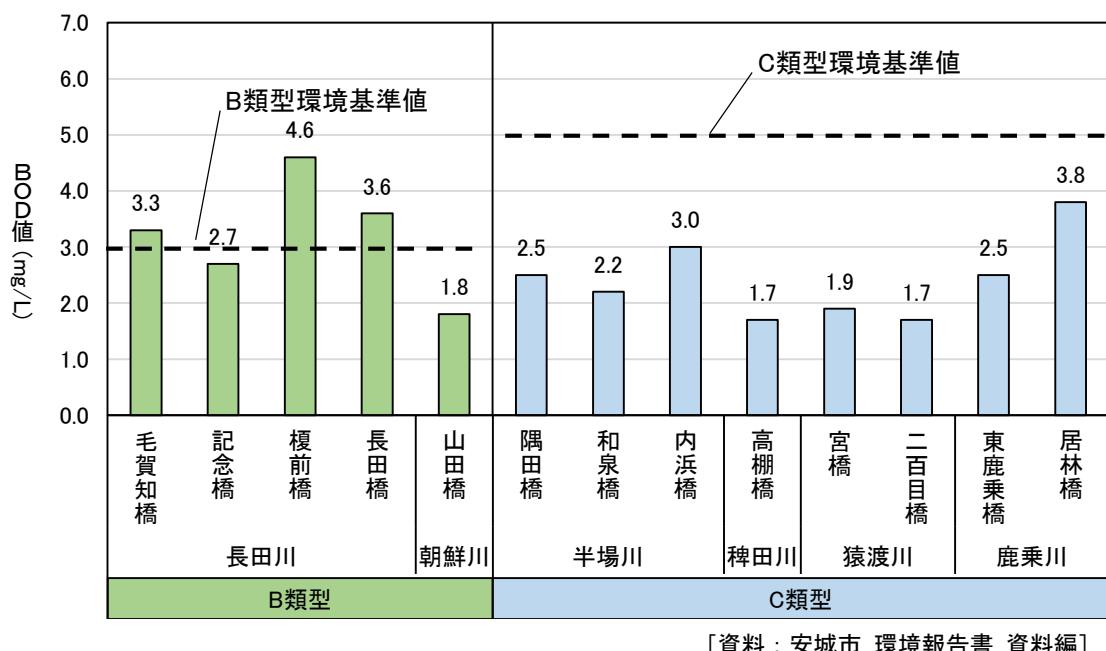
図 5-3 生活排水処理量の推移

5 河川・湖沼の状況

河川の水質として生物化学的酸素要求量 (BOD) の 75%水質値 (2021 (令和3) 年度) を図 5-4 に、油ヶ淵の水質として化学的酸素要求量 (COD) の 75%水質値 (2021 (令和3) 年度) の推移を図 5-5 に示します。75%水質値とは、河川や湖沼等における有機物による水質汚濁の指標である BOD 又は COD の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値で、測定値の低い方から数えて 75%目に該当する日平均値です。

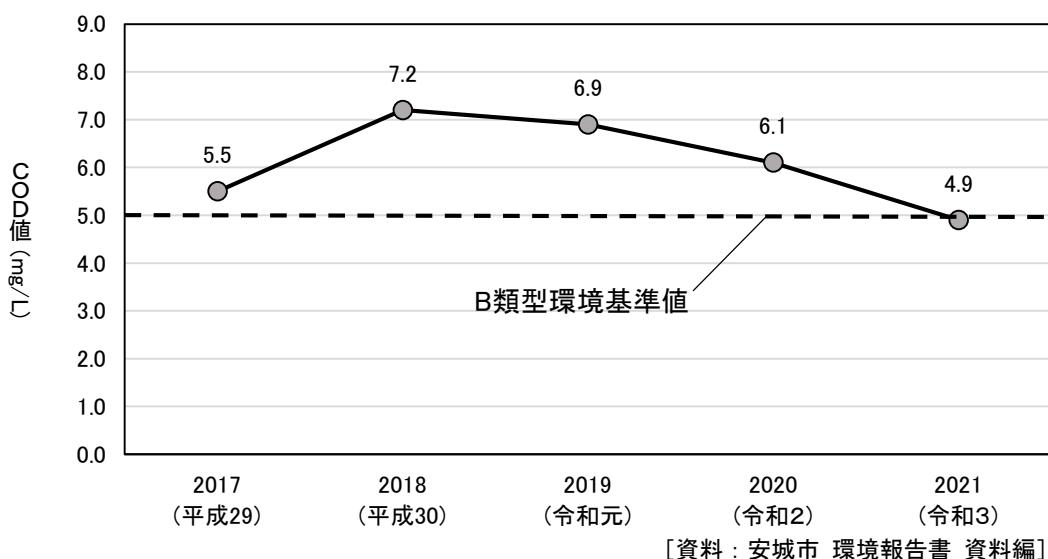
継続的な水質改善により、2019 (令和元) 年度に、本市内を流れる河川のうち、長田川、朝鮮川及び猿渡川については、上位の河川類型へ改定されています。

河川の BOD の 75%水質値について、環境基準値を超過する調査地点は毛賀知橋、榎前橋及び長田橋の 3 地点です。また、油ヶ淵の COD の 75%水質値については、2020 (令和2) 年度まで環境基準値を超過していましたが、2021 (令和3) 年度には環境基準値を下回っており、2018 (平成30) 年度以降 COD の 75%水質値は減少傾向にあります。



[資料：安城市 環境報告書 資料編]

図 5-4 河川の BOD の 75%水質値 (2021 (令和3) 年度)



[資料：安城市 環境報告書 資料編]

図 5-5 油ヶ淵の COD の 75%水質値の直近 5 年間の推移

6 净化槽設置整備事業補助金制度

本市では、公共用水域の水質改善促進のため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事について、費用の一部を補助しています。浄化槽設置整備事業補助金制度の概要を表 5-6 に示します。

表 5-6 浄化槽設置整備事業補助金制度（2022（令和4）年度）

補助対象者	安城市内において、専用住宅又は居宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上ある併用住宅に居住し、居宅に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を転換しようとする個人		
補助対象区域	次のいずれにも該当しない区域 ・下水道が整備された区域又は整備予定の区域 ・農業集落排水処理区域		
補助対象工事	・環境配慮型合併処理浄化槽への転換工事 ・浄化槽の設置に付随する、宅内配管工事、既設単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去工事		
補助金額（上限額）	区分	油ヶ淵地域	その他の地域
	5人槽（延床面積≤130m ² ）	415,000円	332,000円
	7人槽（延床面積>130m ² ）	517,000円	414,000円
	10人槽（台所・浴室共に2か所以上）	685,000円	548,000円
	宅内配管工事費加算	+30万円	
撤去費加算		+10万円	

表 5-7 浄化槽設置事業補助金制度による助成実績（過去5年間）

年度		2017(平成29) 年度	2018(平成30) 年度	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度
対象基数（基）	新設	128	129	91		
	転換	2	4	4	8	8
	合計	130	133	95	8	8
助成金額（千円）		35,000	25,403	10,433	6,619	6,291

7 目標値の達成状況と施策の評価

現行計画で掲げた施策について、実績を整理しました。

項目	取組内容	実績の概要
(1)生活排水処理施設の整備	①下水道 下水道整備区域では、下水道計画に従い順次下水道の整備を進め、供用開始区域では各世帯の速やかな下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。	・汚水処理人口普及率は、現行計画の2022（令和4）年度推計値による算出で目標値91.0%。一方で、2021（令和3）年度の実績値は91.9%のため、目標を達成しています。
	②合併処理浄化槽 下水道整備区域以外の区域では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を指導する等、生活排水の合併処理を図ります。	2021（令和3）年度実績値：91.9% 2022（令和4）年度目標値：91.0%
(2)し尿・汚泥の処理計画	①収集区域 公共下水道の普及に伴う収集区域の変化状況の把握に努め、より効果的な収集・運搬計画を検討します。	・くみ取り便槽の減少に合わせ、許可業者にて適宜、収集・運搬方法の見直しを実施。
	②収集方法 し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集し、し尿処理施設に搬入します。	・許可業者がし尿及び浄化槽汚泥の収集を実施し、し尿処理施設に搬入。
	③処理・処分 し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥は、隣接するごみ焼却施設にて焼却処分します。今後も適正な処理及び処分を行うとともに、周辺環境に配慮した施設の維持・管理を行い、新たに下水道システムを活用した有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）を整備して、発生汚泥の資源化と再生利用を進めます。	・2017（平成29）年2月に環境クリーンセンター（し尿処理施設）を改修し、汚泥再生処理センターを整備。 ・上記の汚泥再生処理センターにて浄化槽汚泥を資源化後、焼却施設の助燃剤として利用。
(3)生活排水対策の普及・啓発	①生活排水対策の普及・啓発 生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について普及・啓発活動を進め、市民の理解と協力を得ていきます。また、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽といった生活雑排水未処理の世帯に対しては、下記のような家庭できる生活排水対策の普及に努め、協力を得るとともに、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換も促していきます。 ○食用油や食べ物のかすを流さない ○米のとぎ汁を観葉植物等の肥料にする ○風呂の残り水を洗濯水に使う	・毎年、広報あんじょうに生活排水対策啓発記事を掲載。 ・市ホームページで浄化槽の維持管理を啓発。
	②浄化槽の維持管理 浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査について、広報等を通じてその徹底に努めます。	

第2節 生活排水処理の課題

1 各生活排水処理施設の課題

本市の汚水処理人口は年々増加し、汚水処理人口普及率は、2021（令和3）年度で91.9%まで増加しており、現行計画の2022（令和4）年度の目標値を既に達成しています。

一方、一部の河川では依然として環境基準値の超過が見られるため、引き続き各施設の整備等が必要です。

（1）公共下水道

下水道整備区域では整備が進んでいますが、将来的に本市の人口が減少することが想定されることから、全地域に公共下水道の整備を行うことは非効率な整備となる恐れがあります。また、長年利用してきた下水道施設の老朽化対策及び大規模地震への耐震対策等、既存施設を持続的に使用するための維持管理が必要であり、限られた財源の中で、経済的・効率的な整備・維持を実施する必要があります。

（2）農業集落排水施設

施設の供用開始から20年以上が経過し、機械電気設備等の老朽化が顕在化しています。

（3）合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・くみ取り便槽

公共下水道の未整備区域において、引き続き、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を進め、下水道整備区域の公共下水道整備が完了する2025（令和7）年度以降は、より一層転換を促進していく必要があります。また、合併処理浄化槽への転換に当たっては、環境配慮型浄化槽への転換を促進していく必要があります。

なお、浄化槽管理者については、悪質な排水が放流されないよう、適切な維持管理の継続が必要です。

2 し尿処理施設の課題

今後も浄化槽汚泥等の処理を行っていくため、老朽化した施設の安定稼働を図れるよう、適切な維持管理を継続して行う必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 処理形態別人口及び生活排水処理量の予測

1 処理形態別人口及び汚水衛生処理率の予測

本市の処理形態別人口の予測を表 6-1 及び図 6-1 に示します。

農業集落排水施設は、2026（令和8）年度を目途に廃止し、公共下水道に統合することから、2027（令和9）年度以降の農業集落排水施設人口は公共下水道人口に含めています。

汚水衛生処理率は、下水道整備区域の公共下水道の整備が完了する 2025（令和7）年度に約 94.1% まで増加し、それ以降は微増しながら、計画目標年度である 2037（令和19）年度には 96.5% になる見込みです。

表 6-1 処理形態別人口及び汚水衛生処理率の予測（1/2）

（単位：人）

年度		2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)
1. 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	a	191,422	192,040	192,658	193,042	193,191
2. 汚水衛生処理人口	b	175,572	178,216	181,326	181,915	182,516
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		25,128	25,957	26,958	27,221	27,519
(3) 公共下水道人口		148,476	150,287	152,393	152,717	154,997
(4) 農業集落排水施設人口		1,968	1,972	1,975	1,977	0
3. 単独処理浄化槽人口		14,058	12,100	9,673	9,533	9,145
4. 非水洗化人口		1,792	1,724	1,659	1,594	1,530
(1) し尿収集人口		1,792	1,724	1,659	1,594	1,530
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	b/a	91.7%	92.8%	94.1%	94.2%	94.5%

年度		2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)
1. 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	a	193,340	193,489	193,638	193,666	193,571
2. 汚水衛生処理人口	b	183,080	183,608	184,097	184,498	184,873
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		27,803	28,074	28,330	28,574	28,827
(3) 公共下水道人口		155,277	155,534	155,767	155,924	156,046
(4) 農業集落排水施設人口		0	0	0	0	0
3. 単独処理浄化槽人口		8,791	8,471	8,187	7,869	7,453
4. 非水洗化人口		1,469	1,410	1,354	1,299	1,245
(1) し尿収集人口		1,469	1,410	1,354	1,299	1,245
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	b/a	94.7%	94.9%	95.1%	95.3%	95.5%

基準日：各年度末

表 6-1 処理形態別人口及び汚水衛生処理率の予測 (2/2)

年度		2033 (令和15)	2034 (令和16)	2035 (令和17)	2036 (令和18)	2037 (令和19)
1. 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	a	193,476	193,381	193,285	193,084	192,777
2. 汚水衛生処理人口	b	185,190	185,448	185,653	185,840	186,009
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		29,059	29,273	29,468	29,668	29,876
(3) 公共下水道人口		156,131	156,175	156,185	156,172	156,133
(4) 農業集落排水施設人口		0	0	0	0	0
3. 単独処理浄化槽人口		7,092	6,788	6,534	6,192	5,761
4. 非洗化人口		1,194	1,145	1,098	1,052	1,007
(1) し尿収集人口		1,194	1,145	1,098	1,052	1,007
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	b/a	95.7%	95.9%	96.1%	96.2%	96.5%

基準日：各年度末

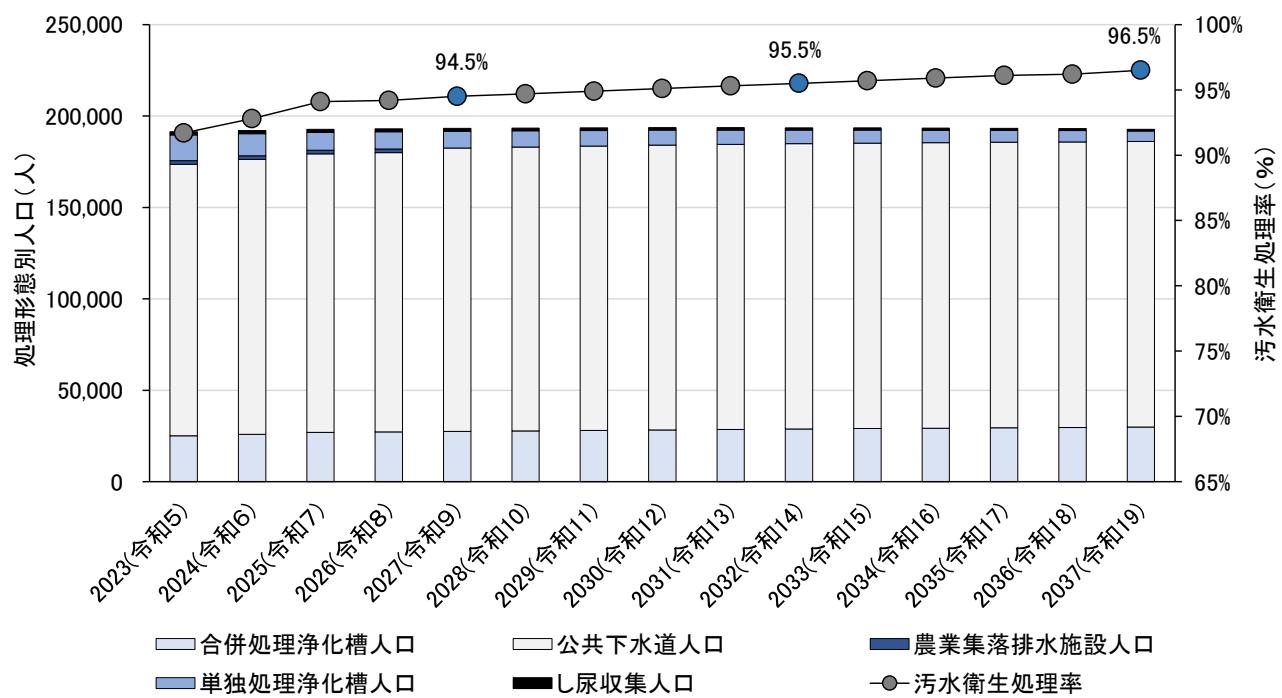


図 6-1 処理形態別人口の及び汚水衛生処理率の予測

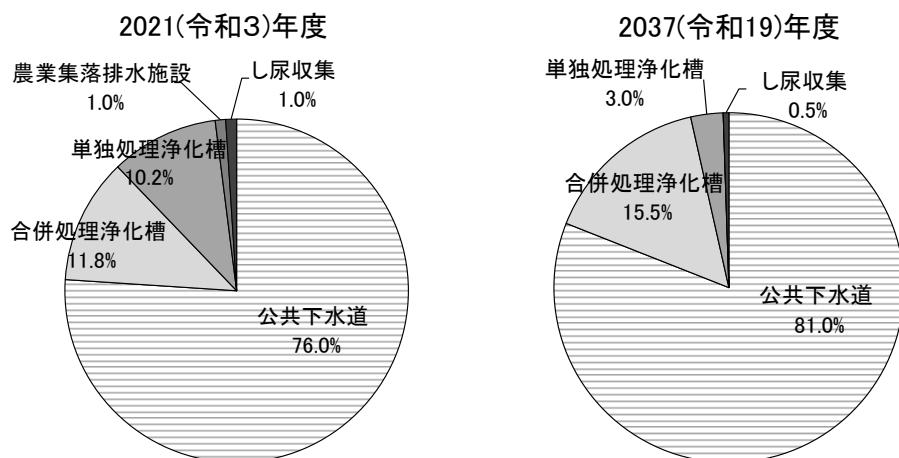


図 6-2 2021(令和3)年度及び2037(令和19)年度の処理形態別人口組成

2 生活排水処理量の予測

生活排水処理量の予測を表 6-2 及び図 6-3 に示します。

表 6-2 生活排水処理量の予測

年度	単位	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365
計画収集人口	人	42,946	41,753	40,265	40,325	38,194	38,063	37,955	37,871
処理量	kL	31,056	30,744	30,460	30,203	29,129	28,923	28,739	28,579
し尿	kL	1,353	1,299	1,248	1,199	1,151	1,106	1,062	1,020
浄化槽汚泥	kL	28,861	28,602	28,370	28,162	27,978	27,817	27,677	27,559
集落排水汚泥	kL	842	842	842	842	0	0	0	0
日平均処理量	kL/日	85	84	83	83	80	79	79	78
し尿	kL/日	4	4	3	3	3	3	3	3
浄化槽汚泥	kL/日	79	78	78	77	76	76	76	76
集落排水汚泥	kL/日	2	2	2	2	0	0	0	0

年度	単位	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)	2034 (令和16)	2035 (令和17)	2036 (令和18)	2037 (令和19)
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365
計画収集人口	人	37,742	37,525	37,345	37,206	37,100	36,912	36,644
処理量	kL	28,440	28,323	28,225	28,147	28,088	28,046	28,022
し尿	kL	980	941	904	868	834	801	769
浄化槽汚泥	kL	27,461	27,382	27,321	27,279	27,254	27,245	27,253
集落排水汚泥	kL	0	0	0	0	0	0	0
日平均処理量	kL/日	78	78	77	77	77	77	77
し尿	kL/日	3	3	2	2	2	2	2
浄化槽汚泥	kL/日	75	75	75	75	74	75	75
集落排水汚泥	kL/日	0	0	0	0	0	0	0

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

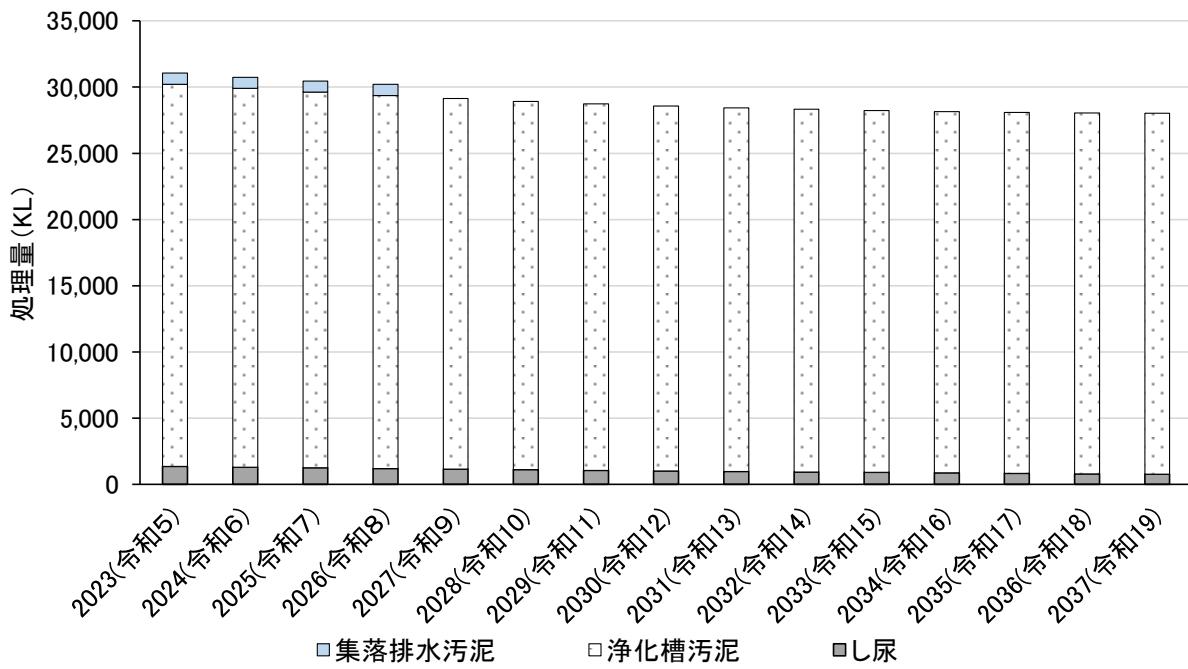


図 6-3 生活排水処理量の予測

第2節 基本理念及び基本方針

1 基本理念

生活排水処理基本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

環境負荷の少ない暮らしにより、良好な水環境を 次世代までつなげていく 持続可能なまち

本基本理念は、第8次安城市総合計画の「環境：くらしの質を高める持続可能なまち」に係る分野別計画における施策が目指す姿「市民一人ひとりが、低炭素化・自然との共生・資源循環等環境に対する高い意識を学びや協働を通じて育むとともに、それぞれの立場で環境配慮行動に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展する社会を目指します。」と、第2次安城市環境基本計画の「生活環境保全」に係る施策の展開における柱「安全安心な生活環境を確保するために、市民が暮らしやすいよう、大気・水等が良好な状態を理想とします。」を反映したものです。

2 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

基本方針1. 生活排水処理施設の整備促進

下水道整備区域においては、下水道計画に従い下水道の整備を進め、供用開始区域においては下水道への接続を促進するとともに、下水道整備区域外では単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

基本方針2. し尿処理施設の維持管理

し尿処理施設の安定稼働を図るため、適切な維持管理を実施していきます。

基本方針3. 水環境の改善に向けた啓発

未処理の生活排水が河川等に排出されることによる環境負荷を低減するため、市民への生活排水対策や浄化槽の適正管理を啓発します。

第3節 計画数値目標

生活排水処理基本計画の中間目標年度及び計画目標年度の数値目標を表 6-3 に示します。

表 6-3 生活排水処理基本計画の数値目標

指標	【基準年度】 (実績値)	【中間目標年度】		【計画目標年度】
	2021(令和3) 年度	2027(令和9) 年度	2032(令和14) 年度	2037(令和19) 年度
汚水衛生処理率	88.8%	94.5%	95.5%	96.5%

第4節 計画推進のための施策

各基本方針に基づく施策の取組内容や具体的な行動を以下に示します。

基本方針1. 生活排水処理施設の整備促進

施策1 処理槽設置整備事業補助金制度の継続及び周知		関連する 主なゴール	6 安全な水サイクルを世界中に 	11 積み重ねた資源を循環させてく 	14 海の豊かさを守る
取組内容	単独処理処理槽またはくみ取り便槽の使用世帯を対象とした処理槽設置整備事業補助金制度を継続するとともに、本制度の周知を徹底することで、合併処理処理槽への転換を促進します				
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none">・処理槽設置整備事業補助金制度を継続して実施します。・広報紙や市ウェブサイトへの掲載等により本制度を周知し、合併処理処理槽への転換を促進していきます。				
施策2 公共下水道への接続促進		関連する 主なゴール	6 安全な水サイクルを世界中に 	11 積み重ねた資源を循環させてく 	14 海の豊かさを守る
取組内容	下水道整備区域においては、下水道計画に従い下水道の整備を引き続き進め、供用開始区域においては下水道への接続を促進していきます。				
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none">・下水道の整備を引き続き進めています。・供用開始区域における下水道への接続を啓発・促進していきます。				

基本方針2. し尿処理施設の維持管理

施策1 環境クリーンセンターの適切な維持管理		関連する 主なゴール	6 安全な水サイクルを世界中に 	11 積み重ねた資源を循環させてく 	14 海の豊かさを守る
取組内容	環境クリーンセンター（し尿処理施設）の適切な維持管理を行います。				
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none">・施設の安定稼働を図るために、定期的な保守点検を行います。また、整備計画に基づき、適切な時期に設備の更新を行います。				

基本方針3. 水環境の改善に向けた啓発

施策1 家庭での生活排水対策の啓発		関連する 主なゴール	4 築けるまちをみんなに 	6 安全な水サイクルを世界中に 	14 海の豊かさを守る 	15 緑の豊かさを守る
取組内容	生活排水対策の必要性について啓発活動を進め、市民の理解と協力を促します。					
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none">・単独処理処理槽及びくみ取り便槽を使用する生活雑排水未処理世帯を中心に、以下に示す家庭でできる生活排水対策の普及に努め、下水道への接続や合併処理処理槽への転換も促していきます。<ul style="list-style-type: none">- 食べ残し、飲み残しを減らす- 油はできるだけ使い切るようにし、残ってしまった場合は、吸収剤や新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる- 三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く- 洗剤やシャンプーは表示に従って適量を使う					
施策2 処理槽の適正管理の啓発		関連する 主なゴール	4 築けるまちをみんなに 	6 安全な水サイクルを世界中に 	11 積み重ねた資源を循環させてく 	14 海の豊かさを守る
取組内容	処理槽の維持管理の重要性について啓発します。					
具体的な行動	<ul style="list-style-type: none">・維持管理が不十分な処理槽からは、悪質な排水が公共用水域に放流される恐れがあるため、定期的な保守点検・清掃及び検査の重要性を広報紙等を通じて周知します。・関係機関と協力し、適切な維持管理を啓発します。					

第5節 し尿・汚泥の処理計画

1 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲は、引き続き本市の行政区域全域とします。今後、公共下水道の普及に伴う収集区域の変化状況の把握に努め、より効率的な収集・運搬計画を検討します。

し尿及び浄化槽汚泥の収集については、現行どおり許可業者により実施し、し尿処理施設に搬入します。し尿及び浄化槽汚泥の排出量の変化に留意し、適宜、適正な収集が行える体制の構築を図ります。

2 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行のとおり、本市の環境クリーンセンター（し尿処理施設）で適正な処理を行うとともに、周辺環境に配慮した施設の維持・管理を行います。また、2026（令和8）年度を目指して、農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合します。

3 資源化計画

環境クリーンセンター（し尿処理施設）において、引き続き浄化槽汚泥の資源化を進め、隣接する環境クリーンセンター（焼却施設）にて助燃剤として再生利用を行います。

4 最終処分

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する残さは、現行のとおり、隣接する本市の環境クリーンセンター（焼却施設）にて焼却処理します。また、焼却処理に伴い発生する焼却灰はセメント化等の資源化をしていきます。

将来の処理フローを図 6-4 に示します。

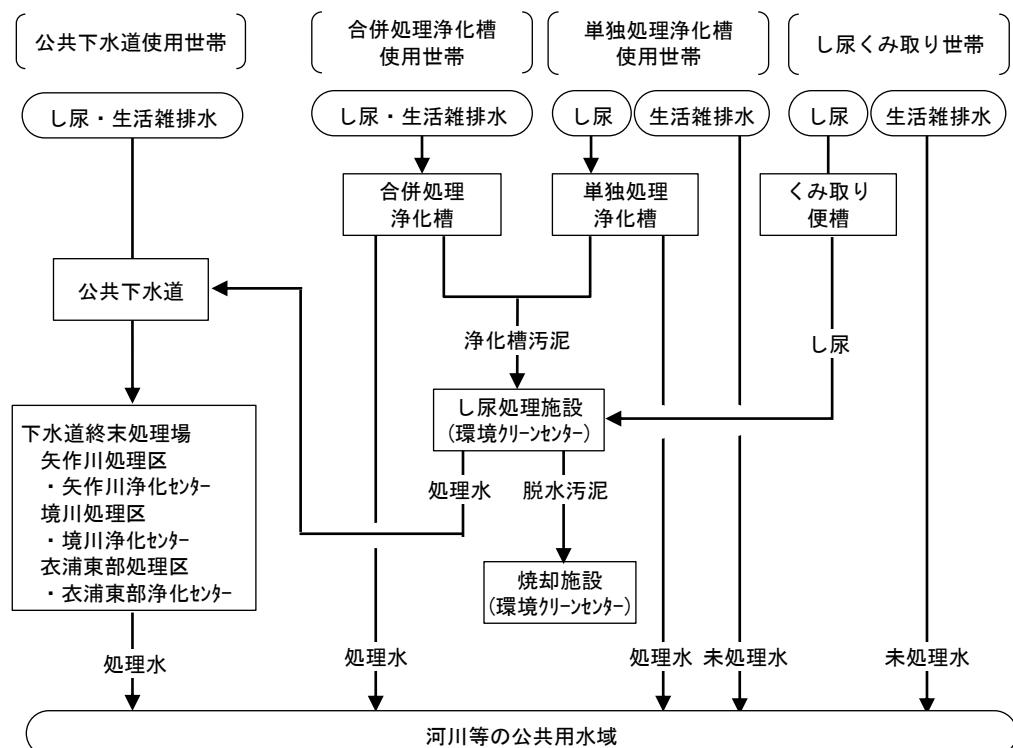


図 6-4 生活排水処理フロー (2027 (令和9) 年度)

第7章 計画の進捗管理

一般廃棄物処理基本計画におけるP D C Aサイクルのイメージを図 7-1に示します。

効果的に施策を推進し、目標値を達成するために、定期的に施策の実施状況や目標値の達成状況をチェックし、表 7-1に示す評価項目の指標に基づいて評価を行います。

実施にあたってはP D C Aサイクルの導入を行い、中間目標年度の2027(令和9)年度及び2032(令和14)年度並びに計画目標年度の2037(令和19)年度には計画の見直しを図ります。

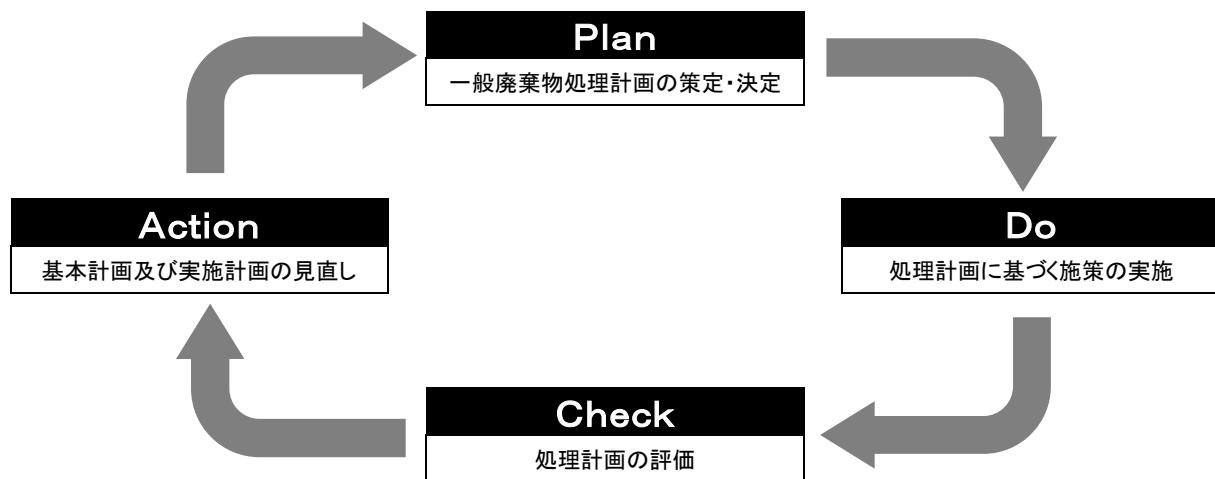


図 7-1 P D C Aサイクルのイメージ

表 7-1 目標値

指 標		中間目標値 2027(令和9)年度	中間目標値 2032(令和14)年度	計画目標値 2037(令和19)年度
ごみ	1人1日当たりのごみ排出量	884 g/人・日	873 g/人・日	864 g/人・日
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ、集団資源回収を除く)	472 g/人・日	460 g/人・日	449 g/人・日
	リサイクル率	23.8%	24.0%	24.7%
	最終処分量	4,733 t/年	4,650 t/年	4,338 t/年
生活排水	汚水衛生処理率	94.5%	95.5%	96.5%

一般廃棄物処理基本計画 2023（令和5）年度～2037（令和19）年度

発行 2023（令和5）年2月

愛知県安城市産業環境部ごみゼロ推進課

〒444-1155 安城市堀内町西新田2番地

電話番号：0566-76-3053 fax:0566-77-1318

mail:gomizer@city.anjo.lg.jp